

第四百四十五回
国会

参議院経済・産業委員会会議録第三号

平成十一年三月十五日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月九日

辞任

上野 公成君

補欠選任

陣内 孝雄君

出席者は左のとおり。

委員長

須藤良太郎君

理事

成瀬 守重君

委員

加納 時男君

倉田 寛之君

小山 孝雄君

末広まさこ君

中曾根弘文君

長谷川 清君

平田 健二君

福田 哲郎君

前川 忠夫君

海野 義孝君

加藤 修一君

西山登紀子君

渡辺 秀央君

水野 誠一君

国務大臣

通商産業大臣

与謝野 馨君

国務大臣
(経済企画庁長官)

堀屋 太一君

政府委員

公正取引委員会

委員長

公正取引委員会

事務総局長

引局長

経済企画庁長官

官房長

経済企画庁調整

局長

計画局長

大蔵省国際局長

文化庁次長

通商産業大臣官

房商務流通審議

官

通商産業省産業

政策局長

通商産業省基礎

産業局長

情報産業省機械

通商産業省生活

産業局長

資源エネルギー

庁長官

資源エネルギー

庁石油部長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

経済企画庁経済

研究所長

外務省中南米局

長

農林水産大臣官

根来 泰周君

山田 昭雄君

林 正和君

河出 英治君

中名生 隆君

黒田 東彦君

近藤 信司君

岩田 満泰君

江崎 格君

河野 博文君

広瀬 勝貞君

近藤 隆彦君

稲川 泰弘君

今井 康夫君

嶋田 勝彦君

殿岡 茂樹君

塩入 武三君

貞広 彰君

阿部 知之君

大森 昭彦君

運輸省航空局次 安富 正文君

本日の会議に付した案件

○平成十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院

送付)、平成十一年度特別会計予算(内閣提出、

衆議院送付)、平成十一年度政府関係機関予算

(内閣提出、衆議院送付)について

(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、

通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業

信用保険公庫及び中小企業総合事業団信用保険

部門)

○中小企業経営革新支援法案(内閣提出、衆議院

送付)

○中小企業総合事業団法案(内閣提出、衆議院送

付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産

業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る九日、上野公成君が委員を辞任され、その

補欠として陣内孝雄君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 去る十日、予算委員会

から、三月十二日から十六日正午までの間、平成

十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府

関係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員

会及び経済企画庁、通商産業省所管、中小企業金

融公庫、中小企業信用保険公庫並びに中小企業総

合事業団信用保険部門について審査の委嘱があり

ました。

この際、本件を議題といたします。

通商産業大臣から説明を聴取いたします。与謝

野通商産業大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 平成十一年度の通商産

業省関係予算等について御説明申し上げます。

現下の我が国経済は、戦後初めて二年連続のマ

イナス成長が見込まれ、失業率についても依然と

して高い水準にあるなど極めて厳しい状況にあり

ます。

政府は、現在の困難な状況を打破し、我が国経

済の再生を図るため、昨年十一月に緊急経済対策

を取りまとめるなど、目下さまざまな措置を講じ

ているところであります。私といたしまして、

景気の回復や経済の再生といった当面の重要課題

に加え、二十一世紀の新たな我が国経済の発展基

盤を形成する観点から、経済構造改革などの中長

期的課題にも力強く取り組み、一段と活力と魅力

にあふれた我が国経済社会の実現に努力してまい

る所存であります。

このような認識のもと、通商産業省としては、

平成十一年度において、以下の五つの重点項目に

沿って全力を挙げて政策の遂行に取り組む所存で

あります。

第一の柱は、産業再生に向けた政策手段の総動

員であります。

政府は、先般新事業の創出による良質な雇用の

確保と生産性向上のための投資拡大に重点を置い

た産業再生計画を策定いたしました。

当省としては、本計画の着実な実施を図るた

め、個人等による新規開業及びベンチャービジネ

スの成長支援、新規・成長十五分野における市場

整備等の加速的な推進、産業のフロンティアを開

く創造的技術開発の促進、経済社会のあらゆる分

野における情報通信技術の本格的展開などによる

高度情報通信社会の実現、経済の動脈たる物流シ

ステムの高度化などの施策を強力に実施いたしま

す。

第二に、中小企業の基盤強化・新事業展開に向

けた支援であります。

我が国経済の活力の源泉たる中小企業が、金融システムの不安定化、低迷する景気等の厳しい状況を克服し、二十一世紀の発展に向けた基盤づくりを進める環境を整備すべく、貸し流し対策を強力に推進するとともに、新規開業、雇用創出を図ってまいります。また、新商品開発など中小企業の経営革新に対する支援や対応のおくれが懸念されるコンピュータ西暦二〇〇〇年問題への中小企業の対応促進などの施策を強力に推進してまいります。

第三の柱は、生活の質の向上への支援であります。

先般取りまとめられた生活空間増進戦略プランの着実な推進を図る観点から、住宅における情報化、省エネルギーやリサイクルのための技術開発や普及促進を図ってまいります。

また、地域における人、物、情報が交流・集積する場所である中心市街地の活性化を図るため、中心市街地における施設の整備や各種プロジェクトの推進等、ハード・ソフト両面からの支援を充実し、活力に満ちた豊かな商業空間の実現を目指します。

第四の柱は、二十一世紀の国際経済を支える基盤構築への貢献であります。

アジア経済と我が国経済の回復の好循環を形成するため、経済的困難に直面しているアジア諸国に対し、金融対策、人材育成・技術支援、インフラ整備、制度整備等の各方面における経済再生支援策を早急に講じてまいります。また、諸外国との適切な協力を図りつつ、多国間の国際経済ルールの形成、維持等に積極的に関与してまいります。

第五の柱は、環境・エネルギー制約への挑戦であります。

近年、広がりを見せている地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題など、通常の事業活動や日常生活に深くかかわる環境問題、資源・エネルギー問題を克服するため、地球温暖化対策推進大綱の着実な実施、各分野におけるリサイクルシステムの構築、技術開発の推進、P R T R 制度の導

入による化学物質管理の促進等、新たな経済発展の原動力ともなる循環型経済システムの構築に努めてまいります。

また、エネルギーセキュリティ、環境保全という政策課題に対応するため、原子力開発・利用や新エネルギー導入の促進、省エネルギーの推進等の重要課題に積極的に取り組むとともに、二十一世紀に向けた新たなエネルギー供給システムの構築や戦略的な国際エネルギー政策を推進してまいります。

以上申し上げました平成十一年度通商産業政策を実施していくため、一般会計では総額九千七百七十二億円を計上しております。また、特別会計については、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計七千億円、電源開発促進対策特別会計四千七百十六億円を初め、五つの特別会計にそれぞれ所要の予算額を計上しているところであります。

さらに、財政投融資計画につきましても、貸し流し対策を初めとして所要の措置を講じておりあります。

平成十一年度通商産業省関係予算及び財政投融資計画の詳細につきましては、お手元に資料をお配りしてありますので、委員各位のお許しをいただき、説明を省略させていただきますと存じます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 次に、経済企画庁長官から説明を聴取いたします。堺屋経済企画庁長官。

○国務大臣(堺屋太一君) 平成十一年度の経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画につきましては、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち経済企画庁の予算額は、百五十億九千九百万円余であります。

以下、重点事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、経済情勢判断の推進など調査分析機能の強化に必要な経費として、十二億四千四百万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、一つには景気情報早期把握推進調査費など、迅速かつ的確な景気判断に資するため、きめ細かい景気情報を迅速に収集し、経済指標の充実を図るために必要な経費です。もう一つは、構造改革の推進による地域経済影響度の調査、構造政策の景気動向への影響評価の調査など、経済構造改革などの推進に資するための調査分析に必要な経費であります。

第二に、経済運営と経済構造の改革を適切かつ機動的に推進するのに必要な経費として、六億九千九百万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、一つには就業形態の多様化に関する調査など、景気動向を踏まえ、経済構造改革の方向と整合性のとれた経済運営を適切かつ機動的に推進するために必要な経費です。もう一つは民間資金等活用事業、つまりP F I の推進に必要な施策について提言を行い、その実現を図るために必要な経費であります。

第三に、国民生活の視点に立った市場のルールづくりに必要な経費として、三億二千百万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、一つには消費者契約適正化事業など消費者政策の充実強化に必要な経費であり、二つ目にはボランティア活動、いわゆるN P O の促進等のための環境整備に必要な経費、三つ目には公共料金に係る情報公開のあり方に関する調査など物価行政を積極的に展開するのに必要な経費であります。

海外経済協力基金の平成十一年度の事業規模は、三千六百億円を予定しており、このための資金として、一般会計において、出資金二千二百七十七億円が大蔵省に計上されるとともに、財政投融資計画においても、資金運用部資金等からの借入金三千五百二十二億円が予定されております。なお、本計数は、基金が本年十月一日を目途に日本輸出入銀行と統合し、国際協力銀行(仮称)に改組する

までのものであります。便宜上、通期の計数をとらえた場合、事業規模は、九千二百億円、出資金三千二百六十六億円、財政投融資七千四百六十五億円となる予定であります。

以上、平成十一年度における経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 次に、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。根来公正取引委員会委員長。

○政府委員(根来泰周君) 平成十一年度における公正取引委員会関係予算につきまして、その概略を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち、公正取引委員会予算額は、五十七億八千万円となっております。これは、前年度予算額に比べますと、総額で一億五千九百万円、二・八%の増額となっております。うち、人件費は九千二百百万円の減となっておりますが、これは、地方分権推進計画に基づく、都道府県知事への委託費の廃止によるものであります。また、物件費は二億五千百万円の増となっております。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法の施行経費等として五十六億四千五百万円を計上しております。

これは、違反事件の審査のための経費、経済実態や流通実態の調査及び対策を講ずるための経費など、独占禁止法を厳正に運用し、法運用の透明性を確保するとともに、規制緩和の推進及び規制緩和後の市場の公正な競争秩序の確保を図ることにより、競争政策を積極的に展開するための経費であります。この中には、違反事件の処理を担当する部門を中心とした増員のための経費が含まれております。

第二に、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法の施行経費として五千六百万円を計上しております。

これは、下請法の厳正な運用と啓発普及活動を積極的に行い、下請取引の適正化を推進するための経費であります。

第三に、不当景品類及び不当表示防止法の施行経費として八千万円を計上しております。

これは、景品表示行政を積極的に推進し、公正な競争を維持促進することにより、消費者利益の保護を図るための経費であります。

以上、平成十一年度における公正取引委員会の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(須藤良太郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

本日は、かなり広範囲にわたりましていろんなことを質問させていただきたいというふうに思います。少し長時間ではございますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まずは第一に、先週の金曜日に、昨年の十一月二期のGDPの結果が出てまいりまして、五四半期連続のマイナス成長になったということで、九八年十一月二期のGDP実質マイナス〇・八%成長、九七年の十一月二期から戦後初めて五期連続のマイナス成長となりました。主要先進七カ国でも九八年のマイナス成長は日本だけという、御案内のように大変異常な事態であります。

堺屋長官がいつもおっしゃられますように、恐らくこの十一月二期というのは、まさに夜明けの前の一番暗いところだったということなんだと思いますけれども、この結果について長官はどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(堺屋太二君) 十一月二期のQ.E、四半期別国民所得統計速報によりますと、この期

間に内外需合わせて〇・八%のマイナスになりました。これは年率に直しますと三・二%になる、非常に大きなマイナスであります。その結果、委員御指摘のように五期連続のマイナスになりました。四期連続も新記録だったんですが、五期連続というのはこの種の統計をとり出してから最初のことでございます。

ただ、パターンを見ていただきますと、一昨年の十一月二期には外需が〇・四%プラス、内需が一・三%マイナス、その次の期は、内需の方が一・〇%マイナスで、外需が〇・三%マイナス、その次の期は、内需の方が一・一%マイナス、外需がプラス〇・四、そして七月九月期は内需が〇・六マイナスで、外需が〇・三プラスでありました。

要するに、今回は、内需の方はやましになっているけれども、輸出がアジア地域を中心に悪かった、これが一つの理由であります。それからもう一つは、七月九月期が〇・七%のマイナスと予想されておりましたのが、意外や中小企業等の設備投資が多くて、確定値ではマイナスが〇・三になったというように、この十一月二期に比べて、いかにも今回、この十一月二期に比べて落ちたような印象もありますけれども、内容を見ますと必ずしもそうではないに、内需だけで見るといささか改善が見られるという状況になっております。

重要なことは、今回、政府投資は相当公共事業等をやりましたので改善要素になっておりますが、消費需要は心配されたほどの下がりにはなかった、住宅投資とそして設備投資が非常に低減している、これが大きな問題でございます。その後、ことしに入りましてから住宅の方はかなり改善が見られるという情報が入っております。したがって、そこは改善されると思いますが、設備投資は依然として後退が続いているというような状況でございます。

政府といたしましては、十一月に決定いたしました第三次補正予算を含みます緊急経済対策の着実な実行と、そして金利、金融政策等をあわせて

この一―三月にはいい状態をつくり、そして四月からの平成十一年度にははっきりとしたプラス成長に持ち込むべく全力を挙げている次第でございます。

○福山哲郎君 私も、景気はよくなるにこしたことはないというふうに思っていますし、堺屋長官の言われる見通しのようにいけば大変ありがたいなというふうに思っています。

ただ、長官にお伺いをしたいんですが、消費の方が思ったほど冷え込まなかったというふうにおっしゃられました。十一月二期と今までは、ボーナスも十二月に出ますし、年末のセール等もありまして基本的には消費は上る期だといふふうに通常は思うんですが、それが、実は思ったより下がらなかったというよりは、思ったより上がらなかったというのが実情だということに思いますが、そこら辺の理由とか、どのような今判断をされておられますでしょうか。

○国務大臣(堺屋太二君) 御指摘のように、十一月二期というのは消費の、最もたくさん売れるときでございますが、これは季節修正済みでやっておりますので、季節によって売れるということは一応打ち消されているとお考えいただいていいと思います。

また、各流通部門が消費税還元セールとかいろんなイベントをやりました。その効果も期待されたいんですが、ボーナスにはなりません。反面、ボーナスが前年に比べるとかなり減っております。その影響で勤労者所得で見るとかなりのマイナスが、二%以上のマイナスが予想されたものですから、かなり下がるとは思っています。

りましたところ、季節修正済みで〇・一%のマイナスということでございますので、危惧されたほどの悪化はなかったが期待されたほどの上昇もなかったというふうな結果になっております。

一月になりました。消費動向もいろいろと情報はふくそうしております。消費というものは全く政治で動かすににくい部分でございますので、確かに委員おっしゃるようには危惧しております。

が、今のところ、住宅につられてやや回復傾向がこの二月の下旬あたりから出てくるんじゃないかなというふうな感じは持っております。

○福山哲郎君 本場にそれならありがたいなと思います。

消費について見ますと、一―三ヶ月から見て、マイナス〇・一、マイナス〇・一、マイナス〇・一というところで、実はかなり大きく動いていないというふうには私は思っているわけです。

三番バッターが消費でございますね、長官。三番バッターが四月、五月に出てきて何とかというお話ですが、要は、これだけ政府が緊急経済対策と減税措置等を昨年とりながらも、消費自体は余り大きな動きがないということで、私は、消費が急に花が開いていくとか、逆に言うとしばむ方も含めて、どちらかというと、当面、やっぱり動きはそんなに、国民一人一人も将来に対する不安もありませんし、堺屋長官が一生懸命頑張つて景気はよくなるんだとおっしゃられても、それもほんまかなというのもあると思いますので、そこら辺については長官の言われるようになればいいなというふうに思いますが、次に質問に移らせていただきます。

先ほど、公共投資の方で一〇・六%プラスだと。これは昨年四月の緊急経済対策等の実際の効果が出てきているというふうにも私も思っています。

それで、一番バッターが公共投資で、多分このレベルでいうと二塁打ぐらいは打つてくれているという感覚だと思いますが、二塁打ぐらいは打っている。住宅投資もなかなか、この二番バッターは動きが鈍かったんですが、ようやくこの一月に入つて住宅ローン減税等、政府の政策減税等の動きの中で二番バッターもようやく活躍をする傾向がちょっと出てきた。ところが、消費に関しては今申し上げたとおりのような状況でございます。

そして、四番の設備投資が実はマイナス五・七と、さらにこの十一月二期に悪化をしているというところで、GDPに対する設備投資の影響とい

うのは規模的にも大変大きい。それが実は坂道を落ちていっている。

これは、せっかく一番、二番が頑張つて、消費はひよつとした犠牲フライかもしれないけれども、四番の設備投資は実は残星に終わるような状況が起るのではないかとというような懸念をしております。この設備投資のマイナス五・七というのは大変重要というか、問題だというふうに思っております。そこに関しては長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(堀内太一君) 委員御説のように、政府の公共投資というのは大体全体の七割台でございます。住宅も四・五とか四割台でございます。したがって、長打を期待できるようなパターンではございません。それに比べて消費は六〇％でございますから、ここで一発長打というように期待したいところでございますが、今のところ消費のものとあります可処分所得がそれほど増加するとは思えません。

したがって、消費者のマインドが改善をして耐久消費財等に需要の転換が起る、あるいは新しい耐久消費財が出てくる、そういうようなことを期待しないといけないんじゃないかという感じが、そういうような議論もございします。

ただ、耐久消費財の買い換え時期が来ております。住宅に続いてそういう周辺刺激がございしますれば、今コンピュータ、軽自動車等々、新しい企画、新しい商品などの支出がございしますので、かなり、ある程度期待できるのではないかと思います。

問題は輸出と設備投資なのでございますが、この設備投資は衰えたりといえども一五、六％のシェアを持っております。政府の公共事業の倍ぐらゐのシェアを持っておりますから、これがやはり長打を出してくれなさいと困るんですが、その前に、設備投資がふえるためには企業が設備投資をするという判断が必要で、そのためには、労働生産性が向上し、資本効率が上がると、いわゆるROEが上がらなければなりません。

ん。

ところが、大赤字が予想されます金融機関を除きましても、この三月期の日本の企業のROEは二割少々だと言われております。それに比べて、アメリカ、ドイツ、イギリスあたりでは十割、時には二〇％に近づくような利益率なんです。その間、政府の公共事業や減税を含めた消費需要、こういったものがずっと下支えをして次に伝えてくれる。同時に、各省の政策が功を發揮いたしまして、新しい産業分野、例えば介護でございますとか、あるいは住宅建設でございますとか、あるいは家事のアウトソーシングの新しい産業でございしますとか、環境の発展とか、そういうところの新しい投資が出てきてくれなければ、従来型の産業構造で設備投資が拡大するというのはかなり時間のかかる問題だと思っております。

政府といたしましては、経済戦略会議の提案、あるいはこれから進めます経済審議会等でそういった点を十分に考慮して解決していきたい、積極的にそういう設備投資を呼び出していきたいと考えている次第でございます。

○福山哲郎君 長官のお話を伺っていますと、ほとんど、余り認識は、正直、生意気ながら変わらないうのか。だから、設備投資に対してはつきり確信を持って四月、五月、来年度出てくるというよりも、やはり政府の政策と、呼びかけと、もうかると意識等が出てこないとなかなか出てこないという、今お話しにありましたように、四番パターンの登場も、まあどうなのかなという状況だと思ひます。

その中で、私は思うんですが、長官がまさに言われましたように、この三月、恐らく日本の経済は未曾有のというか、多分戦後始まって以来の悪い企業決算を迎えるのではないかとというふうに思

います。そして、その悪い決算を踏まえた後、働く人たちにとっては大変厳しい春闘を迎える。

これは、賃上げよりも何よりも雇用確保だということ、賃上げよりも何よりも雇用確保だということ、先ほど長官も言われたように、厳しいリストラとか構造改革をしていかなければいけない。そうすると、逆にその三月、四月というのは、〇・一％のマイナスぐらいで落ちついて六割を占める消費が、実は非常にマインド的にはしんどくなるんじゃないか。

そうすると、新聞紙上で三月の決算が最悪の決算だということ、これが活字で躍り、春闘が厳しいうことを働く者は自分の各企業の中で感じ、目の前でリストラされている人を見ながら、そして消費が上がるか、さらには四番の設備投資が出てくるかという、僕はやっぱり三番、四番の登場というのは本当に厳しいんじゃないかというふうに今感じています。

そんな中で、この政府当初見通しの、実は当初ではないんですが、修正されたマイナス二・二％の九八年度の成長が、この十一月十二月のマイナス〇・八を踏まえて十一月三ヶ月はどういった見通しを長官は今お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(堀内太一君) 平成十年度に関する限りは、十一月十二ヶ月がマイナス〇・八と予想以上に下がった反面、七月九ヶ月がかなり上方修正されているという点がございします。したがって、仮に十一月三ヶ月が成長ゼロだったとしたら、全体を通じてマイナス二・四ぐらいになります。私も、十一月三ヶ月はプラスに転じてくれるのじゃないかと期待がございしますが、仮に〇・〇で行きましてもそれぐらいでございますから、マイナス二・二という見通しは修正する必要があります。

○福山哲郎君 マイナス二・二でも二・四でもどちらでもよろしいんですが、これは僕はさきの臨時国会でもこの見通しの件については長官と少し質疑をさせていただいたんですが、当初予算でプラス一・九％だったんです。四月の総合経済対策

と十二月の補正という、ある意味でいうと、普通ならベンチにいないような松井とかイチローみたいな代打を昨年四月に経済対策というところで十六兆円、十二月も十七兆円ということ、本当に松井、イチロー級の代打を昨年はベンチにいないはずなのにに出してきた。それで、代打なしで当初プラス一・九だったものが、代打を二人出してマイナス二・二ということになっていきます。

僕は、当たったか外れたかということは、もう余り議論はしても仕方がないと思ひますし、見通しがあかんかったやないかという話をしてても水かけ論ですから意味がないと思うんです。これ、当初予算でプラス一・九だったんです。二人の代打を四月と十二月に出してマイナス二・二です。実は、外れた率というのはプラス・マイナスと四・二とか三になるわけです。四・二％とか三のずれというのは尋常なずれではないと私は思ひます。例えば九八年度のGDPが四百七十八兆円ぐらいだと計算しても、四％から四・数％ずれるということ、実はGDPでいうと十九兆円とか二十兆円のずれになるわけです。十九兆円とか二十兆円のずれというと、先ほど言った民間住宅が十七兆円ですから、この分ぐらゐのずれを今回の経済政策では起こしているわけです。

ここに対しては、やはり九七年までの従来の政府の対策、それから九八年の見通しについてかなり大きな誤りがあったんだということを認めていただかなければいけないのではないかと、いうふうに私は今思っております。これだけ厳しい状況です。九八年がマイナス二・二かマイナス二・四の議論をしているよりも、将来どうするかという議論の方が重要だと思ひますが、やはりプラス・マイナスで四・数％ずれているというのは大変大きい、それも二人も代打を使っているわけですから。

この辺について長官はどのように思ひますか。○国務大臣(堀内太一君) 昨年の見通し、プラス一・九というのが大変大きく外れたことにつきま

○国務大臣(埤屋太一君) 委員御自身がお話しただきましたように、予算審議がまだ終わっていない段階で次の手はどうかというのを申し上げるのはいかなものかと思いますが、経済政策につきましても、緊急経済対策と、十一年度の予算におきまして、そういったことも見込んで十分な手当てをしたつもりでございます。国際経済その他から緊急事態が起こってくる、災害が起こるといふようなことがあれば別でございますが、十分な手当てをしておるつもりでございます。したがいまして、これをいかに上手に執行していくかというのが第一の問題だろうと思ひます。いろいろと

そういう面では新しい政策も入れておりますので、執行の面で考える必要があるかと思ひます。

また、予算以外にも、金融政策でございますかあるいは規制緩和政策でございますか、そういった経済対策の面で幾つも今考えなければならぬ点もあるのではないかと思ひます。

そういったことをできるだけ取り上げまして、長打力がなくても、ピンチランナーを出すとかヒットエンドランをやるとかというようなことをやる。ベンチにいない選手をまた連れてくるというようなことはなるべく避けていきたいし、それでもできるだろうと、できるはずだと私たちは確信しております。

○福山哲郎君 大変誠実にお答えいただきまして、ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

がらつと雰囲気は変わりますが、お手元に資料を配らせていただいております。「ご当選」という、何か政治家にとってはきつとするようなものが書いてある。「振袖無料プレゼント」ご当選のお知らせ」というのがございまして、これはつい先月の二月二十三日に公正取引委員会の方でこの会社であります。いしに対して警告の措置をとっていただいた案件でございます。公正取引委員会には警告の措置をとっていただいて、私は京都が地元でございますので西陣の産地等大変喜んでおるんですけれども。

これ見ていただければわかりますように、振りそで無料プレゼントなんです。振りそで無料プレゼントされるというのはいしでございます。まして、これは振り上げのホールだの呉服の販売会場で、うまいんですが、十七歳から十九歳の女性には振りそでをプレゼントしますと、四十歳から六十歳の方には訪問着とか浴衣を無料プレゼントするということをダイレクトメール、チラシ等で周辺に発送しまして、それで当たったといつて喜んでその会場に来られた方には、お仕立て代は

うちの方でお願いしますと。さらには、その周辺にいろんなものを売っております。結局すくい金額のお金を使わせるということでございます。

このように、一般の消費者に対して無作為抽せんて当たったかのごとくダイレクトメールで呼び寄せて、プレゼント品である反物の価格以上に仕立ての加工代とか、さらにはプレゼントとは別のもは通常価格でいろんな買物をさせているといふことは、今回警告という措置をとっていただいたんですが、こういった商行為は景品表示法上どういふような問題があるのか、一般論で結構でございますのでお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山田昭雄君) 先生御指摘のとおり、「振袖無料プレゼント」ご当選のお知らせ」といふような、いわば当選商法というようにことを言われているわけでございます。

本件につきましては、株式会社いししが一般消費者に郵送したダイレクトメールにおきまして、京都染織振興会主催、あるいは今お話にございましたような「振袖無料プレゼント」ご当選のお知らせ、ここにありますように限られた人数の方々に無料プレゼントさせていただきますという方々なこと。あるいは、「仕立て加工代は」「特別割引でお承りいたしております」と記載いたしました、あたかも着物の振興を図るために設立した権威のある特別な団体が、多数の中から特に選ばれた者だけを対象に、和裁技術保持等を目的に、通常の仕立て代に比べて特別に安い仕立て代で着物を提供するかのように表示していたわけでございます。

しかし、実際にはこの株式会社いしが主体となつておるものでございまして、また先生が御指摘のとおり、特に選ばれた、当選ということに限られた人数の方々にやっていたのではない、そういう企画ではないということでございます。

それと、仕立て代でございますが、通常の仕立て代に比べて特別割引と言えようようなもので

はないということでございます。当該金額は、企画対象の着物の反物原価あるいは仕立ての経費の合計を上回つたというところでございまして。

こういった表示、これが景品表示法第四条第二号の規定に違反するおそれがあるといひまして、先ほど御指摘ございましたように、去る二月二十三日、同社に対して警告を行ったものでございまして。

○福山哲郎君 実は、このいしという会社は過去、平成九年ですが、これは無料じゃないんですが、一円セールということをしていまして、振りそで一着に一円の値札をつけ、やはり数万円の仕立て加工代金と組み合わせて販売を行つていました。そして、その平成九年の五月には、全日本帯地連盟というのが、いしこの商法は不当販売だといふことで公正取引委員会に告発を行つてい

るというふうな伺つておるんですが、これに対して公正取引委員会はどういふように対処をしていただいたのでございましょうか。

○政府委員(山田昭雄君) その御指摘の件でございますが、今回の違反行為と類型や内容も異なりますけれども、景品表示法に違反するといひまして私も過去に警告をした事例がございまして。

○福山哲郎君 その警告はいつのことでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) ちょっと正確な日にちは忘れましたが、一昨年からと思ひますけれども、警告という措置を講じております。

○福山哲郎君 一昨年ということは、平成九年の何がしかなるときに警告をされたわけですね。

○政府委員(山田昭雄君) 一昨年、平成九年の九月でございます。

○福山哲郎君 警告というのは具体的にどういふ内容というのか、どういふ法的な措置というのか、表現上わからないんですが、警告というのはどういった性質のものかと判断すればいいんでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) 景品表示法違反行為につきましては、景品表示法の第六条で排除措置と

いう、これは法律上の行政処分でございます。しかし、事案の内容あるいは迅速に処理する必要性というふうなこともございまして、あるいは相手方が既に私どもが調査していたときにやめるというふうなことも、もろもろのことを考えまして、行政処分ではございまして行政指導といたしまして、相手方の違反行為を取りやめるということも前提といたしまして、そのような指導をしていくわけでございます。

○福山哲郎君 行政指導をされているということですが、このいしさんも御商売をされていますし、この不景気のさなかですから、生活がかつていと思うので大変だとは思ひますが、実は平成九年の九月、先ほど言われたように警告が出ている。それでまた平成十一年二月二十三日に、先ほど言われたような類型、内容だということに警告が出たわけですね。

そうすると、平成九年九月から十一年二月というわずかに一年半ぐらゐの間に、警告が出てから大してたつていないのに、いきなり一円から無料にまた値下げして、同じようなことをしているわけですか。

今回の公正取引委員会の措置がやはりまた警告であつた。先ほど申し上げましたように、一生懸命仕事をされているわけですから、生活もかかつていからなかなかきつとは思ひますが、けれども、これはどう考へても確信犯というか、警告だと行政指導だといふことでもう一度同じようなことをやっている。さらには、先ほどまさに言われましてように、染織振興会という非常に信用のある団体のように見せかけをして業務を行っている。

これに対して今回の措置の警告というものは、なぜさらに強いものにはならなかったのか、理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) 平成九年に私どもが処理いたしました事案というのは、今回の事案とは事実であるとか違反の行為類型というものが異なるわけでございます。過去の事案に厳正に対処し

ていて今回の事件が生じなかつたかどうかということは一概に言えないかとも思いますが、しかし、繰り返して同じ者がこのような景表法に違反するような行為を行ったということもございまして、今回は私も、警告と同時に、先生が御指摘のとおり、全国各地でもやっておりますものから、公表いたしました。

警告しかつ公表いたしましたので、今後こういった行為が繰り返されぬように十分周知徹底しまして、そして消費者の側にも十分これからの買方について気をつけてもらうように、そういったことも促したわけでございまして、今後とも十分監視してまいりたい、このように考えております。

○福山哲郎君　そうすると、警告で公表しないというのは、公表するというのは段階としてはより重いという判断でよろしいわけですね。

○政府委員(山田昭雄君)　事案の性質など内容によりまして、やはり皆さんそれぞれ御商売をしておられます、それと消費者をいかに店に引き寄せ、プルするかということもこれも一つの商売でございまして。しかし、消費者を欺罔してそして来させるということは、これはかなり問題、悪質な行為になりますので、私どもとしては景表法上このような措置を講じているわけでございまして、公表ということは社会的にもかなり影響も与えます。そういうことであります、また消費者にも、こういう売り方であり、当選といつて限られた者に当選したというように表示しても、実は非常に多くの人に、ダイレクトメールで、若い人には晴れ着であり年寄りにはとめさ、訪問着であるとか、先ほどそのように御指摘ございましたが、販売業者からすべての者に当選だということを出している、こういったものであるということ、消費者にもよく訴えるということによって再発を防げる、このように考えているわけでござい

○福山哲郎君　そのとおりだと思います。ただ、実際に、一回目の警告では再発の防止が

できなかつたという事実があります。そこは、できれば重く受けとめていたしたいと思います。確かに、いちこしは商売をしているということ、先ほど私も申し上げましたが、その後ろで、実はまともな商売をされて一生懸命働いている方がたくさんいらっしゃる。

特に中小企業関係の方は、こういった不当な商売がまかり通って、なおかつ確信犯的に、警告程度だからもうかれは得たというふうな状況で、これは多分こういういちこしの例だけではないと思っております。家電の安売り販売も最近問題になっております。確かに不景気ですし、景気が悪いですから、安いものに消費者は飛びつくと思っております。それは資本主義のあれだと言われればそうかもしれないけれども、そうではない部分でやっぱり公正な商売上の監視というものをしっかりしておいていただきたいと思います。

本当にこれはひどい話で、実はダイレクトメールを一千百万通送っているんです。二万六千人の女性がこれにに対して応じているということ、大変ばらばらなDMの数でして、DMの経費を回収するだけで多分いちこしは大変だと思っております。そんなレベルでこういう商売が広がっていくと、本当に真つ当な商売をしている方がしんどいというふうな思いをしますので、ぜひ今後、こういったことに対する監視をより強めていただきたいと思います。うふうに思うんですが、一言御答弁をいただければと思います。

○政府委員(根来泰周君)　御指摘の点は一々ごもつともございまして、私どもの職員あるいは都道府県にもお願いしまして、こういう事案を防止するように全力を尽くしているところでござい

ます。ただ、不正取引というのは罰則がございませ

そういうところで、安直だという批判を受けるかもわかりませんけれども、早く警告をして、早く世の中の方に知ってもらって、早くやめるといふことも一つの手段であらう、こういうふうな思いをしますので、その辺の兼ね合いを考えながら厳正に対処したい、こういうふうな思っております。

今後ともひとつよろしくお願いいたします。

持っておられるか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○福山哲郎君　ありがとうございます。

○政府委員(岩田潤泰君)　連鎖販売取引につきましては、平成八年に訪問販売法を改正していただきまして、禁止行為などの行為規制の対象者を統括者あるいは勧誘者に加えて連鎖販売業者を行う者ということで組織全体、マルチと申しまうか、ピラミッド組織全体に及ぶように拡大していただいたわけでございまして、さらにクーリングオフの期間も十四日から二十日に延長するといふような強化措置を講じていただきました。これまでその法律の運用に努めてまいりました。いずれにいたしましても、八年改正当時問題となっておりました事案に対して効果的な取り組みができてくるような仕組みを用意していただきたいと思います。

お手元の資料には、新聞記事が二つ出ています。これは両方とも本年の記事なんですが、先ほどのいちこしの問題もそうですし、今回のマルチ商法もそうなんですが、やはり本質的には不景気で不況でみんなが安易にといふのがあつたわけですね。しんどいから安易にといふのがあつたわけですね。と、とりあえず何か安易なものとかという話の中で、実はマルチの相談件数、苦情というのが、九六年に法改正がされて、実はマルチ商法関連の苦情がその法改正前の約二倍出ている。

それと私は、大変問題だと思っているのは、この苦情等が大変低年齢化をしている。例えば大學生であるとか二十代の前半、後半であるとか。例えば、やつと就職をしたけれども、そういうマルチ商法がいかにものにひつかつて、結局会社をやめてしまったとか、学生がお金が定期的に入ってくると言われ、大学へ行きながらそういうものに手を染めて、いつの間にか学生ローンみたいなものに手を出してみたりという形で、低年齢化をしているといふのは大変これは問題だといふふうに思っています。

○福山哲郎君　ありがとうございます。

まずは現在、苦情が二倍に達しているというように、これに対して通産省としてはどのように御認識を

全国のマルチ商法に対する事件の摘発の数というのが、暦年で見ると、九〇年から三件、四件、八件、八件、十六件と摘発数があります。と

ころが、九六、九七、九八というのは三年合わせて三件しかなくて、でも苦情の件数は実は倍に上がっています。これは何か理由があるのでしょうか。お答えできない場合は結構ですが、もし何かお答え、コメントいただければありがたいというふうに思います。

○政府委員(岩田満泰君) 衆議院で法案審議の段階で、警察当局に対してそうした御質問がございました。私、内容的にはお答えできる立場にございませぬけれども、今後そうした警察当局としての対応をしっかりとやっていくという御答弁があったというふうに記憶をいたしております。

○福山哲郎君 これは答弁できないかもしれないんですが、やっぱり警察の摘発数が減っている苦情件数というのは減っているんですか。

○政府委員(岩田満泰君) その関係について、ちょっと今手元にデータ等がございませぬので、恐縮でございします。

○福山哲郎君 そうしたら、先ほどの話で低年齢化についてなんです、これについては通産省として、政府委員の御答弁の後、通産大臣にももしお伺いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○国務大臣(与謝野馨君) いわばこういう商法が入ってまいりましたのは、これも刑事事件になりましたが、ネズミ講というところから日本の社会でこういうものが出てきたと私は思っております。

しかし、最近いろんな事件が起きておりますし、トラブルが起きております。こういう消費者トラブルを防止、解決するためには、消費者の方も自己責任原則に立って、購入時における商品選択やトラブルへの対応を図っていくことが基本と考えておりまして、この点についての自覚を促すことが重要であると思ひます。世の中にはそんなうまい話はないということだろと思ひます。

このため、通産省としては、テレビ番組、パンフレット、リーフレット等のいろんなメディアを通じて、契約の知識や悪質なトラブルへの注

意喚起など消費者の教育とか啓発とかを行っております。こうした中でマルチ商法をめぐる問題が取り上げられているところでございします。

特に、先生御指摘になったように、若年層が新種のサービス等をめぐるトラブルに巻き込まれやすいというのは最近の傾向でございまして、私どもとしては、成人式等の機会を利用した全国規模の消費者啓発を自治体の協力のもとに進めているわけでございします。

今後とも、法律による取引の適正化措置に加えて、消費者教育、啓発活動、情報提供等に積極的に取り組んでまいりたい。ですから、法的な整備と消費者啓発と教育、この二面からやっております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

では、訪販の問題は今後また審議があると思いますので、これぐらいにさせていただきます。

次に、繊維産業のことでまた少しお伺いしたいというふうに思ひます。

今国会で中小企業経営革新支援法案というのが提出されております。その一方で、繊維産業構造改善臨時措置法というのが平成十一年、ことしの六月末で廃止されることになっております。繊維産業は大変厳しい状況にありますし、京都なんかも呉服業界も含めて大変厳しいわけでございます。その中で、新商品開発への補助とか税制の優遇措置とか、とにかく繊維業界の保護、振興をこれまでこの繊維産業構造改善臨時措置法というのは図ってきたわけですが、通産省の繊維ビジョンの中間報告では、繊維法の利用者というのは業者の1%は効率的ではないというふうに御指摘をいただいております。三十年続いた繊維産業を振興するこの法律がことしの六月に終了することになるわけなんです。

そうすると、その代替策として、十二年度から繊維産地の都道府県に繊維産地活性化基金というのが設立をされるということで、同基金の運営は五年間の期間限定、そして運用益を繊維産地間互

または異業種間の連携による新商品の開発等に使用しないという状況でこれが設立をされるわけでございます。この繊維産地活性化基金構想の中身と、それから近年の繊維産業の概況、現状認識について通産省はどのようにお考えをいただいているか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 繊維産業は、大変長引いております景気低迷による国内需要の不振の影響を受けておりまして、平成十年の繊維産業全体の生産指数が対前年比一〇・五%減となるなど、大変厳しい状況に今置かれております。私も認識しております。

繊維産業はこれまでも大きな環境変化に直面してまいりましたけれども、通産省としては、過去四十年以上にわたり、その時々繊維産業をめぐ

る状況を踏まえまして重点を移しながら、設備調整、構造改善、情報化基盤整備等の施策を実施してまいりました。

こうした政策につきましては、我が国の繊維産業が二百万人を超える雇用を支えている、また国際的に見ても質の高い製品を今供給している、こういう事実からすれば、私どもとしては一定の役割を果たしてきたものと理解しております。

○政府委員(近藤隆彦君) お尋ねの繊維産地活性化基金の件でございますが、このたび私ども、繊維構造改善措置法を廃止しますと同時に、全体として、今回法案の審議をお願いしておりますけれども、基本的には新しい中小企業総合事業団に当面の間その事業を継承したいと思っております。大変こういう厳しい時期でございしますので、経過的な措置には十分意を尽くしてまいりたいと思っております。

お尋ねの繊維産地活性化基金の点でございますけれども、このような大変厳しい景況の状況と、それからかつてからありました後継者不足といったものもございまして、従来繊維産地の中ではいろいろな業種、業態が一定の分業構造を形成しております。全体としてうまくいっていったという状況がございましたけれども、最近是一部企業

の廃業等が続いておるものでございします。産地の分業構造が大変壊れかけてきておる状況にございします。

こういった繊維産地の機能の低下ということを踏まえまして、複数の産地によってお互いに連携協力し合う、あるいは異業種間の連携をもっともって強力にする、それから流通の方面あるいは消費者とも一層もつと近づきよう、そのような構造改善をしようという機運も一方で盛り上がっておりますので、そのような意欲のある産地組合を中心として、再編強化と申しましようか、そういった事業をできるだけ支援したいというところでございします。

組合の中には、従来のような単体の組合ではなくて、組合同士が再編成しようという、そういった動きもあるものでございします。そういうことにきめ細かくこたえていこう、こういうのがこの産地活性化基金の目的でございまして、都道府県と一緒にやってこのような組合の新しい事業を支援してまいりたいというところでございします。

○福山哲郎君 具体的には、基金の運用それから運用益を用いた、実際はどのような仕組み、形態で行われるんでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 活性化基金でございしますけれども、十一年度予算を成立させていただきましますと、十一年度でできるだけ各都道府県の公益法人にこういった基金といふものををつくっていただく。これに對しまして、国と都道府県が一対一、半分ずつ資金の造成をするというところでございします。現在のところ、国側では総額二百億程度の中小企業事業団高度化無利子融資を活用しまして準備しております。そういう資金と各都道府県

の資金とが一体になりまして、その御要望のある、必要のある都道府県に基金をつくっていただくというところでございまして、その運用益で先ほど言いましたような連携事業とか新しいタイプのいろいろな再編事業を進めていきたい、こういうことでございします。

○福山哲郎君 国と都道府県で一対一で基金を出

し合うわけですね。そうすると、都道府県としては、これだけ地方財政の厳しい折、先ほど二百億というふうにおっしゃられました。要は国が二百億用意をした場合に、一対一だとすれば、いろいろな都道府県が手を挙げたところが全部合わせて二百億出して初めて基金ができるということになると、都道府県としても地方財政の困難な中かなりしんどいと思うんですが、そこに関してはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 基金は各都道府県がおののつくれるようになっておりますので、全体ができないう基金ができないというものでないわけでございます。おっしゃいましたとおり、今地方自治体は大変厳しいものでございますので、最初から基金という格好で数十億のお金をお願いしまして、それしかだめだというふうに申しますと、厳しい場合が生ずると思っております。

したがって、現在は、都道府県によりましては、運用益相当分をフロアの補助金の格好で提供したいというふうな御意見もございまして、そういうことなどを十分踏まえまして、各都道府県が実際に事業のしやすいように、基金造成だけにこだわらないで柔軟にやっていきたいというふうな考えでおります。

○福山哲郎君 現状まだわからないところもあるかもしれませんが、設立の希望を出しになる都道府県というのは通産省の方に申し出とかいう形で来ているんでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 現在、各都道府県の方でいろいろ御検討いただいていると承知しております。おっしゃいましたとおり、大変厳しいものでございまして、そういうものを勘案しながらいろいろ検討していきたいというふうに承知しておりますが、まだ具体的に何県ほどが本当にその基金を造成するか十分伺っておりません。

ただ、最近、二月の末に私どもの方でこの基金につきまして説明会をいたしましたところ、二十七の都道府県が御参加いただきましたので、この程度の都道府県では少なくとも大変な関心を持つ

ていただいているというふうには承知いたしております。

○福山哲郎君 今おっしゃられたみたい、二十七都道府県が一応説明会に来られたと。先ほど、運用益相当分をフロアの形の補助金で出すと言われましたが、このフロアの形の補助金の金額等はどういったものをめどに決められるんでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) これは、各都道府県の産地の事業内容によりましてどういった事業が必要であるかということになると思っております。一律に幾らということではないと思っております。ただ、従来も、構造改善事業の実績から申しますと、例えば数百万程度の事業から一千万、二千万程度の事業というふうな、金額的には大体そういった幅ではないかというふうに考えておりますので、全体としましては、各県によりまして金額の合計額は相当幅があるというふうに考えております。

○福山哲郎君 そうすると、フロアの補助金の形でいくと、先ほど言われた一対一の二百億の基金という形ではなくなつてきますね。そうすると、ことしの申請は二百億に達して埋まるのか埋まらないのかとか、埋まらなかった場合に次の年は減額されてしまうのかとか、その辺は今のような想定をされておられますでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) この事業は一応五年ぐらいをめどというふうな考えておりますものですが、特に関心の深い産地性の大きい県にしましてはできるだけ基金という格好でお願いしたいと思っております。したがって、もし今おっしゃいましたような二百億円に十分満たないという場合は、そのときに、どのような資金需要かといったこととか、産地の状況なども勘案しまして検討したいと思っておりますけれども、現在のところできるだけ十一年度中につくっていただきたいというふうに考えております。

○福山哲郎君 景気低迷の中、本心に厳しい産地が多々ございまして、なるべく弾力的に運用し

ていただいて、より産地の活性化につながるよう御配慮いただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

いろいろたくさん質問させていただきまして、次、また完全に別のお話をさせていただこうというふうに思います。

お手元の資料にグアテマラという国の地図がありまして、グアテマラというのは中米地域の本道に小さい国でございまして、日本という北海道と四国を合わせたぐらいの大きさになります。人口は約一千万人で、御案内の先生方多いと思いますが、このグアテマラのある地域というのは、例のユカタン半島などグアテマラの地域に住んで、三世紀から九世紀、マヤ暦やそれから例の巨大な石像物等をつくり出して、私たち人類の文明に大変影響を与えたというマヤ文明の発祥の地でございます。

余り長々とした説明は省きますけれども、こちらがずっと内戦をしておりまして、一九九六年十二月二十九日に、つい三年ほど前ですが、最終的な和平協定の調印で政府軍とゲリラ軍の三十六年間に及ぶ内戦に終止符が打たれました。しかし、この内戦のさなかに、どこでもそうなんです、被害を受けるというのは一般の市民でございまして、これはいろんな説があるんですが、特にこの人口一千万弱というこの国の五割とか七割とかを占めるマヤの先住民の人々が大変苦しい思いをしました。

この和平協定がされて、とりあえずは軍事対立もなくなりましたし、政府軍の兵力削減も行われまして、和平協定の法制化に向けて具体的な活動もようやく進んだところではございますけれども、実は先月、二月でございまして、国連人権侵害真相究明委員会というものがグアテマラについて報告書というものが提出されました。

実は、このグアテマラのいわゆる先住民に対する人権侵害、内戦のさなかの人権侵害の様子を国連の真相究明委員会の方で報告をして報告書が出されました。日本というのはこの報告書作成に七

十五万ドルもの資金を提供しております。実は現地では大変感謝をされております。だからといって人権侵害がなくなったわけではないのですが、このグアテマラの人権侵害の現状、それからこの国連の真相究明委員会の報告についてどのように把握をされているか。きょうは外務省もお呼びをさせていただいておりますので、御見解をいただければと思います。

○説明員(阿部知之君) 今、福山委員御指摘の人権侵害真相究明委員会の報告書、先月末に公表されたものでございますが、御指摘のようにグアテマラの三十数年間に及ぶ内戦中の人権侵害事例をいろいろ細かく記載してございます。その内容はある意味で信じがたいようなケースも多々記述してございまして、戦争、内戦というものはこういうものなのかということも明らかにしていく上で非常に貴重な報告であらうかというふうに考えております。

内戦の終了後は人権状況について非常に大きな改善が見られておりまして、国連の人権委員会でも、人権を侵害するようないかなる国家政策はもはや存在しないというふうな結論を出しております。それなりの改善というのか、大幅な改善が見られているというふうに思っております。

ただ、そういう中でも、例えば昨年の後半でございまして、人権関係に非常に大きなNGO活動を行っておりまして、神父さんが殺害されるとか、若干まだ幾つかの悲劇的な話は時々あるようにございまして、そういう点、私どもとしても引き続きいろいろな形で監視を、監視と申しますか注目をしていきたいというふうに思っております。

○福山哲郎君 この国連の真相究明委員会の報告書に対して、外務省として、日本国政府として何かコメントなり意思を表明されたことはないわけですね。

○説明員(阿部知之君) 特段のことはしておりません。報告書を評価するという気持ちは持っておりますけれども。

○福山哲郎君 きょうは経済・産業委員会ということで日本のODAのことについてお伺いをしたいんですが、実は九三年、このグアテマラでセラーノ大統領というのが憲法を停止しました。そのときに我が国は、これは民主化のプロセスに逆行する、ODA大綱の原則にのっとって援助政策の見直しを行うという大要御英断をいただいております。その後も、同国の民主化、経済発展のためにODA大綱の原則にのっとって外務省なり経企庁はODAとして支援をしていただいております。

先ほど申し上げましたように、この人権侵害真相究明委員会に七十五万ドルを拠出したり、グアテマラの掃蕩民に対する再定住支援計画に二百四十五万ドルを拠出したというところで、実は日本の援助が大変評価されています。

私は、きょうはネガティブなことをお話しする気は全くありません。ただ、グアテマラの無償資金の援助の額というのが、九七年が三十四億円、それから九六年が四十二億円、九五年が十四億円というところで、実は日本のODAの一兆円の中で見れば大変少額でございますが、実はグアテマラの国から見ると、世界で一番援助をしてくれているのが日本なんです。アメリカよりも日本がドナー国としてトップでございまして、日本にとつてはこの金額は大して大きくないです。存在感の小さいんです。グアテマラにとつては、向こうの国にとつてみると日本がこれだけ出しているということは大変存在感として大きくて、先ほど政府委員の方がその真相究明委員会の報告書は評価をしているというふうなことを言っていたこと、これも含めて、これからの人権を守る政策にしても、これからグアテマラの内戦の傷跡をいやしていくためにも大変実は日本の援助というのは期待を受けているというこの認識をいただきたい。

金額的に大変少ないんで、こんなことを言うこと怒られるかもしれませんが、実は日本がドナー国として一番だということを質問通告のときに来られた外務省の方も知らなくて、ああ、日本が一番

なんです。かというふうにおっしゃっていただきました。こつちから見れば小さい金額でも、やっぱりそういう各国々にとつて、向こうから見れば大変重要なことというふうな思われておりました。近年着実に無償援助の額も増加をしておりますので、ぜひこのグアテマラの援助に対する今の外務省の考えをお聞かせいただければというふうに思っています。

○説明員(阿部知之君) 福山委員御指摘のように、我が国がグアテマラに対する援助をいわゆる民主化が達成されて以降相当なテンポでふやしてきているというのは御指摘のとおりでございます。その結果として第一位の援助国という立場に立っているということも事実でございます。

私もといたしましては、グアテマラという国、最貧国ということではございせんが、やはり非常にいろいろな点でこれから整備をしていかなければならない面が多い国ということを確認しております。教育であるとか保健衛生であるとかあるいは道路等のインフラ、それから国民生活の安全、行政手法の整備、そういった点を具体的に援助対象として重視しながら、グアテマラにおける民生の向上、それから民主化の推進ということに貢献できるように努力していきたいというふうに考えております。

ちなみに、昨年十一月に大きなハリケーンがグアテマラを襲いましたので、その関係も視野に入れた今後援助を考えていきたいというふうに考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきました。グアテマラのマヤ文明の先住民もきつと喜ぶと思います。

さらにODAの件に関して言いますと、さきの予算委員会でも私が堺屋長官に質問させていただきました。例の国際協力銀行に今回OECFと輸出入銀行が統合されるということで、大変規模の大きな、世銀に匹敵するようなのができるということ。OECFはいわゆるODAの四原則にのっとった環境ガイドラインというものを

持っているけれども、輸出入銀行はあくまでも内規としての環境に対するものしかない、チェックリストしかないということ。片方は資金供与と性質が違ふのはわかりますが、お互いが同じ機関になるわけですから、統合を機に、共通の環境ガイドラインをおつくりいただくことを御検討いただけないかという予算委員会での私の質問に長官が大変前向きに御答弁をいただきました。また大蔵大臣からも御答弁をいただいたわけですね。

実は各国の取り組みというの、資金拠出に関して環境ガイドライン等の取り組みがあるわけですが、この辺について、経企庁としてどのように把握をされているかお聞かせをいただきたいと思っております。どちらでも結構でございます。

○政府委員(黒田東彦君) 各国の状況を簡単に申し上げますと、委員御承知のように、米国の輸出信用機関、いわゆる輸銀及び海外民間投資公社、OPICといえますけれども、これらは既に環境ガイドラインを持っております。

それから二番目に、英国、ドイツ、カナダ、ノルウェーなどは環境ガイドラインを作成する方向で検討をしているというふうに聞いております。まだ持っておりません。

三番目に、フランスは環境配慮のチェックリストというのについて運用を始めたところであるというふうに聞いております。

○福山哲郎君 そういった中で、ぜひ具体的にこの国際協力銀行での環境ガイドラインの統一のものをおつくりいただきたいと思っております。が、経企庁長官として今見通しとしてはどのようにお考えをいただいているのか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(堺屋太一君) 基金のやっております公的な援助事業と輸銀のやっております輸出金融事業というのとは多少性格も違います。その実態等をよく調べて、できるだけ環境に優しいような基準をつくりたいとは思っております。けれども、現実にはいつのような基準にすべきかは事務局当局に鋭意研究させて、できればそういうものを

つくっていききたい。それによって何らかの事業に重大な支障を来すようなことがあるかどうか、個々のケースでもいろいろございまして、そういうことも含めて、そういう実務的なことを現場で研究していただきたいと思います。

私個人としては、なるべくそういう統一基準があった方が世界にも日本国民にも説明しやすいとは思っておりますが、何しろ事が違った性格のものでございます。慎重に検討したいと思っております。

○福山哲郎君 経企庁長官、もう御案内だと思いますが、九七年六月にデンバー・サミットの共同宣言というのがございまして、そこで、「先進国からの民間資金の流れは、世界全体の持続可能な開発に対して重要な影響を有する。各国政府は、インフラ及び設備投資に対する金融上の支援を供与する際、環境要因を考慮することによって、持続可能な慣行の促進を助長しなければならぬ」というふうに、実はこの民間資金、輸出入銀行の資金の流れについてもこういう環境要因を配慮する等の宣言が出ています。

フランスの強硬な反対があつて、その後この統一のガイドラインをつくるという作業は世界的におこなわれているという話なんです。ぜひ日本としては、この国際協力銀行に統合を機に、まずは国内の整備をしていただく。その後、逆に言うと、今度は、資金供与の際の環境ガイドラインというものがお互いの各国、国際的にばらばらではなくて、それはそれぞれの事情があるから全部が全部というわけにはいかないと思いますが、ある意味での国際的なガイドラインというのか、例えば透明性の確保の問題、情報をいつの時点で開示するかという問題、それからこういう点においてこのプロジェクトには資金を供与するという条件の問題等については、ある意味でいうと国際的な標準みたいなもの、ガイドラインみたいなものがある、それこそ本当にこの資金の流れ、南北問題も含めて第一歩が進むのではないかと。特に、日本の場合には今回国際協力銀行ができ

とということですので、ぜひこれを機会に前向きに国際的にも働きかけていただいて、日本のODAの評価を上げていただくような御努力をいただきたいと思うんですが、その辺は、外務省なのか経企庁なのかわかりませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘の点につきまして、確かにOECDでも実は輸出信用の關係につきましても、環境に対する配慮をどういうふうにするのが望ましいかということの議論を始めております。特に御指摘のように、ある意味でいいますと輸出信用というのは各国の輸出の競争でもございまして、ある意味でいうとODAよりむしろ輸出信用こそ国際的なスタンダードがあることが望ましいという面もございまして。

ODAの方は、経済的な面もございまして、やはり人道的な面から主體的に途上国に対する支援を行っているわけでもございまして、ある意味でいうとそれぞれの国の考え方というものはあるかと思ひますが、輸出信用につきましては御指摘のように競争という面もございまして、今後ともOECDの議論等を十分踏まえて私どもとしてもやっていかなければならないと思ひますし、また逆にOECD等でいろいろな議論に積極的に参加してまいりたいと思っております。

また、ODAそのものにつきましては、むしろ私よりも外務省の方がよろしいかと思ひますけれども、ODAにつきましては御承知のような大綱が設けられておまして、当然環境に対する配慮というものもしております。OECE、基金につきましてもガイドラインができていますのでございます。先ほど経企庁長官が答弁されたように、新しい国際協力銀行においては環境配慮のための手続指針としてのガイドライン、これは当然ODAの部分もございまして、非ODAの部分もあるわけですが、それらについてそれぞれ適切なガイドラインを設けていく必要があるというふうに考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

もう大分時間も経過いたしましたので、あと二問か三問で終わらせていただきたいと思います。一つ二つだけ、これも二〇〇〇年問題のことについて、また今後の国会の中でも出てくると思ひますので、聞かせていただきます。

通産省は、昨年の十二月一日付で、二十七業種、延べ五千八百三十九社について二〇〇〇年問題の対応状況について調査をしたというふうについていますが、概略で結構でございますのでこの調査結果について教えていただけますでしょうか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 対応状況を簡単に御報告させていただきます。

電力等のエネルギー分野、これは重要五分野の中の一つになっておるわけでもございますけれども、これは四半期ごとに調査をやらせていただいておりますので、その結果を集めておるところでございますけれども、今のところ計画的に対応を進めているというふうには考えられるのではないかと、それから、その他の一般業種につきましては相当銀行が見られますけれども、これにつきましてはもかなり意識は高まっております、作業中等のところもかなり多くなっております。

それから、コンピュータ等のベンダーの対策でございますけれども、これにつきましては、ベンダーとしての責任もあつたし、それから情報通信システムを使っているものとしての責任もございまして、これはさすがに自分の問題意識が高うございまして、かなり進んでおります。ただ、これは非常に大事なところでございまして、ことしの一月にさらにベンダー百十二団体に對して情報提供等の指導をしたところでございします。

それから、中小企業でございまして、これは対応済みの企業の割合は着実に増大しておりますけれども、なお依然として三割程度の企業が対応の必要性の有無をまだ確認していないというような状況でございまして、このあたりの対応は

急いでやらなければならないというふうには考えておるところでございます。

いずれにしても、この二〇〇〇年問題につきましては、既に三百日を切っております。先日、通産大臣のもとで対応に万全を期するようにという指示をいただいたところでございます。

○福山哲郎君 これは対応済み、未対応という分類でやられていて私は何とておるんですが、対応済み、未対応で本当にフォローができるのかどうか。聞いたら対応していると言っているけれども、それがどの程度まで対応しているのかというのは甚だ疑問だというふうには思つていて、これに對してどのような指導をこれから今後三百日で行うのかということは大変課題だと思ひますので、これは今後の審議に譲りたいと思ひます。

そしてもう一つだけ、先ほど中小企業の方がまだまだおられておるというお話がありました。さらには、特に中小企業が決済機能も含めておつき合ひをしている中小の金融機関ではどのような対応がされているのか、その中小の金融機関での二〇〇〇年問題についての最終テストは一体いつぐらいに終了するのか、もしそれが終了するときに、問題が発見されて間に合う時点で終了するのかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(広瀬勝貞君) 金融機関につきましては、重要五分野の一つとして取り上げておまして、中小の金融機関といえども金融機関としてはかなり私は対応が進んでいくだろうというふうには考えております。むしろ、かつまた万一のことを考えて一定の期間から後は、緊急時にどうするかというふうなことで、リスク管理の方にも万全を期していくという必要があるというふうには考えております。

ただ、問題は、中小企業の皆さんでございまして、これは先ほど申し上げましたような問題がまだ引き続き残つておるのではないかと、このように心配をしておるところでございます。

○福山哲郎君 中小金融機関等で最終テストはいつぐらいだというふうな把握は通産省はされてい

ないわけですか。

○政府委員(広瀬勝貞君) ことしの六月末をめぐりに最終テストをやるというふうには聞いております。

○福山哲郎君 もう一つだけ。六月末にテストしてだめな場合、まずいとなつたときには間に合うんでしょか、めどとして。

○政府委員(広瀬勝貞君) 実はそこところは私どもも大変心配をしておるわけですが、六月末に終わるとか十月末に終わるとかいろいろございまして、かなり前広にいろいろ事前の調査をし対応して、テストのときには最後の仕上げというふうな気持ちでやつていただいていると思ひます。

そういう意味では、ここで何とかいけるのではないかと、六月から来年の一月までにまだ半年あるわけでもございまして、対応できるのではないかと今後期待をしておるところでございます。

○福山哲郎君 二〇〇〇年問題、まだいろいろお伺いしたいこともございしますが、きょうは本会議でもありますし、少し早いですがこの質問を終わらせていただきます。

長時間ありがとうございました。

○委員長(須藤良太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、平成十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会及び経済企画庁、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫並びに中小企業総合事業団信用保険部門を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加藤修一君 公明党の加藤でございます。

午前中、同僚の議員が同じく質問したわけでありましても、コンピュータ二〇〇〇年問題について質疑をいたしたいと思っております。運輸省、来ておられますか。

二〇〇〇年問題に関して、航空機は危険であるとの報道がなされているわけですが、運輸省としては、危険日の航空利用者に対するリスク管理の観点からどういった対策をとっているのでしょうか。

○説明員(安富正文君) お答えいたします。

我が国の航空に関する二〇〇〇年問題につきましては、先生御承知のとおり三つございまして、一つは航空機の問題、それから航空管制の問題、航空会社の問題、この三点でございます。

これらにつきまして、運輸省としましては、航空機についてはメーカーにも連絡の上調査をいたしまして、現在のところ、安全運航に直接影響を与えるような重大な問題を有する装備品は確認されておられません。また、多少ふぐあいがございまして、ソフトウェアの変更等で対策がとられているところでございます。

またもう一つ、航空管制に関する件でございますが、運輸省の方で管制をやっておるわけですが、機体の更新等の際にこれまで着実に対策を進めてまいりまして、既に模擬テストも含めまして、本年三月末に対応を完了することとしております。また、日米の当局間においても昨年の十月に国際的な共同模擬テストを実施しまして、問題がないというところを確認したところでございます。

それから、海外の航空管制であるとかあるいは航空会社についてでございますが、現在国際民間航空機関、ICAOと申しておりますが、この機関、あるいは国際航空運送協会、IATAと申しておりますが、この両者において調査を実施して現在対策を協議しているところでございます。我が国としてもこの調査に全面的に協力しまして積極的に参加しているところでございます。

また、運輸省としましては、こういう対策を進めてまいりまして、逐次情報を公開いたしまして、今後利用者に対するリスク管理の面で不測の事態が生じた場合も想定して危機管理計画を策定する予定にしております。航空会社、それから航空管制両方についてこの危機管理計画を策定するというところで万全の体制を講じていきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 危機管理計画、コンティンジェンシープランとか何とかと言われているものですね、危機管理の関係は、緊急対応型の。これはいつぐらいまでにつくる予定ですか。

○説明員(安富正文君) 危機管理計画でございますが、現在、航空管制につきましては、ICAOのアジア太平洋事務所で八月一日までに管制機関と連絡をとって調和のとれた計画をつくるということで協議しておるところでございます。

それから、航空会社に係る計画につきましては、現在我が方で六月末までに取りまとめをするようにということで、先ほど申しましたICAOの関係の危機管理計画とあわせて、これは航空会社については十月末ぐらいをめどに考えております。

○加藤修一君 私は三年前ぐらいからこの問題について取り上げて、今回で五回目なわけです。これまでおくれた、私は対応がおくれたと思っておりますけれども、あえてリスク管理をしなければいけないという段階になっているわけですから、おくれた理由には主に運輸省の場合はどういうふうに判断していますか。

○説明員(安富正文君) 我々もなるべくおくれないうようにということで特に航空会社関係については逐次指導しておりますが、この問題につきましては、単に国内だけの問題ではございませんで、国際的にも調整を図っていかないと、IATAの動向を見ながら我々としては対処していかないとというふうに考えております。

○加藤修一君 では、至急速やかに対応をしっかりと

りやっていた方がいいと思います。

これで運輸省はよろしいです。次に、通産省、通産大臣にお願いしたいわけですが、今航空機の話をしていただきましたけれども、原子力発電についてはどういうふうに現状ではなっているのでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 二〇〇〇年問題については、電力会社各社とも、社会経済上極めて重要な問題であるとの認識のもと、対策委員会を設けまして、組織的な対応を図っております。

電力会社の調査の結果、原子力発電所の安全運転に必要な制御システムについては、計算機を使っている部分についても年月日情報を用いておらず、発電所の安全運転に支障となる事態は発生しないことが確認されております。

なお、設備の監視や運転状態を記録するシステムについては一部対応が必要でございまして、定期検査時に逐次工事を行っており、本年中にすべてのシステムについて対応を完了する予定でございします。

また、原子力発電所では、異常が発生した場合に備え、さまざまな対応措置が整備され、定期的に訓練が行われているところですが、二〇〇〇年問題についても本年六月までに危機管理計画を策定する予定でございします。

通産省としては、このような電力会社の取り組みについて今後とも指導してまいりたいと考えております。

○加藤修一君 制御システムについてはそういう御答弁がございまして、恐らくそうだと思います。一部ではその辺のことに不安が膨らんだ経緯もございしますが、私はやはり情報開示がある意味ではおくれたのではないかと、このように判断しています。こういう面についての情報開示を速やかにすることが不安を解消するということになると思っております。この辺についてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(稲川泰弘君) 情報開示の点につきましては御指摘のとおりでございまして、各社それ

ぞれホームページを開いてございまして、各社の行っております二〇〇〇年問題対策委員会の最近の情報をホームページにおいて公表をし、かついろいろな質問も受けている、かような状況でやっております。

○加藤修一君 ホームページを持っているコンピュータも、二〇〇〇年問題である面では危うい状態になる可能性も否定できないんですけれども。

この二〇〇〇年問題の周辺の関係で、単に二〇〇〇年周辺がおかしいという話じゃなくて、例えばUNIXというOSについては、二〇三八年あるいは二〇六六年、そういう話も聞いております。いわゆる期日表示の問題です。あるいはMS-DOSに至っては、一九八〇年から二〇七九年までの百年間についてソフトが組まれている。あるいはもう一つMS-DOSについて考えていきますと、一九八〇年から二〇三八年、そういう説があるわけですね。

二〇〇〇年という問題を飛び越えて、プラスアルファといった面については今から当然対応策を考えておくべきだと思ふんですけれども、二〇〇〇年問題の中でどういうふうなその辺は位置づけをされているか、見解を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(広瀬勝貞君) 加藤委員にはかねてから二〇〇〇年問題につきましていろいろ御心配いただき、またお話のありましたようにいろいろこの場でも御質問をいただいているところでございます。

今の御心配の件はいわゆるけたあふれという問題だろうと思ひますが、今お話のありましたUNIXなんかにつきましては、情報量が三十二ビットということになります。そうなりますと、二の三十一乗秒まではカウントできるということで、一九七〇年一月一日から始めていきますと、二〇三八年一月十九日までしかカウントできないというような問題だろうと思ひます。これにつきましては、個々のシステムの問題で

あるということ、それから急速な技術の進歩によつて、それまでの間にいろいろ解決可能な点もあるのではないかとというようなことで、特に二〇〇〇年問題とあわせて対応を急いでいるわけではございませんけれども、せつかつの御指摘もございまして、事態をよく調べまして、政府としても、対応の必要があればしるべく対応をしていきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 MS-DOSなんか、本体のメモリーの方にチップの形でOSを焼きつけて搭載している機種もあるわけですね。

二〇〇〇年問題は、大分前から言われていたわけですが、なかなか直近にならないと対応がとれないという話になってしまったわけですね。それ以外の、二〇〇〇年プラスアルファの問題だつて今からきちんと対応しなければいけないと思ふんですけれども、そこをもう少し明確に検討を確定していくような話をいただきたいと思ふます。

○政府委員(広瀬勝貞君) 御心配の点、私どもよく今認識をしておりますけれども、一つは、とにかく二〇〇〇年問題、あるいは二〇〇〇年に関連する一九九九年問題とかあるいはうる年問題とか、そういうあたりが目先の問題でございまして、先生の御指摘の点についてはその次の問題かなと思つておるところでございます。

ただ、これからいろいろな技術進歩等もありますので、この辺は何とか克服できるのではないかと希望もしております。今はむしろ二〇〇〇年問題を中心をやつてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これはそういう問題がありませんというわけでは決してありませんで、私どもとしましては、できるだけ早目な対応をするような準備をしていきたい、あるいは調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○加藤修一君 PL法の問題とかあるいは訴訟の問題にはね返る可能性もくはないわけですから、やはり事前に十分対応を考えていく、予防的な対応を考えていく必要があると思ふます。

で、そう主張しておきたいと思ふます。

それでは次に、農水省来られておりますか。ダイオキシンの問題についてちよつと質問したいと思ふます。

ダイオキシンの関係では、焼却場の問題が非常に大きなことになっていくわけですが、それ以外に農薬の問題が当然ございまして、PCPとかあるいはCNPなどのいわゆる除草剤の関係でありますけれども、この問題と、食品の汚染というものがダイオキシンによつて進んでいる、体の中に入つてくるうちの九〇％は食品から入ってくるわけですが、農薬が農地から流れ出て河川に入つて海洋に入るといふことから、恐らくそういったものが魚介類に影響を与えているとかさまたげなことが言われているわけですから、この辺のメカニズムというか調査はやつていらつしやるんでしようか。

○説明員(大森昭彦君) 私ども農林水産省におきまして、過去に使用された農薬中のダイオキシン類につきましては、実はその含有量自体が不明であるといふようなこともございまして、どういふ農薬にどの程度過去含まれておつたかという知見自体がまず不足しておるといふ状況にございまして。

したがいまして、環境中のダイオキシンと食品中のダイオキシンの関係といふことを解明いたします場合にも、現在の科学的知見から見てまいりますと、その直接的な関連を議論するには非常にデータが足りないという状況にあるわけにございまして。

しかしながら、私どもといたしましては、この重要な問題につきましてもできるだけ科学的な知見の集積を図つてまいりたいといふふうに考えております。平成十一年度におきまして、農地におきましてダイオキシン類の全国的な実態調査を予定しております。さらには、ダイオキシン類の農林水産生態系での動態の解明あるいは作用機作に関する総合研究、これを平成十一年度から行うこととしておりまして、そのようなことを通じて実態

の解明、把握に努めてまいりたいといふふうに考えております。

○加藤修一君 私、最初の答弁の方は重要な問題だと思ふんです。なぜ重要かといふと、PCPとかCNPの関係でダイオキシンの量がどの程度かは全然把握していないと、そういう答弁だつたわけですね。

今、これからこれをやるんですか。今まで全然やつていないんですか、どうですか。

○説明員(大森昭彦君) 農薬は登録という手続を経て世に出るわけにございまして。現在におきましては、このダイオキシン類の含有量というものにつままして、それが含まれていないといふことについてメーカーサイドで確認の上登録をいただく、こういうことにはしておりますので、現在登録され使われておりますものについてはダイオキシン類は入っていないといふふうに承知しております。

ただし、過去において使われたものの、特に先生御指摘のPCP、これは昭和三十年から四十年代に主として使われたものでございまして、それからCNPにつきましまして、これは昭和四十年から五十年代の前半に使われた農薬でございまして、当時、ダイオキシンといふようなことについての認識と申しますか、そういうことについてチェックするシステムにはなつていなかったといふようなことではございまして。

○加藤修一君 非意図的な物質であることは私もよく承知しておりますけれども、昭和三十年代から使つていたといふわけで、今はどの程度使われたかといふことも含めてわかるわけですね。

だから私は、地域別に、年別に、しかもどれだけ生産したかといふことも含めて、あるいは消費、あるいはその保管の状況はどうなつたのか、わかつた段階でその辺の実態調査をきちつとすべきだと思ふますけれども、どうですか。

○説明員(大森昭彦君) 先生、例えば過去にどういふ地域でどの程度使われたかという御指摘でございまして、そのようなことについて、例えば出

荷量統計ですとか生産量統計という観点から整理はできるというふうに思つておりますし、またこういうデータは今までも公表してまいつております。

ただし、御指摘の、その中にダイオキシンをどれくらい含んでいたかという観点につきましましては、これは当時の分析技術等の関連もございまして、そういうデータの持ち合わせがないものですから、その当時使われたものに対してどれくらい入つていたかといふことの推量、推計自体が非常に難しい、こういうことではございまして。

○加藤修一君 それはちよつと難しいですね。どのくらい含まれていたかは現段階ではなかなか難しいという話ですけれども、どの程度使用されたかといふことについては把握できるわけですね。

それと、例えば「A」に協力を要請してもつと具体的な、生産が中止になつて以降のものかどういふふうな処理、処分されたか、どういふふうな保管されているかを含めてやるべきじゃないですか。

○説明員(大森昭彦君) 過去の利用の実態といふことにつきましては、私どもも日ごろできるだけそういうのをフォローできるように思つておるわけにございまして、特にこれらの農薬につきまして登録失効後の状況といふことにつきましましては、これはメーカーサイドで責任を持って処分をしていただくということになつておるわけにございまして。

そういう点で、その辺の状況、特に御指摘のPCPあるいはCNPといふことにつきましまして、実際にどのような最終的な処分状況かといふことについては、私どももメーカーの方からその処理状況についてはきつちり報告を受けているところでございまして。

○加藤修一君 報告は受けていない。

○説明員(大森昭彦君) 受けております。

○加藤修一君 では、具体的にどういふことですか。

○説明員(大森昭彦君) これらにつきましては、特に出荷、製造が中止されまして以降のこういう物質については、このような化学物質につきまして環境に影響を与えないような形でしかるべく処理、処分をしていくということが原則でございます。そのような処分がされたことを承知しております。

○加藤修一君 メーカーに処分の責任を任せているという話ですけれども、もう少し具体的に、どういう事態であるか、当時どういうふうによったかということも含めて私はやるべきだと思いますので、その要請をしておきたいと思っております。

それから、農耕地に除草剤がどのぐらい使われたかということは間接的に把握できるかもしれませんが、いわゆるダイオキシン類の濃度測定をぜひ全国ベースでやるべきだと思います。その辺については先ほど多少あったかもしれませんが、あえてまたもう一度質問いたします。

○説明員(大森昭彦君) 先ほどの処理の關係は、これはメーカーの責任におきまして、出荷したもののについてすべて回収をし、しかるべく処理をさせていただきますというところで御理解をいただきたいと思います。

それから、農地等のダイオキシン類の含有量の事態と申しますか、これにつきましては私も平成十一年度から全国的にその実態調査を予定しておるところでございます。これからどういう設計で取り組むか、現在その詰めをしておる段階でございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○加藤修一君 ぜひしっかりとやっていただきたいと思っております。

農水省はよろしいです。

それでは次に、石油公団問題に移りたいと思っております。

先週、この問題についても取り上げたわけでありまして、なせまた取り上げるかということなんですけれども、やはり昨年の九月二十九日に出された報告書の中身については私は非常に疑問が多

いということなんです。なぜこんないかげんな中身のものを国会に平然と出せるのか、私の結論はそんなんです。非常に重大な問題だと思

いますので、再度質問いたします。

九月二十九日の報告書に設定されている前提条件、これについて大臣は次のように答弁しているわけですが、これはあくまでも将来を予想するとい

う話でございますから、将来、物事がどうい

う話でございまして、過去経験した円レートの幅、それ

とそこが、事実はそのようではない。レポートの中

には書かれていないことは、こういう両極端という形

にはなっていないと私は思うんです。樂觀的な

ケースのみが極端な方に行っている方々は平均値を

とっている。

一枚目の配付資料の方に書いてございますけれども、為替レートについて見ますと、樂觀的ケ

ースにおいては、ドル百四十五円というレートを採

用しております。このレートは過去五年間で最も

円安であったときのレートであります。大臣の答

弁のとおり、もう一方の極端をとるとい

ば、一九九五年四月の八十四円というレートを採

用しなければならぬと思ふんです。ところが、実

際には平均値である百十円が採用されて

いる。

まず、この辺のところを大臣は誤認されている

のではないかと、私は理解しているわけ

ですけれども、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 別に誤認をしているわ

ういう為替レートでかえられるか、これが実際の円として受け取るお金であるわけですから、同じ量の石油を産出した場合に、実は最初はドルで建て値となつていて原油の価格によって左右される。ですから、原油が高ければドルの手取りは高くなる。原油が低ければドルの手取りは少なくなる、当たり前の話でございますが、油価によってまず左右される。

そして、受け取ったドルを円貨にかえまんといいませんから、そのかえるときは円の計算、円貨に対する換算レートというのは市場で決まってくるわけでございますから、結局、それぞれ石油開発会社各社の経理の状況というのは、いわば原油価格とそして円とドルの交換レート、この二種類によって決まってくるというのは先生はもう当然御承知のことだと思ひます。

そうなりますと、計算する場合には、油の値段はドル建てで一体幾らぐらいだろうという予想もしなければなりませんし、円対ドルの関係がどうなっているかということも予測しなければなりません。ですから、方法としては、極端な円高と極端な原油安、それから、各社の経理がよくなるのは、原油が物すごく高い値段で売られて、売ったドルがまた価値があつて、ということでは円安であつて受け取りの円が物すごく高くなる。いろいろな組み合わせが実際に起きるんですが、極端な原油高と極端な円安という場合と、極端な円高と極端な原油安という両端をとれば数字はどこかに入ってくるはずだろうということが計算の前提であるわけです。

例えば、先生が、原油価格の方を固定しておいて円だけ動かすという計算をしるというの簡単でございますし、あるいは円レートを固定させて原油の値段をこうやって動かして計算しろというのにも出ますし、いろいろなケースがあつて、それは多分いろいろな計算があるんだけれども、両極端をとればその幅の中にいずれの計算も入ってくるということを前提にしてあの報告書はできているというふうに私は考えております。

○加藤修一君　ですから、先ほどから言つておりますように、大臣は、過去経験した円レートの幅、それから原油価格の幅、これらの両極端をとつていふふうには答弁されたわけですが、私も、私は、これと報告書の中身は違ふと言つていふんです。明らかに違ふ。だから、報告書の中身とは両極端ということの意味が違います。

○国務大臣(与謝野馨君)　それは、先生に誤解をお与へしたことは申しわけないと思ひますが、七十九円という円レートをとることが、それも確かにそういう幅があつたわけですが、そういう幅をとることの合理性があつたかどうかということとはまた別問題で、やはり円高になるというような場合は七十九円とか八十円で物事の計算をするというところはやや合理性に欠けると私は思ひますから、その幅のとり方も、円レートについては過去の経験したものを合理的に判断して幅を決めていけばいいわけでして、別にそれは計算式がちゃんとあるわけですから幅のとり方で幾らでも結果は変わつてまいります。変わつてまいりますけれども、やはりその前提となるものは、ある一定の合理性を持つ必要があつて、合理性を持つ範囲内での両極端というふうにお考えをいただければ御理解をいただけるのではないかと思ひます。実際に起きた経験に基づいた判断であることは間違いないということでございます。

○加藤修一君　それでは、先ほど、試算をするに当たつて物になるように最大最小をとつたという話をされましたけれども、物になるようにというのはいささか合理的だという判断だと思ひます。先ほど答弁の中で言ひました、最初の方に、試算を行うに当たつて物になるように最大最小を決めるんだと。ですから、それは物になるようにというのはいささか合理的なという意味で大臣はおつしやうと思ひます。

では、合理的に果たして今回前提条件をきちつとしていふかどうかということに私も疑問があります。ちゃんと説明してくれませんか。
○政府委員(今井康夫君)　大臣の御指示を受けま

して事務方が作業したことでございますので御報告申し上げますけれども、為替レートにつきましては、当時百四十五円台でございました。それで、非常に円安になるという考え方もいろいろございまして、通産省として為替レートについて手断をいろいろ与えてはいけないということもございまして、非常に円安な状況の中で、今の現時点での足元、百四十五円というのを一つの考え方といたしました。それから、過去五年間の平均の百十円という数字を置きました。これは、当時の状況からしますと相対的に高いイメージの強い数字でございました。この百十円と百四十五円を為替レートの前提として置いたわけでございます。

また、油価につきましては、十六ドルケースと二十・七ドルのケースを置きましたけれども、これにつきましては、さまざまな著名な国際的な機関で行つております長期、これは二〇二〇年までの見通しでございますので、当時の油価の水準は確かに十三・四ドルでございましたけれども、二〇二〇年までそういうレベルでいくことはないと、著名な各機関が行つていふ見通しの下の数字、おおむね十六ドルでございます。それ以下のものは余りなかつたわけでございますけれども、それから、上の方のケースは、IEAの高値の見通し、それからアメリカのエネルギー省の高値の見通しというものをいましてダブルチェックをしたわけでございます。

私どもの計算は、前回も先生にお答え申し上げましたように、過去三年または五年の平均の低い方を低値ケースとする、それから過去五年間の六カ月平均の高い数字を高値ケースとしたわけでございます。それから、これを国際的なさまざまな機関の当時入手できました予測でクロスチェックをしたというのがこの計算の前提でございます。

○加藤修一君　楽観ケースについては過去五年間における六カ月平均の最高値をとつて一バレル当たり二十・七ドルというふうになつていふわけですが、一方、悲観的なケースについては過去三年間

または五年間の平均値の低い方ということで一バレル当たり十六・一ドル、そういうふうな設定してあるわけですが、この悲観的な決め方について、前回はメジャー等がやつていふ方法と言ひましたけれども、それは確認できますか。明確にそういう資料を出せませんか。同じ方法でなぜやらないか、私は非常にそこに非合理性を感じます。

○政府委員(今井康夫君)　低値の方が過去五年または三年の平均値の低い方、それから高値の方は過去五年間の六カ月平均値の高値の方という計算は、私も、メジャーの関係者でございまして石油のオーストリタイに、いろいろこういう場合、それから過去におきましてどういう計算をして将来を見通したよろしいのかということは何度も聞いております。そこで私も培つてきたような考え方であるわけでございますが、その意味ではそれほどの方式自体がおかしいということでは考えておりません。

また、例えば先生おつしやる対照形にして過去の高値のケースをやつたなら低値もやりなさいと、この場合だと十三ドルであるということだと思ひますが、石油価格の場合にこのような考え方でやつて過去の平均をベースとして高値の方をまた計算するということになるかといひますと、石油価格はやはり長期的には上昇していくという基本的な物の考え方が恐らく国際的にもあるわけでございます。ちやうど対照形にすといふ形で将来を予測する、例えば現時点でいいますと十三ドルで二〇二〇年まで油の価格を予測するといふのは余りとられていない手法でございまして、むしろベースを、一番低いケースを十六ドルぐらいにし、それにインフレ率を二・三％かけていく、なしいはもう少し高目の設定をもととしておくといふのが恐らく各予測機関、メジャー等々において行われていふ手法だと思ひます。

○加藤修一君　では、その辺についてはまた関連の資料を出していただきたいと思ひますし、まだ私は理解したつもりになつていませんから、それから、この配付資料の三枚目でありますけ

れども、悲観ケースと楽観ケースの生起確率をちよつと計算してみました。過去五年間の原油価格、為替レートについてです。

例えば悲観ケースについて考えていきますと、原油価格が一バレル当たり十六・一ドル以下、為替レートが一ドル当たり百四十円以下、そういう場合の生起確率を計算していきますと二七・九％、悲観ケースとしてはこういうことが約三〇％近く起り得る。

一方、楽観ケースとして、原油価格が一バレル当たり二十・七ドル、為替レートが一ドル百四十五円以上で考えていった場合は生起確率が〇・一％、ほとんどゼロに近いという話です。

そういうことを確率論で考えていった場合は、やはり悲観ケースの方が起り得るという判断もあり得るわけです。この辺についてはどういふうに見解をお持ちですか。

○政府委員(今井康夫君) 先生の計算でいきますと、こういうふうになると思います。過去について、非常に円高の進んだ局面それから油が非常に下がった局面がございましたので、それを累積していくとこういう形の生起確率になろうかと思ひます。

ただ、私どもは、二〇二〇年まで石油の価格が例えば非常に低いレベルで推移するということはなかなか考えにくいところがございますので、前回九月、事務方としてつくりました将来の見通しでは十六ドルを下限のケースと置いたわけでございます。

ただ、いろんな議論がございまして、先生からも御議論いただきましたし、新しく中立的な委員によつてつくられました報告書におきまして、今後、この後段のキャッシュフロー分析を繰り返してやっていくようにと、また状況が変わつたらつくり直すようにと、毎年それを見直すようにというところでございます。

前回九月に御提出申し上げましたときには、時間も限られましたので非常に限定したケースでございましてけれども、なるべく透明度は高めたつ

もりでございますが、今後これを見直していくに際しましては、いろんなケースでどういう姿が得られるのかということについても少しきめの細かい数値も計算いたして、それを公開していきたいというふうに思っております。

○加藤修一君 計算はこのようになるといふ答弁でありましたけれども、確かに過去の実績をもとにしてやるといふことになるわけですね。なせここの計算をしたかというところ、通産省が何回も何回も過去のデータに基づいてやっているとどういふに言いますから、それに基づいてやっているとどういふに云々、長期的なプロジェクトであるから不確定要素が入る、それは私もわかりません。しかし、その辺のことについて定性的な言葉だけで逃げないで、どういうふうになるかわからないという部分があるならば、非常に起りやすい部分もあるし非常に起りやすい部分もあると、かなり幅を広げて私にはやるべきだと思ひます。

私の目から見ますと、通産省にとつて都合の悪いようなものは余り出さないようになつていて嫌いがあると思ひます。といひますのは、四枚目を見ていただきたいんですけれども、報告書で最終損益評価額がございまして、報告書では結論は、最善のケースとして三千七百六十億円の黒字が出ますよ、それから最悪のケースとしては二千四百九十億円の赤字が出ますよという話になつていきます。しかし、私の方で計算した結果を考えると、これについては五千億円ぐらゐの赤字になる可能性がある、最悪のケースを考えると

それから先日、通産省から出していただいた資料を検討していきますと、実はその四枚目に書いてございすけれども、現在の為替レート、油価に基づく損益を計算していきますと、五千五百二十四億円の赤字になる可能性がある。これは可能性ですから、実際にどうかどうか、それはわかりません。しかし、可能性ということをやつぱり検討していかなくちゃいけないのが今回の報告書の

中身だと思ひます。住専で六千八百五十億円も公的資金を投入したときにも大変な状態になつたわけですから、この今回の報告書の中身は国民だつて知られていない範囲の話ですよ。マスコミも取り上げておられますけれども、国民の方にはこういう話に伝わっていません。

こういう赤字が二千四百九十億円ということでも、黒字が三千七百六十億円である、差し引きプラスになる、黒字になるといふ話になつてしまふわけです。それだけがひとり歩きしてしまふ危険性が非常にあるわけですから、もつと幅をとつて、あり得る範囲の中できちつと私はキャッシュフロー分析を行うべきだと思ひます。どうですか。

○政府委員(今井康夫君) 九月に御報告申し上げました報告書におきましても、さまざま議論があり得ると私どもも想定いたしましたものでありますから、先ほど大臣からお話ございましたように、感度分析ということでも、もしこれ以上に油の価格、為替レートが振れた場合にどういふ形になるのかというのをお出しして透明性を高めたつもりでございますが、今後この恒常的な見直しに当たりましては、御指摘の点を踏まえてさまざまケースを開示するというような形で進めていきたいというふうな思ひます。

○加藤修一君 その意味は、過去の両極端という意味も含まれますか。単純に言つて、過去の両極端というのは最近五年間という考え方でよろしいわけですか、それも含めて考えておられますか。

○政府委員(今井康夫君) 計算という意味では、いろんな前提を置いて計算できると思ひます。ただ、例えばこの一カ月で油の値段は二・五ドルも動いているという現状がありますので、日々の数字をとるといふのはなかなか難しいと思ひますけれども、ある程度大きな幅を持つて、こういうある極端なケースが起きた場合は何が起きるかというところもあわせて開示するというところに

いては、私どもはそれを行うつもりでございます。

○加藤修一君 ですから、最初から私が言つていきますように、報告書で無視している範囲があるわけですから、あえてそれを無視した形でどういふデータをもとにして計算すること自体、非常におかしいと思ひます。そして、その数字がひとり歩きますことをねらつて報告書をつくつたのかなという疑問も出てくるわけですから、なぜそういうふうにならぬのかと本当に単純に思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生の御趣旨もわかるつもりでございますけれども、例えば先生が計算された最大の赤字といふのは五千五百二十四億円、こういうことでございしますが、これにも一つの前提があつての計算であるわけでございします。我々はすべての計算について前提を明らかにしております。したがひまして、その前提が本当に起きるかどうか、実は問題なのは計算自体ではなくて、例えば原油の価格についてお互いどういふ見通しを持つていふのかということが私は大事な点だと思ひます。

原油価格については、資源の賦存状態あるいはこれから再びアジアを初めとする経済がもう一度立ち直つてきますと、いろいろな報告書を読みましても、やはり原油の消費量は増加する傾向にあるということが専門家の大体共通の認識でございます。これは一年、二年の単位をとつたということではなくて、十年、二十年の単位をとると原油の消費量といふのは増大していく。一方、原油の資源といふものはある意味では有限でございますし、また現在のような低い原油の価格ですと探鉱開発といふものも余り盛んになりませんし、常識的に言へば原油の価格はどちらかというところベクトルは高くなる方向に向いていふところでございします。

ただ、円レートについては、昨年の秋は百四十円台でございました。百四十五円というのをつけたいともあると思ひますが、急激にそれが上昇して百八円台に参りましたから、それ自体で三十円

を超える振れ幅があったわけでございます。為替レートの方は非常に振れますから、また一國の経済の状況とか他国との関係とかいろんなことで総合的に決まってくるわけですから、為替レートの方は予測したいものがございまして、やはり原油の価格を現在より将来高くなるというふうに考えるというの、私は理屈に合っているのではないかとこのように考えております。

○加藤修一君 答弁の最初の方で五千五百二十四億円の赤字というのは、私が試算した値じゃなくて、これはごく最近通産省が出した値ですよ。そういうことです。二月の為替レート及び原油を用いて資源エネルギー庁が試算した値ですので、念のため。

○国務大臣(与謝野馨君) ああ、わかりました。

○加藤修一君 それから、アジア経済云々のそれ以降の答弁については、わかる部分は当然あります。ただ、私が一番問題にしているのは、九月二十九日のこの報告書の書き方が問題だと言っているんです。報告書の書き方について、幅のとり方が非常に意味のない、ある程度の意図を持って書かれていた部分があるから、それはやはり変えるべきだと言っているんです。

○政府委員(金井康夫君) ずっと御議論をさせていただきまして、ございまして、諸前提の置き方につきましては、為替につきましてはなかなか難しいところがある、通産省が前提を置くというの、非常に難しいところがございます。したがって、ある程度の過去の趨勢などを客観的に、国民の方、読んでいただく方にわかるような数字を前提として置くことだと思っております。

また、原油価格につきましては、過去の趨勢及び諸機関の行っているさまざまな見通しを前提としてある程度幅をとる、なおかつ、例えば今の足元で計算したらどのようなものかということについて、私もそれを明らかにすること、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

○加藤修一君 この点に關しての疑問だけじゃなくて、別にもたくさんありますので、私は委員長

に、一般質疑を含めてこの石油公団問題をきっちり取り上げてやるべきだということを要望して、質問を終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

きょうは私は、日本映画の振興、復興について、通産省と文化庁に質問をいたします。

映画議員連盟というのがございまして、私も私どもの先輩でございまして、長年当委員会の委員を務めてこられました市川正一議員はこの映画議員連盟の創始者の一人であるわけですが、たびたび当委員会でも映画の問題について質問をされておられましたので、私はそのよき伝統を受け継ぎましてきょう質問をしたいと思っております。ちなみに、この超党派の映画議員連盟の会長は、小沢總理御自身でございます。

昨年の九月に、世界のクロサワと言われた映画監督、黒澤明監督が亡くなりました。いろいろな特集番組が組まれておりまして、私も改めて勉強させていただきまして、黒澤作品、「羅生門」、戦後間もない一九五一年にベネチア映画祭でグランプリを受賞したことをきっかけにいたしました。日本映画への注目とかそれから国際的な評価というものが非常に高まったんです。私もそういうことを再認識させていただいたわけでございます。

「羅生門」だとかそれから「七人の侍」だとか「隠し砦の三悪人」、こういうふうな懐かしい映画を繰り返しテレビが放映しております。私も見せていただきました。こういうすばらしい業績、これは私も認識不足だったと思いますが、むしろ日本映画が世界の映画をリードしてきたんだというふうなことを改めて認識いたしました。しかし、この日本映画の現状といえますのは非常に厳しくて、将来展望は必ずしも明るいとは言えません。

そこで、大臣にまずお伺いしたいわけですが、けれども、日本映画は一八九六年誕生以来百年の歴史を持ち、芸術、文化の大きなジャンルとして発展を遂げてまいりました。殊に、ほかの芸術に比べ

まして複製がきくということ、多数の国民に鑑賞の機会があり、むしろ国民の鑑賞力によって育ってきた文化であるということ、また国民生活に非常に身近で不可欠な文化や娯楽であるということ、日本の社会や日本の時代を映す芸術であると言つても私は過言でないと思っております。

この日本映画、国際的にも大きな評価を受けているわけですが、まず通産大臣に、この日本映画についての御認識、評価についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 私は中学時代は映画を大変たくさん見ておりまして、封切り館にはなかなか行けなかったもので、二本立て、三本立てという映画をよく麻布十番の劇場で見ておりました。一日四本見たこともあります。

日本映画はすばらしいものがございます。今、黒澤監督の全集を私は自宅に持っております。時々見ておりますが、これはマカロニウエスタンという形でアメリカの映画の原作にもなっているというものはございます。

まず、過去すばらしい映画ができましたことに、文部省を中心にフィルムライブラリーが整備をされましたので、過去の業績については私は今きちんと整備されつつあると思っております。

また、もう一つは、過去、映画の著作に携わった方々に対して著作権法上という問題があるのかという問題も実はございまして、この問題も大分解決されてきていると思っております。

我々、今はなかなか、映画館に行くのではなくて、どちらかというとビデオ、レーザーディスク、あるいは最近ではDVDという新しいメディアもできてまいりましたので、そういうもので過去の映画を鑑賞する機会が多くなりました。

そこで、今、情報産業が大変豊かになったといつて論じられておりますけれども、やはりコンテンツと申しますかソフトと申しますか、そういうものは実はなかなか短時間では充て足できない分野でございます。そういう意味では、今は映画にかわるもので各テレビ会社がドラマや何かを制作

しておりますけれども、やはり映画というのは一種の迫真性というものが表現手段でございます。

日本の映画をこれからどう振興していくかということは、先生の御意見もぜひお伺いしたいんですが、過去百年間積み上げてきた実績で、いい監督、いい俳優の方々もたくさんおられますから、やはり日本の文化の一つとして映画振興に取り組むということは私は大変大事なことであらうと思っております。

○西山登紀子君 日本映画の国際的な評価ということについて、大臣の御認識はどうでしょう。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分昭和二十八年か九一年に京マチ子さんが出ておられる黒澤監督の「羅生門」がグランプリをとりました。私は当時エジプトにおりましたが、エジプトにもその映画が回つてまいりました。私も見たことがございます。

そういう意味では、やはり日本映画は日本人の感性をあらわしているわけですから、私も好きな俳優もたくさんおります。また好きな監督もおります。日本の映画の水準というのは、黒澤監督ばかりではなく小津さん、初めとしたたくさん日本人にいい映画作品をつくってくださったというのと同時に、やはり黒澤さんの作品も小津さんの作品も、世界じゅうの映画監督、映画界に大きな影響力を残しているという意味で、また我々がそういう映画を見て楽しんでいるということで、私は日本映画に対して大変高い評価をしております。

○西山登紀子君 大臣が日本映画について高い評価をされているということで、私も意を強くいたしました。しかし、この日本映画、産業としての側面とまた文化としての側面と両方がございまして、両面からサポートをして発展していくものでございまして、文化庁が九四年八月に映画芸術振興に關して協力者の皆さんの御協力を得ましてこういう報告書

をつくっております。「映画芸術振興方策の充実について」という提言、公式の文書でございますが、その文書の中でこういうふうな指摘をされております。

我が国の映画芸術は、映画産業とともに育ってきた歴史があり、今後ともそれとの関連を抜きにして映画芸術の振興方策を考えることは難しいといえる。

もともと今日の映画産業の衰退は、昭和三十年代後半から始まった諸々の要因の積み重なりがもたらした社会的なものであり、短期的にその回復を図ることは難しいと言わざるを得ない。したがって、映画産業としては、「映画百年」を我が国映画界再生の「映画元年」と認識し、中長期的展望の下にその基盤の充実に努めていく必要がある。

こういう御指摘をされているわけです。

映画芸術の振興に對しまして、映画産業を所管する通産省の役割をどのようにお考えですか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 映画産業自体は、制作を行い、またそれを配給し、また映画館で興行を行い、またそれがやがて他の変わった媒体に乗っている人の方に届けられるわけですが、これは産業としては約二千億円の産業でございます。これは、直接の二千億円のほかに、ビデオ化等によりさらに大きな収入を生んでいるわけでございますが、ヒット作品が社会現象となるなど、文化、社会を活性化し、経済に波及効果を与える産業だといふふうな認識しております。

また、デジタル化、ネットワーク化が進展する状況のもとでコンテンツ産業の大きな発展が予想される中で、映画産業というのはむしろこれから一層重要な役割を果たす、また果たしていただきたいといふふうに考えております。

通産省としては、このような特性を有する映画産業の健全な発展を図る観点から、映画産業発展のために必要なビジネス環境の整備を進めることなどに今後とも努力をさせていただきたいと思つております。

ております。

○西山登紀子君 努力をしていくという御表明があつたわけですが、今、日本映画の現状というのは大変深刻でございます。この提言も、現状のまま行くと「日本映画が消滅する」といった最悪の事態の到来も架空のものではなくなるおそれがある。と非常に厳しく今の現状を指摘されているんですけれども、この提言が発表されてから実は五年がたつております。

そこで、昨年一年間の封切り映画の本数ですけれども、全部で五百五十五本です。ところが、その中で日本映画は二百四十九本、洋画が三百六本というところで、逆転現象が起こっているわけです。日本の映画二百四十九本のうち大手以外の手による映画は百八十四本、そのうちポルノ映画が百一本というところで、日本映画全体の四〇・五％です。大手以外によるものの五四・八九％を占めている。これは国民文化にとつて非常に憂べき事態といふふうに思ふわけです。

文化庁、この提言が発表されて以降の五年間で日本映画の危機的な状態が深刻になっているんじゃないでしょうか。確認だけで結構です。

○政府委員(近藤信司君) お答えをいたします。委員御案内のとおり、映画は国民の身近な娯楽として生活の中に定着いたしますとともに、総合的な芸術として大変重要な位置を占めてきたわけでございます。

今、委員が御指摘になりましたようなことで、現在の邦画界は国際映画祭等で高い評価を得る作品も一方ではあるわけでありまして、全体として見れば大変厳しい状況にある、そういうふうな認識いたしております。

○西山登紀子君 大変厳しい現状にあります。

それで、大臣に、日本映画の産業としての深刻さ、それについてもちよつとお伺いをしたいと思ふわけですが、映画制作の基盤が非常に弱体化しているという問題でございます。いわゆる三大大手の映画会社があるわけですが、これも、この会社は、今自社制作を余りしな

なっているんです。十年前には百二本だったのが今六十五本だといふんですけれども、しかし実際の中身は自社作品は十本に届かないんじゃないか、こんなふうなことも言われているわけでございます。

それでは、だれがつくっているかということなんですけれども、独立プロと言われるグループの人たちが一生懸命つくっているわけでございます。大手は、自分がつくらないで、独立プロの皆さんが例えば六億円もかけて制作したような映画を二億円ぐらいで買いたたいて、そして配給してもうける、こういう興行中心、ひどい言葉で言えれば収入があればいいといふふうなことで、制作に余りお金をかけないといふふうなことになってきている。最近のマスコミでも話題になりましたけれども、松竹の場合もむしろ映画の制作本数を減らして洋画中心の興行に方向転換するというようなことが報道されておまして、大変心配をされているわけでございます。

独立プロの皆さんの制作難、いろいろお伺いいたしましたけれども、実際再生産が非常に困難になつてきている。まず資金を集めるということから監督さんも含めて皆さんがやられる。資金が集まらなかつたら、いいものをつくらうという計画があつても途中であきらめてしまうこともあるわけでございます。創作意欲がわいてもお金がないからそれを放棄してしまう、こういう事態になっているといふことでございます。

今、会社に専属の監督さんはわずか三人、日本全体で五百人近い監督さんがいらつしやるそうなんですけれども、それではどれぐらいの収入で暮らしているのかとお伺いいたしますと、年収三百万円ぐらいの収入の方が多いといふことをお伺いしたわけでございます。映画がつくれなければ収入がない。では何で食べているんですかと云つたら、農業をしながら食べている、監督さんがですよ、そういう事態だといふことをお伺いしました。再生産が非常に困難。

また、映画従事者の不安定な身分や収入という問題も大変でございます。映画は監督さん一人でするわけでも、俳優さん一人でするわけでもありません。集団の大変な時間をかけた作業の中で、また総合芸術としての非常に大がかりな仕事でございます。生産といひますか文化生産ですね。

ところが、映画をつくっていないときは失業者とも見られませんが、失業保険、これは入れないといふようなこともお伺いしたわけでございます。つまり、日本映画は、産業としてそれを支えるスタッフの皆さんの不安定な身分や収入の状態も含めまして再生産が非常に困難な現状にあるといふことでございます。

日本映画のよき伝統を生かして国民の皆さんの鑑賞意欲にこたえていく、いい映画をつくる、こういう点から見ましても、とりわけ日本映画をつくっていくという、再生産ができなくなっているというこの厳しい現状について大臣はどのように認識しておられるでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生おっしゃいましたように、昔は東宝、新東宝、松竹、東映とか、日活、大映という幾つもの映画会社があつて、それぞれいい作品をつくらうとしておりました。やはりテレビ時代になりましたら観客動員数も減りましたし、また現在ですと、例えばテレビドラマを撮影するというのは、フィルム代というのはもう実際上ほとんどかからないといふようなことがありますが、映画制作というのは膨大な資金が必要でございます。またお客様が映画館まで足を運ばなければならぬといふこともございます。ですから、最近ですと、アニメですけれども、「もののけ姫」といふようなものがヒットするといふことはございましたが、全般として観客をなかなか動員できない。ただ、時々いい作品があつて静かにブームになつております。

これはやはり基本は、観客のニーズにこたえないと産業としては成り立たないわけでございますが、我々としては、先ほど先生が言われましたように、日本は百年の映画制作の歴史があつて、い

ろいろな知識や経験を持つてゐるわけですから、それが無に帰すというのは大変惜しいことだと思います。国としてどこまでこういうものを支えることができるのかという議論はありますが、何とかして日本映画のよき伝統が残る、また将来にわたっていい映画がつくられていくという環境整備をいたしたいと思ひます。

また、映画監督をやつておられる方あるいは俳優をやつておられる方で、映画に出るといふことはむしろ出費を伴うような世界であるといふことも私よく知つております。大変な犠牲を強いられながら、いい作品を残したいといふ芸術家としての使命感だけが支えて作品をつくつておられる方がたくさんおられるといふこともよく知つております。環境整備とか、間接的にお手伝いできることについては、文化庁も一生懸命やつておられますし、我々もまたそれに取り組みたい、そのように思つております。

○西山登紀子君 大臣の何とかしたいという思いは非常によくわかります。ただ、今の日本映画の現状というのは本当にもう厳しく、再生産ができなくて、このままでしたら消滅する、先ほど無に帰すのは惜しいとおっしゃつた、まさにこのまま行つたら無に帰してしまふという現状にあるといふことだと思います。

では日本の国民の鑑賞意欲が減退したのかといふところで、例えば映画「タイタニック」は大きく映画鑑賞人口を吸収いたしました。昨年一年間で日本の映画鑑賞人口は一億五千万人、一昨年よりも三千万人アップしたんです。映画館で見る「タイタニック」ですから、いい映画というのはやはり日本の国民は映画館で見てくださるということだと思います。

ところが、よい日本映画をつくりたくてもつくれない。とりわけ資金面で非常に困難に直面しているといふことなんです。その御認識をはつきりお持ちいただきたいと思うわけです。

それでは、どうしたらいいかといふことなんです

すが、通産省と文化庁もいろいろ努力をされていると思ひますけれども、通産省の来年度の予算の中で映画の振興についてどのような予算が組まれているでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 現在、私どもとしては、従来から映画産業全体のビジネス環境の整備という観点から、例えば映画フィルムの特別償却といったふうな税制上の措置を講じてきておりますし、また商品ファンド法の映画への適用といったことで資金が広く集まるようにといったこともしております。

また、いろんな調査研究を行いまして、映画産業の活性化のためのいろいろなビジョンといふようなものも検討しております。また、これは金額的にも小さいものだと思いますけれども、撮影技術等に非常にもいふものとかあるいは映画産業全体の振興に資するようなものにつきましては、大臣表彰といった格好で士気を高めていただくといったようなこともやつてゐるわけでございます。

さらに、映画産業は、例えば商店街全体の活性化の一環としても今後期待ができますし、また先ほど申し上げましたように、コンテンツ産業の大きな製造者でありますものから、そういった意味でコンテンツ産業の支援といったことから応援ができるというふうにも思つております。

具体的に一般会計予算でいいますと、例えば調査研究費といった程度でございますけれども、今言いましたような既存の施策を十分活用しまして、できるだけ映画産業につきましても意を用いてまいりたいというふうにも考えております。

○西山登紀子君 大変言いにくそうに御答弁されてゐるんですけども、予算の資料を取り寄せまして、映画のためにこれという予算は幾らだといふことを示されない。ゼロというところなのでございます。

あとは、いただいた資料によりますと、競輪の日本自転車振興会にいろいろな要望をしてゐるというところだけであります。直接的な一般会計から映画の振興のために出す予算というのはゼロだと

いふことで、こういう状態では日本の映画産業の衰退の危機というのとはとても救えないんじゃないかといふことで、実は驚いてゐるわけでございます。

九三年の衆議院の商工委員会で、我が党の小沢議員が同じように、この映画産業の振興について予算がないのはおかしいという指摘をしておりますのにもかわらず、今回もゼロというふうなことで、この事態は非常に重大だと思ひます。

文化庁にお伺いいたしますけれども、文化庁は日本映画の振興策についてどのようなことをやつてこられましたでしょうか、また来年度どのようなことをやろうとされてゐるのか、主なものでも結構ですからお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤信司君) 文化庁におきましては、我が国映画芸術の振興を図るために、これまでも優秀映画の顕彰でありますとか、優秀映画の公開上映に必要な経費の援助を行うほか、先ほどお話がございました国立近代美術館フィルムセンターの整備充実等に予算を組んできたわけでございます。

特に、平成十一年度の予算案におきましては、フィルムセンター計上分は約六億円でございます。特にすぐれた日本映画の鑑賞機会を提供するために、優秀映画鑑賞推進事業を拡充いたしますとともに、貴重な映画フィルム修復事業の充実など、フィルムセンターの予算の充実を図ることといたしております。

○西山登紀子君 制作費の助成について言われなかつたんですが、後で基金の問題のところでも質問いたしますので、いいです。

それでは、いろいろ言われたわけですが、これまでのいろいろな施策で日本の映画の衰退が食い止められなかつたという現実がやはり示しているわけですから、厳しい認識が必要だと思ひます。

私の地元は京都でございますが、日本映画の発祥の地でございます。映画産業に従事する監督さんやいろいろな方々のお話を伺つてまいりました

し、また日本全体で活躍をされていらつしやる映画関係者の皆さんの御要望もお伺いをいたしました。

そこで、具体的に提案をしたいんですけれども、大臣にお伺いしたいと思います。とりわけ、無に帰してはもつたないと言われた大臣ですから、何とかしていただきたい。

一つは、先ほど中小企業対策費を使つてなされた調査、協同組合日本映画製作者協会の方々がつくられた調査報告書でございますけれども、この報告書の中で最も強い要望はやはり制作費に対する要望なんです。映画をつくる資金、これが最も切実なんだといふことなんです。映画の資金出資者の出したお金を所得税とか法人税などの優遇措置をして減免措置をしてくれないかというのがここに出てゐるわけです。

大臣、ぜひ大蔵省に要求をしてこれが実現をしていくようにしていただきたい。アメリカではこういうことをやつてゐるというところでございますので、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 協同組合日本映画製作者協会が平成八年度に行つた活路開拓ビジョンの調査において、映画への出資に対する税制上の優遇措置や映画制作の完成保証制度の導入が提言されてゐることはよく承知してあります。

通産省としては、我が国映画産業発展のため、適切な施策の検討、実施に当たり、これらの提言を初めとした関係業界や有識者の方々の御意見や御要望も参考にさせていただきたいと考えております。

○西山登紀子君 大臣が次の質問の御答弁もされたようなんですが、次に完成保証についてもお聞きしようと思つてゐたんです。

特に制作費をつくるという非常な努力をされてゐるんです。例えば、お一人お一人に協力を求めていると、それこそ本当に制作意欲すらも減退してしまふといふことで、せめて映画に出資をしてあげようといふ人の善意を大いに引き

出すための税の優遇措置。

それからもう一つは、映画をつくるときにお金を借りやすくしてほしいという完成保証の要求でございます。

この完成保証というのは、映画をつくる場合には、担保としての不動産をたくさん持っている人たちがおつくりになっているわけではありませんが、知的才能を持つていらっしゃる、芸術、文化の能力を持つていらっしゃるけれども、そういう担保能力は本当にないという方々が日本映画に愛着を持って、制作意欲を持つてつくりたいと思つていらっしゃる。だから、その場合にフィルムを担保にしてお金を貸してくれないかという要求なんです。これはドイツでは認めているというふうな聞いていますけれども、大臣、この完成保証という融資制度の実現のためにぜひ御努力いただきたいんです。

○政府委員(近藤隆彦君) 映画におきます完成保証制度につきましては、その導入につきましては今関係業界と意見交換をしております。だんだん制度導入の萌芽が生まれつつあるというふうな考えておりますので、これが実現するように期待をしております。そういう方向で今議論をしたいと思っております。

○西山登紀子君 話し合いがずっと進んでいるということで大変私もうれしく思っているんですけども、日本映画の衰退の危機というのは早く救わなきゃいけない、なくなつてからではもうできない。そういうために、いづころをめぐりにできま

か。○政府委員(近藤隆彦君) まだ具体的にいつごろということとは必ずしもはつきりしておりませんけれども、相当前向きに進んでおりますので、そういう方向で今後とも精力的に頑張っていこうと思っております。

○西山登紀子君 いわゆる議会答弁というか、一年以内とか、そういうふうな期待していいですか。○政府委員(近藤隆彦君) ちょっと具体的にいつ

ということはないようでございますけれども、いろいろな関係者がおりますので、何とかできるだけ早目に議論が進むように環境の整備をしようと思っておりますが、具体的に時期は……恐縮でございます。

○西山登紀子君 通産省の中にも文化関連産業課という新しい課が一年半前から生まれまして努力がされていくというように聞いておりますので、ぜひこの点の御努力をよろしく願ひしたいと思

います。次に、芸術文化振興基金について文化庁にお伺いしたいと思います。

この芸術文化振興基金というものは、唯一と言つていい映画制作に対する助成でございます。

この映画への芸術文化振興基金の助成が、実は平成十年度ですけれども減つております。一本当たり二千五百万円というふうなことで今まで出されてきたわけですが、減つていく資料をずっと見てみますとこれが減つていくんです。九八年度は二億五千万円出されたのでございますけれども、九七年度は二億四千五百万円出されている。これは減つています。

ずっと計算をしてみますと、基金の制度は平成二年に発足をしているんですけども、映画だけではなくすべてのジャンルの助成総額といったものも、実はこの五年間で八億三千六百十五万円減つています。三五%目減りをしてる。中で、日本映画に対する助成の総額は、これもやはり五年間で五十六百万目減りをして二億五百万という

ことになっていくわけです。危機が叫ばれている中で後退をしているということは非常に重要だと思ひます。基金は当初から幾らふえただけでしようか。○政府委員(近藤信司君) 芸術文化振興基金は平成二年に創設されたわけでございますが、政府出資金五百億円、それから民間から拠出をいたしました百億円、計六百億円の資金による運用益をもちまして、今委員御指摘のような映画の制作活動を含めまして、その他音楽活動、演劇活動等々

幅広い芸術活動に助成をしておるわけでござい

ます。現在、基金の総額は約六百十二億円ということでございます。なお、その運用益の減でござい

ますが、これは昨今の厳しい低金利の状況によるものでござい

ます。○西山登紀子君 それでは、六百十二億というこ

とわすか十二億基金がふえたということござ

います。次に、この芸術文化振興基金というのは、最初

二千億の規模を目標にスタートしたそうござ

います。最初は六百億、だけれども毎年政府が百億

ずつ上積みをして、将来二千億の規模を目指す

という構想だったんです。ところが、政府の出資金は五百億でそのままで

す、ふえていないということなんですけれども、九〇年の基金発足以来この基金がふえていないという

ことでは、これはもう映画の今の衰退状況を打開するということではできないというふう

に思ひます。文化庁は、平成十一年度文化庁予算案の概要の表のと

ころに、「文化立国の実現に向けて」、「文化は、人として生きるあかし、生きがい、社会や

経済に活力を生み出す源泉」、「文化予算は、未来への先行投資」だ

というふうな書きでござい

ます。非常にすばらしいスローガンだと私は思ひま

す。日本映画はこういう状態で、基金がわずか六百十二億のままに低迷

している状態ではこの危機の状況を脱することはできないと思ひます。基金もふやすべきだと思ひますが、どうですか。○政府委員(近藤信司君) 昨今のそういう低金利の状況によりまして、運用益もなかなかかばかしくな

りまして、平成八年度から文化庁の芸術創造活動に対する支援事業、アーツプ

ラン21と称しておりますけれども、このアーツプ

ラン21によりまして芸術文化振興基金に対し毎年

約十億円の補助金を支出いたしております。この

補助金をまた原資にいたしまして、音楽活動であ

りますとか演劇活動と、また別途助成の対象にさ

せていただいております。

【委員長退席、理事成瀬守重君着席】

なお、今委員御指摘の基金の積み増しでござ

るわけでございまして、いずれにいたしましてもその助成金額の引き上げという事はなかなか難しい面があるのではなからうかと、このように考えております。御理解を賜りたいと思います。

○西山登紀子君 御理解できないんです。そんなことを御理解していたら日本映画というのは衰退してしまいます、無に帰してしまいます。文化庁の今来てくださっている方を責めるわけじゃありませんけれども、私は御理解はできません。

それは、日本映画を今本当に愛着を持って何とか復興、振興したいと思つていらっしゃる制作者に対して、せめてこれぐらいは、運用益が減っているということであればその基金をうんとふやすということをやらなければならぬと思います。

〔理事成瀬守重君退席、委員長着席〕

一つ飛ばして次の質問に行きますけれども、こういう状態ですから、芸術文化振興基金に対しまして、これではちよつと映画の復興にはもどかしいということ、日本映像職能連合、日本俳優連合、映画共闘会議という伝統的な映像三団体連絡会が日本映画振興基金構想というのを提案していらっしゃるわけでございます。文化庁は御存じだと思ひますけれども、ぜひこれも真剣に研究をしてほしいと思います。文化庁どうですか。

○政府委員(近藤信司君) 今お尋ねの件は、映像三団体連絡会が提案している日本映画振興基金の事柄かと思ひます。

いろんな御提言があるかと思つております。私どもも一つの提案ではあると受けとめてはおりますが、また今後研究すべき課題も多々ございまして、慎重に研究をしてまいりたいと思つております。

○西山登紀子君 では、大臣にお伺ひしたいと思ひますけれども、実はこの日本映画振興基金というのは、日本映画のこの危機を何とかしたいという思いで提案をされているものでございまして、通産大臣としてもぜひ検討していただきたいということ、それから各国ともやはり自国の映画の振興のいろんな対策をとっております。

それで、例えばイギリスなどは最近、九五年七十八本だったのが、具体的な制作に対する援助金を政府が出すということによって百十六本まで映画の制作本数が上がっているという効果も上げております。

そこで、ぜひ通産大臣、今の映画の危機を救う、文化産業に対する拡充策、大臣がイニシアをとっていただきまして、ぜひ文部省とも努力をしていただきますように決意をお聞かせしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 通産省としてもかねがね産業としての映画の振興を考えておりました。また、文化関連産業の中心的存在でございまして、映画産業の重要性や将来性などにかんがみまして、関係業界や有識者の方々の御意見等も参考にしながら、我が国映画産業の発展のための環境整備を進めるべく適切な施策の検討、実施を図つてまいりたい、そのように考えております。

○西山登紀子君 大臣の決意をぜひ実行に移していただきたいと思ひます。

次に、文化庁にフィルムセンターの問題についてお伺ひをいたします。

東京国立近代美術館が中央省庁等改革に係る大綱で独立行政法人化の対象になっているんですけれども、当然附属機関であるフィルムセンターもその対象になりますね。

○政府委員(近藤信司君) 一月二十六日の中央省庁等改革に係る大綱が決定されたわけでございまして、東京国立近代美術館を含めまして国立の博物館、美術館は種々の準備作業を行い、独立行政法人化を図る、こういうふうになされたわけでございまして。

フィルムセンターは、現在、東京国立近代美術館の組織の一部でございまして、東京国立近代美術館が独立行政法人化いたしますならば、フィルムセンターも独立行政法人化たる東京国立近代美術館の組織の一部になる、こういうふうにご考えております。

○西山登紀子君 時間が押しておりますので次の

質問に行きますが、そのフィルムセンターが独立行政法人化の対象になるということで、私は日本映画は国民共有の文化遺産であると思ひますから、このフィルムセンターの収蔵、保存、整理、それから再生、国民的な観賞、こういう活動をやっていらっしゃるフィルムセンターを実際に見てまいりました。

このフィルムセンターの維持をしていらっしゃる職員の方の人数ですけれども、非常に少ないんです。きょうお手元に配らせていただいておりますけれども、ぜひ委員の皆さんも見ていただきたいと思ひます。

日本は十一名ということですが、政府からいただいた資料は十名でございまして。名譽館長の高野さんは国家公務員ではありますので十名でございまして。ロシアは約六百名、フランスは百人、百人といつてもいろいろなところに機関を持つておりますから合計すればもつと、二百人、二百五十人というような人数を抱えていらっしゃる。ドイツは百四十人。こういうことで、これは悪名高い十一人というか十人というか、フィルムセンターの職員は皆さんは本当に一生懸命努力しているんですけれども、常勤の職員というのは公的資料をいただいたの十人。これはフィルムセンターの資料でございまして、十一人ということになっているわけでございまして、一方で、非常勤の職員は今十一人が働いていらつしやいます。

国立の今の状態でもこういう現状であるわけですが、けれども、なぜこんなに日本は常勤の職員が少ないのか。文化庁、少なくとも国際的なアーカイブに加盟をしている国立の機関としてはもつと人数をふやすべきじゃないでしょうか。

○政府委員(近藤信司君) 各国のフィルムアーカイブの職員数につきましては、それぞれの国における映画をめぐる状況でありますとか文化行政の組織、制度の意義を異にしているわけでございまして、私どもも必ずしも簡単に国際比較をすることは難しいのではなからうかと思つております。

す。また、このフィルムセンターは東京国立近代美術館の附属機関でございまして、特に一般管理業務につきましては美術館本館で対応している、こんなところもほかの国のフィルムアーカイブとは若干組織形態が異なるのかな、そのような感じだと思つておるところでございまして。

○西山登紀子君 それは御答弁にはならないと思ひます。相模原だつたつた二人でしよう。相模原の膨大なあのフィルムの保存庫にたつた二人です。

それで、次に移りますが、この国立近代美術館それからフィルムセンターを独立行政法人化するについて、映画関係者の意見は聞かれましたでしょうか。

○政府委員(近藤信司君) この独立行政法人化の議論は、昨今いろいろと文化庁の内部でも議論をしてきたわけでございまして、東京国立近代美術館におきましてもいろいろ議論がなされたわけでございまして。

特に、東京国立近代美術館には、そういうた館の管理運営に關します重要事項についていろいろ意見を聞くために評議員会というものを設けております。その中には、先ほどお名前が出ました高野悦子さんを初め映画関係者も若干の方が入つていらつしやいますけれども、そういう評議員会の中でこの独立行政法人化のこともまた議論がなされた、このように承知をいたしております。

○西山登紀子君 私がお聞きしたのは、映画関係者の直接の意見は聞かれていない、聞いていないというふうに向つておられますので、その経緯についてはもう少し詰めてみたいと思ひます。

この独立行政法人化するということの目的は、いわゆる行政の減量、効率化でございまして、それははっきりと行政改革会議最終報告にも盛り込まれておるところなので、私も心配ですので調べてみました。

年度のフィルムセンターの予算は六億九百六十一万円ということになります。収入は千六百万円、これは到底採算がとれるというような代物ではございません。

もともと採算を目的にはいけない機関だということに私は考えております。国が当然日本映画の収集と保存と再生と新たな普及、それから人材の育成。フィルムセンターへ私も行ってこういうことを本心に皆さんが努力されているということを目の当たりにしてまいりましたけれども、今始まろうとしているんです。新しい事業もいろいろなことをやって、人材育成のこともいろいろやろうとしている。そのやろうとしている矢先に独立行政法人化して国立から外してしまうということは、まさに国の責任放棄だということに私は思います。

平成十年七月三十一日から博物館、美術館の関係者が集まった懇談会が開かれていて、それが情報開示されております。それを見ても、その中でやっぱり美術館、博物館などは国立でやるべきなんだという懸念の声がたくさん出ております。だれがというふうには、そこまでは開示されておられませんけれども、たくさん心配の声が出てくるわけですから、これはもうそれこそ悔いを千載に残すということがないように、もっと映画関係者の直接の意見をよく聞いていただきたいと思っております。

そのことをお願いいたしますが、文化庁の答えをもらって質問を終わりたいと思います。

○政府委員(近藤信司) 独立行政法人ということとで危惧があるということでございますが、例えばイギリスの大英博物館等のいわゆる国立博物館、美術館も国の機関そのものではないわけでございます。法律に基づいて国から独立して設立された法人でございます。

また、中央省庁等改革に係る大綱におきましても、「独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うも

のとする。」、こういう規定もあるわけでございます。国立博物館、美術館は採算性は極めて低いものの、この認識は私も持つておるわけでございまして、国として十分な財政的な支援が必要であると考えております。

今、最後に委員が御指摘になりました映画関係者、御指摘になりました国立博物館、美術館の懇談会には確かに映画関係者そのものは入ってはおりましたが、東京国立近代美術館の評議員会でありまして、特にフィルムセンターの運営委員会、これはもう大半が映画関係者でございますので、そういった場を活用しながら、そういった方々の御意見も承りながら独立行政法人化の問題に適切に対応してまいりたい、かように考えております。

○梶原敬義君 平成十一年度予算案について今委嘱審査をやっておりますが、私はそれに関連して、一つは中小企業対策費と、もう一つはエネルギー関連に關して二つの質問をいたしたいと思っております。

大蔵省の「平成八年分 税務統計から見た法人企業の実態」というのをいただいで見ておるんですが、それによりますと、欠損法人、赤字法人の年別推移を見てみますと、昭和六十一年は五四・三、六十二年は五二・五、六十三年は五一・三、そして平成元年になりまして四九・六、平成二年は一番率が下がりました四八・四、三年が四九・七、四年が五三・一、五年が五九・一、六年になりまして六二・七、七年が六四・五、八年が六四・七、九年、十年はまだ出ておりません。

平成八年におきましては、二百四十三万五千七百四十九社のうち、実に六四・七%の百五十七万六千六百十社が欠損を出して赤字法人だと、こういうことになっておるのはもう御承知だろうと思っております。要するに、景気のいいときは率はずっと下がっております。悪くなるとこれがずっとあふえておるわけです。恐らく九年、十年というのはもう六五%を超えているのではないかと思います、統計はまだ出ておりません。

そこで、通産省が打つ景気対策あるいは諸施策というのは、新しい企業をつくるのもいいけれども、既存の百六十万に及ぶような法人が赤字を出して苦しんでおる、ここにどう手を入れているかというのが最大の課題だと思ふんです。いろいろなことをやってありますが、どうも通産省というのは、自分が局長とかあるいは長官とかやっておるときに、新しい法律をつくったりあるいは何かをすることが仕事のような、よくそういう感じを持つことがあるんですが、もともと基本になる、既存の企業がこんな状況だからここをどうするかというふうな、そういう対策が非常に弱い。一番肝心かなめのところを抜きにしてよそに手を打っているような気がしてならないんです、その辺はどういう基本的な理念に立っているか、聞かせてください。

○政府委員(橋田勝彦君) ただいま先生御指摘のように、昨臨時国会におきましては新事業創出促進法を制定させていただきました、日本版SBI R制度とか、あるいは新規に開業される個人事業者あるいは中小企業者向けの助成策を整備させていただいております。この流れでございますように、近年、新事業創出あるいは新規開業について中小企業対策の中でもいろいろと手当てを講じているのは御指摘のとおりでございます。

ただ、ただいま御指摘をいただきましたけれども、中小企業者は現在六百五十万事業所でございます。こういった既存の中小企業対策につきましては、中小企業庁が中心になりまして、各省も一緒になりながらいろいろな手当てを既に講じてきておるところでございます。

御指摘にもございましたが、例えば円滑な資金供給のために信用保証協会の特別保証制度を設けるとか、あるいは政府系関係金融機関を通じて中小企業向けの資金供給の円滑化を図るとか、あるいは税の部分あるいは取引の適正化の部分等々いろいろな観点から既に実施をさせていただいております。特に、今国会におきましては、既に御高承のと

おり、中小企業経営革新支援法案というのを提出して御審議いただいているところでございますが、この眼目は、先生御指摘の既存の中小企業の方々に新しい経済環境の中で新たな経営課題に柔軟に対応していただくという観点から、制度設計に当たりましたが、いろいろな中小企業の方々が使いやすいような形で支援手段等も整備をさせていただいてきております。

こういったことで、私どもといたしましては、既存の中小企業対策、これが大宗を占めることになると思いますが、それにつきましても今後とも万全の体制で強力に推進をまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 確かに、去年の暮れに信用枠を拡大して無担保無保証で五千万、ああいうのは非常によかったです。ただ、私がさらに言いたいのは、例えば新事業創出促進法、少し資金金を持つておつて新しい事業をやる場合には一千万貸しますと。これも大変役立つと思います。しかし、これは既存の中小企業がやる場合は枠外です。既存の企業が何かやっておる、しかしおれはここの仕事もやってみたいといつて新たな仕事に着手した場合には、なかなかそれが使えない。そういう両方に効くようなものをこれからやっぱり早急に考えていく必要があるんじゃないか、このように思います。

雇用問題から見ますと、確かに失業率や失業者数というのは非常に高くなっておりまして、総理大臣以下それぞれ大臣がリストアップしているのある程度肯定したような答弁がよくあるんです。大企業というのはそういうふうな合理化をやって人員を減らしていく。しかし、中小零細企業、これが恐らく雇用問題を解決していく力になると思うんです。だから、雇用との絡み等で新機軸が打ち出せないのかどうなのか、この辺について長官いかがですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 雇用の絡みでの中小企業対策の拡充という御指摘でございますが、繰

り返しになりますが、私も現在提案をさせていただいてあります中小企業経営革新支援法案につきまして、既存の中小企業の方々、現在もう先生御高承のごとく、日本の全体の従業者数の七八%を中小事業所で雇用を持ち上げているわけですから、大変厳しい経済環境の中ですけれども、こういった既存の中小企業の方々にぜひとも頑張ってもらって、経営革新に努めていただいて、雇用の維持あるいはできればその拡大に努めていただきたいということで本法案を提案させていただいております。

また、新事業創出促進法の中に日本版SBIIRという制度をつくらせていただきました。これにつきましては、アメリカ版SBIIR制度を私どもとしても参考にさせていただいたんですが、アメリカの場合はSBIIR制度を八二年から動かし始めて、具体的にはたしか九二年から九六年までの五年間に中小企業者二百万人の雇用増を創出ししております。その間、私どもでは約二百万人程度の中小企業の雇用増でございましたから、こういった日本版SBIIR制度、これは一例でございますけれども、これもぜひ活用させていただいて、雇用対策の面でも役に立てるようにしてまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 長官、万全を期しているといったって、予算総額からいいますと、当初予算でいうと千三百十三億、それが十一年度は千三百十三億から千三百十六億、三億ふえていただけなんです。大体イージス艦一隻二百億ぐらいするんです。そんな程度です。

私も、かつて、通産大臣は通産大臣で、中小企業大臣を別につくろうじゃないかという運動をしたことがあるんです。そのときに、たしか田村通産大臣だったと思うんだけど、通産大臣は、中小企業のための仕事をするから、まあ何とかそう言わぬでくれという話があったんだが、やっぱり万全を期しているというのは私は言い過ぎじゃないかと思うんです。

私は、この休みに帰って銀行の貸し付けをやっ

ている小さな支店の窓口の担当者の話を聞きました。一体どうなっているのかと、いろんな制度資金や何やらも手当てしてやっていると聞かないか、こういう話をしたんですが、本当に中小企業の人たちというのは六五%ぐらい赤字を出しているんです。そうしたら、銀行側から見ますと、一つは赤字を出しておるようなところへは金を貸すな、金融監督庁がこういうことで厳しく指導する。一方で、金が欲しい中小企業が存在している。特に通産大臣、一体この矛盾をどうさばっていくかというのは非常に難しい課題だと思うんです。それが一つ。

それからもう一つは、そういう中小企業に対する貸し付けの担当者から見ると、赤字を出している皆さんは非常に現状維持というか、先が見えぬものですから、何かをやる気がない、そういう閉塞状況だということなんです。だから、今打っている手ブラスアルファを中小企業のために打つようなやつぱりアイデアを皆さん真剣になって現場を察知して出すべきだ、このように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 実は、金融監督庁が検査マニュアルをつくりまして、我々も拝見いたしました。実際は、これはどうも世の中の事態と合っていないというふうに我々は率直に感じたわけでございます。と申しますのは、二期連続赤字でございまして格下になって分類が変わってしまふ、銀行とのつき合いもうまいかななくなるというところで、それ自体で中小企業はえらい経営上の打撃を受けるわけでございます。中小企業庁及び通産省では金融監督庁に対しまして、検査マニュアルに関してはきちんと意見を申し上げました。また、これからも申し上げるつもりでございます。

と申しますのは、言葉ではまあこの程度で大丈夫だと言ふようなことをおっしゃる方もいますけれども、実際はマニュアルというのはい度つくりましますとひとり歩きをしまして、現場ではマニュアルどおりの弾力性のないしやくし定規の適用のさ

れ方をされますと、実際これからよくならうとしている中小企業等も、それだけで経営が行き詰まるということでございまして、我々としてはそういう中小企業の立場に立つてこれからの十分意見を金融監督庁に申し上げたい、そのように思っております。

○梶原敬義君 肝心なところであります、大臣、それをぜひ反映させていただきたいと思

要するに、地方銀行ですよ。金融監督庁が来るために毎日毎日残業して、それは赤字企業にもつき合いはあります、六五%も赤字ですから。それを一々ほじくられて、そうすると地方銀行のそういう人間的なつながりのある、赤字企業でも何とか助けにやいかぬということをやりたいとやれないような実態があるんです。ここをやつぱりもう少し踏み込んでいただいて、今言われたようなことを中小企業庁長官や皆さんがその気になってこれは対応せぬと、だれが六五%の赤字のこの人たちの味方になるかということ、通産省がならなきやなるところはないんです。中小企業庁長官も、今頑張っているのはよくわかりますが、ぜひさらに頑張ってくださいと思います。

予算についても、千三百十三億が当初予算千三百十六億、三億円のプラス。これはイージス艦一隻の値段に毛の生えたようなものだ。これはいつもですが、皆さんはやっているやっていると申すが、毎年毎年努力をしてこれをあやすようにしていただきたいと思ひます。ここは私どもが予算を審議するに当たりまして大変ひっかかるようなんです。よろしくお願ひします。

次に移りたいと思ひます。

もう一つ、エネルギーの問題なんです。先ほどの加藤委員との関係で、いろいろなエネルギーの見方がありますが、私はちよつと違った観点からエネルギーを見ております。

ました。そして、機会がありまして中国にここ最近二、三回行ってきまして、韓国にも先般行ってまいりました。私はいろんな課題を持って行ったんですが、私は私なりにやつぱりエネルギーの観点というのを見ながら、どういうふうにエネルギーが、特に石油、ガソリン、こういうものが伸びていくのかという観点で見ると、特に中国や東南アジアの最近の車の増加率は目覚ましい。ベトナムはまだ単車なんです。しかも、南ベトナムでしたか、信号機を一台が待つ間に三百から五百ぐらい単車がずっと集まっていくんです。これは恐らく車にかわるでしょう。

そういうことを見てみますと、石油資源は有限で、地下に埋もれている化石という何億年もかかってやつてきたものをこの調子で使つたらやがてなくなる。戦後の我々の消費によりましてう既に三分の一ぐらいは可採埋蔵量を取り出した、こう言われておりますが、それは加速度的に恐らく進んでいく。世界エネルギー総需要の伸びをエネルギー経済研究所の数字で見ますと、二〇〇五年までにヨーロッパは一六%、アメリカは一五四%、アジアが二七%上昇するだろうと。これは一昨年に出した資料なんです。恐らくそうなるんじゃないでしょうか。そういうような状況でどんどん伸びておる。

それはCOP3もありましたけれども、特に開発途上国というのは伸び率は非常に高い。そういう状況を考えますと、エネルギー問題というのは本当に真剣に考えないと、日本の生命線だと思ふんです。かつては、狂乱インフレのときは時の通産大臣が夏に半袖シャツを着ていた、そういうのをテレビで見ました。省エネに物すごく力を入れておりました。

それから、その後は新エネに対しても一生懸命号令をかけておりましたが、どうも最近では、現通産大臣になってからというわけじゃないんだけれども、特に石油が最近ずっと余ったような状況が続いておりますから、どうもそこで緩みが出たんじゃないかと思うんですが、エネルギーとい

た原子力にばつと行って、省エネに対する取り組みと、それから新エネに対する取り組みが、やっておるんですがどうも不十分だという感じを持つんです。

最初に、その辺について伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨) 確かに二度にわたる石油ショックのときは、改めて日本のエネルギー供給構造の脆弱性ということをお考えいただければと思います。経済成長をいたしますと、当然ある一定の弾性値のもとでエネルギー消費がふえてまいります。これは日本ばかりでなく、世界各国とも経済が大きくなればそれだけエネルギーの消費量がふえるということは現実であるわけでございます。ところが、ここ数年と申しますか、相当長い期間、日本ではエネルギー問題の深刻さというところは余り議論をされなくなりました。それは、石油が非常に豊富に供給されている、あるいは原油の価格が下がっているということで、どうもいつまでもこういう状況が続くんではないかというふうにやや我々は考えがちなようになってしまっているわけでございます。

しかし、先生御指摘のように、エネルギー消費というものは、アジアはもとより世界各国でこれからも飛躍的にあえていくわけでございますし、その中でやはり石油に依存する量というのは大変大きくなつていくと私も考えております。もちろん天然ガスもあり石油もありということでございますが、我々は省エネというものをさらに大切にしなければなりませんし、また天然ガス、石炭等、代替的な化石燃料の方にも重点を移してまいりました。それで、事実は原子力も電力の生産量の中では比重を非常に高くしておりますが、会社によつては実際の発電量の五割以上が原子力というところも幾つも出てきたわけでございます。そういう中で、日本のエネルギー供給構造はそんな強くない、弱い、そういう前提でやはり政策を論じていかなければならないものというふうには私は考えております。

○梶原敬義 大臣のその理解の度合いというの

は満足できるものであります。ただ、それが具体的にどう手を打っていくかというのが問題でありまして、これからぜひ頑張つていただきたい。

私はちよつとした経験があるんです。昔、若いときに製紙会社におつたんです。そのときに、最初、広葉樹は九州にいっぱいあるから、針葉樹から広葉樹に原料を切りかえたことがある。農林省の統計を見たら年々減つていくんです。ところが、資源はすつと減つておるにもかかわらず、値段を上げれば、あつという間に広葉樹の原木が土間がいっぱいになるぐらい集まるんです。それで、こういうことだろうか、こう思つたんです。そして、値段を下げるはずと減つてくるんです。もうからぬことはやらないわけです。しかし、やっぱ統計数字にありまふように、ある日突然限界点に達したんです。もう資源がないというので、がたつときました。

これは石油も同じでして、人間は割合無知であります。本当に底が見えるまでは掘ると思ふんです。底が見えだして慌てる。もうそのときは遅いんです。だから、それは幾らいつたつてエネルギーの大宗というのは石油が占めていますから、この石油資源は大事にやっぱ使わなきゃいけないし、そしていつまでもあるものではないという前提に立つてこれからエネルギー対策については手を打つていただきたい。それにかわるいろんな、石炭もあるしあるいは天然ガスもあるでしょう、こういうものにも手を打ち、やれることは全部やつてもらいたいと思ふんです。

いつも私の周りに私の党の国対委員長とかあるいは副会長とかおるんですが、私がこの話をしていますと、じゃ、おれもつけるわと言つて太陽光発電を二人ともうつけたんです。言い出しも私の私はまだお金がないからちよつと今見積もりをとつておる段階ですが、太陽光発電をやっぱり私は私なりに、エネルギー、省エネあるいは環境問題もありまふから自分でできることはやろうと、このように思つておるんです。

時間がありまふから太陽光に少し入ります

と、太陽光発電についても、去年に比べますと百四十七億円が百六十・四億円で十三・四億円で補助率も少し上がつておりますが、言うならば、いつも言うんですが、学校とかあるいは病院とか公的な施設とか、そういうところにとんどん普及させると同時に、個人の家庭においてももう少しふやすような総合的な努力がなされたいものだろうかとかねがね考えておりますので、エネ庁ですか、考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(稲川泰弘) 太陽光発電につきまは、先生から数字の御指摘がございましたが、今年度、昨年度と比べた予算増を圖つてございまして、平成六年から八年までモニター制度をとつておりました。この三年間で全国で約三千五百軒の家庭に太陽光発電が普及されております。平成九年度、十年度、それぞれ八千件強の申し込みがございました。この設置コストは当初キロワット二百万円程度、したがいまして三キロワットですと六百万円ぐらいでございまして、平成十年度の実績ベースでは約九十万円、三キロワットにしますと二百七十万円ぐらいでございまして、十一年度はさらにこれが二百四十万円程度まで、キロワットベースにすると十万円ほど下がる。商業化のラインのコスト低下が行われてございまして。

これに伴ひまして、助成のサイドでは、一件当たり従来売電収入を三十五万円強と考えてございまして、キロワット当たりでございまして、設置コストからその三十五万円を引いたその差額の二分の一という助成をしてございまして、これをさらに十一年度では、効果としてキロワット当たり五万円強安くなる負担の軽減を圖ろうと考えてございまして。

また学校につきまは、平成四年度から公共施設に対する助成の一環として助成をしてきてございまして、平成九年度からは、文部省と協力をしましてエコスクールという認定を行ひまして、これに対する支援を行つてございまして。現在まで

に七十一校、キロワット数にしますと千九百キロワットが学校の屋根に乗つておるという状況でございまして。

今後ともこの助成強化を圖つていきたい、かように考えてございまして。

○梶原敬義 私もそれは聞いた話ですが、学校の子供が大変関心を持つて、それで教育上も非常にいいということですから、ぜひさらに頑張つていただきたいと思ひます。そして、これは環境にもいいし教育上もいいし、景気対策にもなる。ところが、聞きまして、シリコンが足らぬから生産が追いつかないんでどうやこうやと担当者と言つておりましたが、もう少しコスト全体が安くなればこれはほとんど普及することになりますから、多量生産ができるような企業に対する指導もやつてもらいたいと思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

それと、予算額は確かにありますが、繰り越しみたいなものが、数量が予算消化できないで残つておるものがあるのかどうなのか、その二点。○政府委員(稲川泰弘) 一昨年から昨年にかけまして、いわゆる原料に使ひますシリコン不足から生産の隘路があつたことは事実でございまして、その後、材料についての研究を進めてございまして、この隘路は比較的少なくなつてございまして。

現在、各社が行つておりますライン、生産能力のほぼ全量をいろんな仕組で補助対象にできる仕組でございまして、今後、我々としてもそれからメーカーとしてもコスト低下の目標を立てながら、このコスト低下、それから商業ラインとしての生産、販売ができるよう考えておるところでございまして。

それから、予算の執行状況でございまして、現在、景気情勢を反映いたしまして、若干の残りがございまして。全体としては四分の三程度が執行いたしてございまして、残り四分の一について未執行の部分でございまして。このため、今回補助率についても若干考え方を整理したということござい

います。

○梶原敬義君　その他のエネルギーについてあるいは核融合について質問する予定でしたが、またの機会にさせていただきますと思います。

○加納時男君　自由民主党の加納時男でございます。

けさ大臣からお話のございました予算説明、これに沿って二つほど御質問させていただきますと思います。一つは新事業創出に関する問題、もう一つはエネルギーであります。

今、同僚の梶原敬義議員からも新事業創出に関連する質問がございましたが、少し深めて質問させていただきます。

産業の再生そして経済の活性化、これが急務であるということが大臣のお話の中にございました。この根本には、私は、アントルブルヌールといいますが、起業ですね、アントルブルヌールの精神が殊のほか大事であり、先ほど梶田長官もちょっと触れられましたけれども、一九八二年にアメリカのSBIIRが生まれて、この八〇年代から九〇年代にかけてアメリカにおいてベンチャービジネスが非常に大きく成長した。先ほど梶田長官は千二百万人の雇用増加、私の持っている数字と一致するわけですが、非常に大きな成果がアメリカで上がっているわけでありまして、さすればこそ、我が国の経済戦略会議、これは経済企画庁長官の肝いりだったと思いますけれども、この答申でもベンチャービジネス等の起業支援、これが産業再生の柱組みという中で提言されているのかと思っております。かかる観点からしますと、私もこの経済・産業委員会が昨年百四十四臨時国会で成立に向かって皆さんで議論されました新事業創出促進法というものが成立を見たことは、非常に意義のあることだと思っております。

そこで第一の質問であります、この中小企業技術革新制度というのがその一環としてこの二月にスタートしていると聞いておりますけれども、

まだスタートして日は浅いといえ、早くもその反応だとか応募状況とか動きがあるのではないかと思います。わかつている範囲で答えていただければと思います。

○政府委員(梶田勝彦君)　日本版SBIIR制度、中小企業技術革新制度についての応募状況、反応についての御質問だと思います。

昨臨時国会で成立を見ました新事業創出促進法につきましまして、去る二月十六日に本格施行を迎えました。SBIIRにつきましても本格的な運用を開始したところでございます。

平成十年度につきましましては、年度半ばでの制度創設でございますので、具体的に法律の中で定めてございます特定補助金等につきましましては、十年度の三次補正予算に盛り込まれました通産省、科技庁、郵政省の十二の研究開発事業を指定させていただきますました。これは補正予算でございますので年度内執行ということでございまして、短期間の準備期間にもかかわらず、事業によつては現在十倍を超える競争率の応募が出されてございまして、各事業とも多数の応募をいただいております。

なお、これは新聞報道でございまして、中小企業へのアンケート調査結果も私どもにございまして、本制度につきましまして約四百社の中小企業に対するアンケート調査の結果では、三分の二以上の方が大変深い関心を示されておられまして、特に通産省でやっております各種のベンチャー企業支援策、いろいろ税とか金融とかございまして、その中でも最も関心が高いという結果、これは一例でございますけれども、出ております。

今後とも関係省庁とも連携をいたしまして、本制度の一層の充実、円滑な運用に努力をしていきたいと考えております。

○加納時男君　ありがとうございます。

先ほど梶田長官もおっしゃった、今もちょっと言われたんですが、アメリカのSBIIR、それを参考にしたいということですが、どういふ点を参考にしたい、どういふ点を参考にしたいのか、

か。

私はちょうど八二年というのはたまたまアメリカにいたものですからSBIIRに非常に関心を持っていました。SBIIRというのは非常に面白い範囲で、ステップ制なんです。最初の段階はフィージビリティ・スタディーの段階でまず支援をしましょう。そのときにはたしか十萬ドルぐらいをアップリミットにしていると思うんです。それがうまくいくと、今度は第二段階は、何というんですか、試作品をつくる。そのときは七十五万ドルを上限に援助しましょう。それで、第三ステップまでありまして、第三ステップはいよいよ商業化です。そうすると、アメリカお得意のベンチャー・キャピタルが出てくると、こういうので非常にうまくつながついていると思うんです。

こういうふうなところは日本の場合に取り入れるのかどうかというのが一つの質問です。これから検討するんではないんですけれども、お考えを聞きたい。

もう一つ伺いたいのは、アメリカの場合に非常におもしろかったのは、いろんな省庁、たしか十一ぐらいあったと思うんですけれども、外部に出すR&D、研究開発予算が一億ドルを超えているところは、そのうちの一定比率はこのSBIIR、SBIIRというのは要するにスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチです、その基金に出しなさいというようにことで予算枠をつくったと思うんですけれども、そういう一定の比率、たしかスタートは二・二五%で、最近では二・五%に率が上がっていると思うんですけれども、そんなような決めつけ方がある。日本のはちょっと違うやり方だと思っております。

私の質問をまとめると、アメリカのSBIIRを参考にしたい、私非常にいいことだと思っております。いいものはどんどん取り入れたいと思うけれども、どこを取り入れてどこを取り入れなかったのか。取り入れなかったのはこれこれだからという理由があるのか。なおこれはしばらくス

タートして様子を見るのか。そんなことで御説明をいただけたらと思います。

○政府委員(梶田勝彦君)　委員御指摘のように、アメリカのSBIIR制度につきましましてはスリッス・ステップで助成をする制度になってございまして。私どもがこの制度を非常に評価いたしましたのは、ベンチャー企業が技術開発をいたしましたけれども、まだ試作品もできないような段階ではなかなか民間から、特にベンチャー・キャピタルからお金を導入するのは難しいわけでありまして、アメリカの八二年にできました制度にのつとりますと、政府関係機関、今委員が申された一億ドル以上の外部研究委託費を持った機関、十機関程度あると思います。こういったところの予算につきましまして、当初は〇・二%から始めて現在二・五%まで徐々に拡大をしております。当初はわずか六十億だったんですが、現在は昨年度で千四百億ぐらいの規模になってきております。円ベースに換算をいたしまして当初六十億円、昨年度で千四百億円と聞いております。

したがって、幾つかポイントがあるわけですが、ベンチャー・ビジネスにとりまして、新規の技術開発をする場合になかなか外部資源が取り入れにくいときにお金を提供しているというのの一点。それから、十機関ございまして、各省のいわゆる研究開発課題ということで方向性が示されまして、今後こういう分野で需要がある、あるいは開発ニーズがあるという点を中小企業に示してもらえんというのの二点目だと思っております。それから、スリッス・ステップと申し上げましたけれども、FS段階の助成と技術開発の段階の助成、そこまですとある程度箱がつくというんですけれども、外部の民間資金も取り入れやすくなるものですか、スリッス・ステップの商業化もしやすくなるというように思っております。

結論的に、私どもの制度とアメリカの制度との違いでございまして、第一には、〇・二%から始まって二・五%までというシェアで金額を上げて

いく米国の手法に對しまして、私どもの方は、法案のときも御審議いただきましたが、特定補助金という中小企業者も使えるような外部研究委託費について毎年度具体的に金額を積み上げまして、今年度この程度まで中小企業に流れるように努力をしましょうという実態ベースで組み立ててございます。これは率でやるのがよいのか実額でやるのがよいのか。我々の判断では、既にもう各省のこういった補助金等は整備されておりますので、その中で、途中から始めるという観点からすると、具体的に中小企業者向けの額を定め、毎年これは公表もさせていただきますし、実績も公表いたしますので、そこで徐々に金額を上げていくという手法が一つのやり方ではないかと思ひます。

今申し上げたのが一番大きいと思ひますが、他に相違点を申し上げますと、アメリカの場合は一億ドル以上の外部研究委託費を持った機関が自動的にこのS B I Rの対象になってきておりますが、特殊法人等は入っておりません。私もあえてこの点については、基本方針の中に定めましたが、数字でどうこうということよりも中小企業者が利用できる外部研究委託費であつて公募制をとっているものについては幅広く対象にしよう、特殊法人も含めようという二点で米年版と違つてくると思ひます。

さらに、三つ目でございますが、米国の場合は事業化段階での支援というのはS B I R制度の中に特に設けられておりませんが、私どもの場合は、信用保険の特例とか投資育成会社の投資の特例とか各般の事業化についての支援策も法律上盛り込んでございます。

以上、簡単ではありますが、違ひでございます。○加納時男君 ありがとうございます。

今のお話に関連してなんですけれども、実績は公表するというところでございました。それからまた競争率が、日本の場合、スタートしたばかりだけれども、十倍ですか、大変たくさん申し込みがあつたということなんです。

ちよつとそこで関連して伺いたいと思ひます。

けれども、不採択になつた場合、だめになつた理由を教えてあげるといふことは次なる挑戦への大きな情報になるというふうな気がします。そういう意味で、不採択の理由というのには教えるんでしょうか、教えないんでしょうか。

○政府委員(岡田勝彦君) 先日、十二の特定補助金等というものの指定をいたしました。この中身は、通産省のものもあれば科技厅あるいは郵政省のものもございまして、これらについてはそれぞれ既に制度が歴史を持つてゐるものもございまして、結論だけで申し上げますと、一応応募者御本人から不採択理由について問い合わせがあつた場合には、技術的にこういった問題があるとかあるいはニーズにおいてこういった問題があると、そういう審査結果について御説明することになると考えております。

○加納時男君 結構だと思ひます。私は、政府が研究開発のニーズを提示して、その結果、いろんなイノベーションをやりたい人たちがとつて方向感がつかめるといふのはいい制度だと思ひますし、通産が音頭をとつてほかの省庁のニーズも取りまとめて提示する、いわば窓口を一本化するというのは、日本らしくてなかなかいい制度ではないかと私は思つています。

注文としては、今お答えがありまして、聞かれたならば教えるよというんですけれども、原則として、不採択になつた場合にはこういう理由で採用できなかったということをはつきり説明する、そういう説明をしていただく方が親切ではないかというところだけ私は注文しておきたいと思つています。

次に、もう一つ質問したいと思ふことはエネルギー関係であります。きょうはブルサールを取上げてみようかと思つております。

御存じのとおり、ウラン、プルトニウム、混合酸化燃料、MOX燃料と言つておりますけれども、これを普通の原子炉、軽水炉で利用するといふことが今日の課題となつてきております。欧米では極めて常識化しておりますので、ドイツであ

ろうとフランスだろうとスイスだろうとベルギーだろうともう千六百体も実績があるし極めて常識的なんですが、日本では初めてやるとかあるいは新しい試みというふうな報道もありまして社会的にも関心を呼んでゐると思ふんです。

大臣に伺いたいと思ふんですが、今なぜブルサールなのか、この辺はどういうふうな大臣としてはお考えでございましょうか。

○国務大臣(野田聖子君) MOXと言われる燃料の利用というのは、日本にとりまして大変重要な課題であるわけでございます。現に、ウラン燃料で動いております現在の軽水炉も、実際は運転をしておりますと自然にプルトニウムが発生してそれが炉内でいわば燃料として同時に消費されていくという状況は今でもあるわけでございます。

しかし、使用済み燃料を再処理いたしますとプルトニウムが出てまいります。これは核分裂物質でございますから燃料として当然利用できるものでございまして、こうして日本の国内でウラン燃料を燃やすとできてくる燃料なのでこれを純国産燃料だといふふうな呼んでいた方も過去一時期はございました。

したがいまして、このいわゆるミックスドオキサイドという酸化ウラン、酸化プルトニウムをまぜてつくり出します燃料も、いろいろな研究によつて安全性その他が既に実証されているというふうな専門家から私は伺つております。しかし、新しいことをするわけですから、多くの方に御理解をいただくかなければならないこともまた事実だと思ひます。しかし、エネルギー資源のない我が国にとりまして、日本が持つております、また将来持つことになるプルトニウムを有効に軽水炉にリサイクルしていくということは、日本のエネルギー問題にとりましても大変重要な課題であるといふふうな私は思つております。

○加納時男君 ありがとうございます。大臣から力強い確信を披露していただいたかと思ひます。原子力の取り柄というのは、私は技術エネルギー

ギーだと思つております。技術エネルギーというのは、ただ火をつけて燃せばいいというふうなものじゃなくて、技術の力でこれを有用なものに変えていくという意味で化石燃料とは根本的に技術パラダイムの違うものだろうと。その強みというのはリサイクルできるところにあると思つております。

今、大臣のお話にありましたように、貴重な燃料を使い捨てることなく、先ほど梶原敬義議員からもエネルギーは大切に使わなきゃいけないというのがありました。まさにウラン燃料も大切に使うべきだと。ならば、一回使っただけの燃料でまだその中には使える燃料があるならば、リサイクルして使えるウランとかプルトニウムを取り出してこれを資源として利用していくということが原子力の使い勝手、一番の強みだと私は思つておりますし、このことは同時に、ほつておけば廃棄物に含まれてしまふプルトニウムを資源として取り出すことによつて高レベル廃棄物を減量化しそして適切化する、処分しやすくするという、環境対策でも資源対策でも当然このリサイクルは本命だと思つております。

環境問題を考えても、確かに私は太陽光発電が大好きだし、若いころから夢中でやつてまいりましたけれども、申しわけないけれども力から見れば横綱と、横綱もよく負けまうけれども、横綱と本当に小学生の相撲取りぐらいの力の差は歴然と原子力との間にあることは当たり前のことでございまして、好き嫌いというものは別にしまして、これをしっかりとリサイクルをやつていく、その一歩としてブルサールはぜひ確信を持って推進をしていただきたいと思つてございます。

一つだけ質問させていただいて終わりますけれども、これを進めていく場合に、私はやはり地域の方々のいろんな声を大切にしたい。例えばブルサールをやるからどうということじゃなくて、原子力が立地している新潟、福島、福井、地域のいろんな方々、知事あるいは地元

方々とたくさん対話集会をやってお話を伺ってまいりました。生産地の方々は、もつと消費地の方、消費地の知事なんか来て直接皆さんと対話をしたいということ、そして地域では一番欲しいのは雇用であり、産業であり、所得の向上であり、教育であり、インフラであると。まさに、前回の委員会でも申し上げましたように、通産省、科技厅は一生懸命やっているけれども、ほかの省庁も含めたオールジャパンとして、日本政府としてしっかりとこの地域の共生に力を挙げてほしいということでございます。加えて、電源三法交付金についてもその使い勝手のよさをもっと考えてほしいというようなさまたまな要求がありました。

ブルサーマルをやるから何かをしるというような目先のことがなくて、原子力を一生懸命やっている立地と人々のこの声に対して、大臣から一言お言葉をいただき、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(与謝野馨) やむを得ないことでございましたが、過去の原子力の立地は特定の県にお願いをして立地をしているわけでございます。したがって、電源特会等では地域振興に特に力を入れてまいりましたが、先生言われますように、やはり地域社会の声をよく聞いて、雇用の場を含めまして地域振興ということに大いに力を入れるということ、国にとつても地方自治体にとつても大変大事なことでありと思っております。そういう意味では、今後とも十分地域の声を聞きながらエネルギー政策を進めてまいりたい、そのように思っております。

○加納時男 ありがとうございます。
○末広まき子 自由民主党の末広まき子でございます。

一九七〇年、大阪の万博は竹やぶをブルドーザーで削って行いました。この万博に関しては経済企画庁長官が大変お詳しいところであると存じ上げますが、実は二〇〇五年の愛知県の万博もこれと同じ考え方で、同じ手法で天然の雑木林を造成

して産業博が行われる予定でした。この地元案には私は反対しました。なぜならば、海上の森の豊かな自然の営みを見落としているからでございます。絶滅危惧種十四種類を含めた自然の生態系、これを残念ながら見落としていました。

さて、お聞きいたしますが、この当初の地元構想と比べて、国で最終的にまとめた構想では基本理念が変わっておりますね。どうですか。

○政府委員(岩田満泰) 平成六年に地元において取りまとめられた博覧会の基本構想では、博覧会を、二十一世紀の新しい技術と文化を開き、人と知恵を地球規模で交流させるグローバルメディアとして位置づけることによつて、新たな地球社会の創造を目指すということとされたことを加えて、自然の観知、すなわち人と自然の新たな関係を追求する現在の基本理念が導き出されたと考えております。

○末広まき子 今お認めになりましたように、技術と文化の交流という当時の地元の産業博構想から大きく軸足を移して、環境博に切りかえられたのでございます。

それで、本年度の予算を拝見いたしますと、平成十一年度における愛知万博予算については、環境影響評価に対する支援として一億八千万円、日本国際博覧会基本計画策定の支援として四億二千三百万円が計上されております。間違いございませんか。

ところで、この会場基本計画についても当初の会場計画と変わっておりますね、どうですか。どのように変えたのでしょうか。

○政府委員(岩田満泰) 政府といたしましては、愛知県から提出されました会場構想につきまして、環境に十分配慮するという観点に立ちまして、所要の修正を行った上で、平成七年十二月に閣議了解を行いました。

具体的には、希少種がまとまって生息、生育する環境の保全を図るということで、屋戸川、寺山

川などの水系の保全を図るという基本的な考え方のもとに、主要施設を整備する区域を約二百五十ヘクタールから約百五十ヘクタールに大幅に縮小しまして、あわせて、かねてから道路の建設が予定されておりましたが、この道路位置の大幅なルート変更を行うというようない見直しを行ったところでございます。

○末広まき子 万博の基本理念を自然との共生、開発を超えてという、ビヨンドディベロプメント、すばらしいテーマにお変えになりました。それに伴い、会場基本計画では自然保護を第一とされた。

このことを踏まえた上で伺いたします。その結果、我が国から提案された新しい博覧会の国際的な評価はBIEにおいてどのようになったのでしょうか。

○政府委員(岩田満泰) ただいま御説明を申し上げましたこの博覧会の基本理念、あるいは環境に配慮した会場計画とするというこの新しい博覧会の提案がBIEにおきましても高く評価をされまして、国際的な競争の中で我が国の開催ということに決まったものでございます。

○末広まき子 今、道路の位置も自然環境に配慮してずらしたというふうにお触れになりましたが、私が思いますには、会場基本計画の中で一番難しいと思われまうのが道路建設ではないのかと思います。東西に流れている数本の細い川、そして地下水系、これに沿って貴重な植生、自然の生態系の分布が見られているからでございます。こういう場合は、こういう地下水系に並行する形で道路をつけるのが通常だと思ふんですが、本計画案では九十度で横断する形で南北に道路が二本通っていくと、これは大変難しい技術ではないのかと心配いたしておりますが、これをどう回避し解決していくか、これでしょうか。

○政府委員(岩田満泰) 現在、アセスメントの準備書が作成されまして、このアセスメントにつきましては、実は法案の審議の段階にも御説明したことでございますけれども、博覧会のアセスメントだけではなくて、これとの関連で道路の建設あるいは新住事業と言われているような三つのプロジェクト全体として、新住事業あるいは道路建設事業は主として地元の県あるいは建設省の事業として行われる事業でございますけれども、全体としてアセスメントの結果が示し得るようというところで、現在皆様方の縦覧に供しかつ御意見をいただくプロセスを経ているところでございますが、これの中で地下水の動きに若干の影響があり得るということが示されております。

これに對しまして、今主として道路についてお触れでございますので、そして建設省の関係あるいは県の関係の事業ということにはなりませんけれども、今後県とも連携をして、こうしたみずからの調査の結果として若干の影響があるという結果が道路の関係についても出ておりますので、追跡調査をする等々によりましてしかるべき対応がされるものと、このように理解いたしておるところでございます。

○末広まき子 今アセスの途中だと思ひますけれども、これは石井環境庁長官、そして大木環境庁長官も、歴代の長官がアセスを前倒して、国が責任を持って万全なアセスを行うと二度にわたつてお約束くださったというんですが、現段階でアセスでどのような点が環境に影響を与えようというふうな評価をされているんでしょうか。

○政府委員(岩田満泰) 今お触れになりました地下水系の関係もそうでございますが、一部の植物あるいは動物の関係につきましても、程度の差はございますけれども、特にいわゆる新住事業あるいは道路建設事業との関係においてそういうものがあり得るということが出されております。

なお、御存じのとおりでございますが、新住事業が行われる場所を暫定的に博覧会として使わせていただくというものがこの博覧会の事業の時期的な位置づけでございますので、新住事業としてはもつと違った事業も、もちろん博覧会の必要な範囲を超えたような、あるいはもう少し幅の広い事業が行われることになるんだと思ひます。

いずれにいたしても、博覧会の関係であるかどうかは別にいたしまして、新住あるいは道路建設等の関係で植物や動物についての、程度の問題はさまざまでございますけれども、影響があり得るということをこれまでの調査の結果、準備書は明らかにしている、こういう状況でございます。

○末広まきこ君 自然と共生する万博ということで大変国際的な評価もいただけて決定されたわけでございます。平成七年十二月の閣議決定におきまして、基本理念を産業博から環境博へ変えたというところは根本的な変更であり、それに伴って会場計画も変わったというのは至極当然のことであり、評価したいと思っております。

振り返ってみますと、今から四年ほど前、私もそうですが、地元の皆様も愛してやまない海上の森をつぶし、そこで産業博をやるということに對しまして、私は共生という観点から自然とも共生すべきだと考えました。

素人に何ができるかという嘲笑の中、参議院選に立候補いたしました。そして当選させていただきまして。以来、この問題には微力ではございますが情熱を込めて取り組んでまいりましたし、また関係各位の皆様御努力の結果、今日このような自然との共生という方向になりました。

この自然との共生という理念に沿った二〇〇五年愛知万博を成功させることが、このことにかかわってきた私たちに託された使命ではないのかなと認識しております。そのためには、車の両輪と申しますか、環境影響評価をしっかりと行つてほしいとお願ひしておきたいと思ひます。

二十一世紀は自然との共生という道を地球規模で探らなければならない、そしてそのことを世界に向けて発信することがこの万博を行う意義につながるというふうに考えますが、与謝野大臣の御見解はいかがでございますか。新しい時代を開く万博開催に向けた御決意をお願いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 私としては、例えばだ

れも森を体感できる機会の提供、二酸化炭素の排出を極力抑えるエネルギーシステム、ゼロ・エミッションといったアイデアの検討を通じまして、環境に十分配慮した新しい時代を開く博覧会が実現されることを期待しており、本博覧会の担当大臣として支援してまいり所存でございます。

○末広まきこ君 質問通告はしておりませんでしたが、今、堺屋経済企画庁長官と目が合つてしまいましたが、ひとつ万博の権威としまして、二十一世紀、二〇〇五年に行われる万博の経済効果と、それから二十一世紀の役割について御所見をお述べいただけたら。突然で恐縮でございます。

○国務大臣(堺屋太一君) 一九七〇年の万国博覧会を開催するときにも、今、末広委員のおっしゃるのと全く同じ議論がございました。一切竹やぶを切っちゃいけない。それで、進歩と調和という、特にこの調和という言葉が世界で初めてつくりました。その結果、三百三十ヘクタールの敷地の中で百ヘクタールだけを会場施設に充てるというふうなこともやりました。その結果、現在、あの地域に日本庭園等非常に自然に親しむ二次自然ができました。年間に数百万の人が来られるようになりまして。竹やぶだったときには恐らく数万人来なかつたろうと思うんですが、大変大勢の人が来られるようになりました。

もう一つ、私は、二十一世紀の万国博覧会として、先ほど通産大臣がおっしゃいましたゼロ・エミッション、それから電子マネー、そしてネットワーク、この三つが完全に実現できるようなものが舞台裏として必要だと思ひます。ただ、博覧会といたしましてこれが人類の文明に意義あるためには、やはり大勢の人に見てもらふ、そして世界に情報発信がされる、これも重要なことでござい

ました。したがって、私は、万国博覧会の入場者が大変多くて、世界じゅうからたくさんの方が来て、そしてそこから新しい文明が出てくるということが必要だと思ひます。環境保護はもちろん大

事でありまして。万国博覧会も海洋博覧会も、その点では恐らく世界に冠たる行事であつたと思ひますが、今も自然に親しまれるところとなつておりますが、それは博覧会として絶対に不可欠な楽屋裏なんです。これを乱してはいけないんですが、やはり人々に本当に楽しんでもらふ、そして新しい文明を、文化をつくるような表舞台も必要です。これをいかにゼロ・エミッションの中でつくっていくか、これが二十一世紀の私たち日本人にかけられた必要條件ではないかという気がいたします。

博覧会を始めるときには、だれしも、うつそうたる森林の中に自分と恋人が歩いているような情景を想定いたしますけれども、実際に会場をつくつてみますと、一本の木の下に数百人がいる状態になります。また、そうならなければ文明の発信になりません。人間の力に負けないそういった自然をどうやってつくっていくか、これは、人類がどんどん増加していく中で、新しい文化、新しい地球をつくる大変大膽な実験だと私は期待しております。

○末広まきこ君 時間がなくなりましたが、今後とも愛知万博、その理念にたがわぬような適正なアセスメントを行つていきながら、万博の行く末をどうぞよろしく願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○水野誠一君 私は、財政健全化と景気対策について堺屋長官のお考えを伺いたいと思ひます。今さら論ずるまでもなく、財政健全化が先なのか、あるいは景気対策が先なのかという議論、これはいろいろな立場からさまざまな議論がされております。今、政府の展開しております考え方のいうのは、景気対策が最重要課題であるという考え方であります。しかし、一方で財政健全化の道筋がどうも見えにくくなつてしまつたということ、言つてみれば日本の国債の格付の低下というやうなところ、つまり国際経済社会の中において日本買というものが弱くなつてくるということにもつながるということで、私は、これからの議

論というのは、財政健全化なのか景気対策なのかという二者択一的なトレードオフの関係ではない、それをどう両立させていくかという知恵の議論、これが必要になつていく時代ではないかと思ひうわけでございます。

しかし、堺屋長官も今まで内閣の一員として、何よりも急ぐべきは不況からの脱出である、そして景気対策優先の立場を明らかにしてこられたわけでありまして、大規模な景気対策で一時的に財政赤字が拡大したとしても、景気が回復軌道に乗ればいろいろ複合的な手段を講ずることができ、これも御発言されております。そのまゝ将来の負担につながるべきではないという御意見であるわけですが、そのいろいろ複合的な手段とおつしやつていくところ、この具体的な方策、どんなことを頭に描かれておられるか伺いたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) 景気が悪化して経済が下降いたしますと、当然税収も減ります。したがって、スパイラル型に景気が悪くなり、税収が減り、日本経済全体が縮小していくということになりますので、今はまず景気対策が第一だと考えるわけでございます。

それで、これが立ち直つたときにどのような手段があるかということでございますが、まず第一にはアメリカの例を参考にしたいと思ひます。アメリカは、今から十年前、三千億ドルの赤字がございました。それが今八百億ドルの黒字に変わつております。そのうちで大体増税によるもの、これは一時レীগンが大減税をやりましたし少し戻したのでございますが、これが約二割ぐらいでございます。それから、景気がよくなつたことによつて自然増収になつた。それから、景気がよくなると失業保険等、当然減つたというのも出てまいります。これが約三割でございます。そして、あとの五割が歳出削減、これは冷戦構造が終つたことを中心といたします軍事費の削減でございますけれども、その削減ができたのもそれぞれの軍事工場のある地域の景気がよくなつたこととも

関係がございます。

この状況を日本で考えますと、まず第一の問題は、景気がよくなってきたとき、例えば実質成長率が二・〇％になった。そして、名目成長率が三・五％ぐらい、つまりデフレーターは一・五ぐらいいります。そのときに、名目成長率よりも長期金利が低いかが非常に重要で、長期金利がそれよりも低ければ、国債の負担率が減りますから、急激に良好になります。一般には一・五％ぐらい長期金利の方が成長率より高いという前提で計算いたしますが、これまでの例を見ると必ずしもそうとは限りません。そういう意味で、低金利政策との組み合わせということも一つ重要なポイントではないかと思ひます。

第二番目には、日本の現状でございますと、三・五％ぐらい成長いたしますとかなり税収が伸びるんじゃないか。かなり税の多い分野の所得に入る人、今、日本は外国と違ひまして、下の方の、所得の低い人の課税最低限が高いものですから、全体の所得が上がつてくると納税者がふえてまいりますから、弾性値が一・二ぐらいになるんじゃないか。そこへ景気がよくなれば、今景気対策でやっている事業を大胆に切り捨てていく。

この二つを行うとともに、やはり国の行つております事業あるいは財産なんかを大胆に民営化する。これはアメリカもイギリスもやりましたけれども、民営化することによってそれを活性化し、財政収入に充てていく。そういったことを景気がよくなつてきたときに大胆に行う、これが大事なことだと思ひます。

そういう種々の、金利の問題あるいは弾性値の問題、それから国有財産の売却もしくは国営事業の民営化の問題、そういったことも組み合わせて歳出削減を行つていけば、これは日本の将来、孫子の代まで患うようなことではないのではないかと考えております。

○水野誠一君 大変よくわかりますが、ともかく今のお話にもありますように、財政構造をどう改革していくか、あるいは行政改革に求められてい

るような思い切つた行政改革をどうやっていくかというように、日本のビジョンが明確に示されていくということがちよつとこのところへ来てうやむやになつてきている、立ち消えそうになつてきているということが、国際社会から見たときに、日本は本気で構造改革をやつていくつもりがあるのか、その上での今の景気対策なのかということが私はやはり求められているような気がいたします。

今、長官がおっしゃつたようなことも含めて、ぜひしっかりと道筋を示していくということをお願いしたいと思つております。

○国務大臣(堀内太一君) 一月十八日に、小淵総理大臣から経済審議会に対して、十年後ぐらいをめどにした日本のあるべき姿という諸問が下されました。

その線に沿ひまして、これからの日本が規格大量生産の工業社会から次にどのような社会をつくつていくのか、こういふことを全般的に出す、その中で財政の中長期展望についても触れていきたいと考えております。いずれそういうところも明確にさせていただきたいと思ひます。

○水野誠一君 大いに期待をしております。

次に、こういった経済企画庁の日々のお仕事にも関係するところでありますが、フローからストックへという言葉、これが盛んに言われるわけでありまして、もともと、宮澤大蔵大臣がもう十年以上も前に、生産・輸出優先から生活・内需優先の生活大国を目指すということでフローからストックへというフレーズを用いられたわけでありまして、また、過去に政府の経済審議会でも、フロー中心からフロー・アンド・ストックへの視野の拡大が必要だと指摘されました。また最近では、特に住関連行政や企業の過剰設備問題、あるいは金融ビッグバンをめぐる議論においてもストックの活用ということが盛んに言われるわけでございます。

ストックの重要性というものはもう釈迦に説法でございます。もう何も申し上げませんが、特にス

トック、フローという非常に密接な関係、これを統計数値の中でどう読み込んでいくかということ、これが私は今の時代の経済を読み解く上で非常に重要ではないかと思つております。

我が国におけるフローやストックをどうとらえるマクロ経済統計にはさまざまなものがあるわけでありまして、例えば鉱工業生産指数や通関輸出入額などがどちらかといえばフローの経済統計であるというのに対して、マネーサプライあるいは外貨準備高、こういったものはストックの経済統計でございます。しかし、こうした経済統計の多くは、経済活動の一面だけを対象としたものであるために、一つの統計によつて国全体の姿を俯瞰するということとはなかなか難しい、これは申し上げるまでもないことであります。

しかし、これらに対して、一国経済のあらゆる側面をカバーし、その全体像を包括的に記録する統計として、企画庁が毎年十二月に発表されております国民経済計算というのがあると承知しております。財あるいはサービスがいかに生産されたか、あるいはいかに供給、需要、蓄積されたかといういわゆる物の側面と、それから現金や有価証券などがいかに生成され、取り引きされ、保有されたかという金の側面、この両面をさらにフローとストックの両面から包括的に記録された唯一の政府統計ではないかと思つております。

しかし、なかなかこれは難しい統計でございます。さまざまな経済分析や経済予測のもととなる重要な統計であるわけでありまして、この国民経済計算というものについて、その目的あるいは性質などを含めて伺ひたいと思ひます。

○説明員(貞広彰君) お答え申し上げます。

国民経済計算と申しますのは、これは英語で恐縮ですけれども、システム・オブ・ナショナル・アカウントと申しまして、先生が今おっしゃいましたように、国の勘定の体系ということでございまして、一国経済の循環構造を体系的に把握するために一定の概念とか一定の定義に基づきまして体系的に整備された概念ということで、その基準は

国際連合によつて作成されております。

今、先生から御指摘のありましたように、この国民経済計算というのは、経済活動を物と金、あるいはフローとストックと、こういう各側面からデータとして記録するものでございまして、

具体的には、物の側面で申し上げますと、財とかサービスの生産あるいは所得の分配、あるいは消費とか投資という支出、それからいろんな資産の蓄積、こういうものを記録する。また、金の側面で申し上げますと、実物取引のファイナンスとかあるいは現金とか、私どもが持っている預金とか有価証券、これの取引、保有を記録しているものでございまして、

また、物と金の各側面について、フロー、流れとストックの両方を記録する、こういうことになつております。フローの側面で申し上げますと、ある一定期間内、例えば一年間あるいは一四半期という一定期間内に行われた生産の量とか取引の量を示す。それからストックの側面では、ある一定時点、例えば一九九八年の末とか九七年の末という一定時点における実物資産とか金融資産、それから負債残高を示しております。

このSNA勘定、国民経済計算の勘定は、今申し上げましたように国際連合によつて作成されているものでございまして、その歴史を若干さかのぼりますと、最初は一九五三年、昭和二十八年に国連からこの勘定体系の考え方が示されました。これを受けて、我が国でもこの体系をずっと採用してきております。その後、一九六八年、昭和四十三年にこれまでの基準を大幅に改定した新しい国際基準、すなわち新SNAというふうに呼んでい

ますけれども、この新SNAの新しい考え方が発表されました。我が国を含む各国にもその採用を勧告したというところでございます。これを受けて私どもも、十年おくれの一九七八年、昭和五十三年八月にこの新SNA体系に移行し現在に至つて

いる、こういう経過でございます。

○水野誠一君 今のお答えですと、一九六八年に新SNA体系ができて、それに十年おくれで対応

された。それ以降というのは新しい国連基準と
いうのは出ていないんですか。

○説明員(貞広彰君) 実はそれ以降、国際連合の
方で、今申し上げました六八年の体系、六八体系
と我々呼んでいますけれども、一九九三年に九三
体系というものの考え方が出されて、各国に
その体系を採用するようにということで勧告を受
けております。

私も経済企画庁におきまして、この勧告を
受けて鋭意この二年間その検討方を行ってござ
りまして、現在この九三体系に基づいて新しい国民
経済計算体系の改定作業に取り組んでるところで
ございまして、今の予定ですと二〇〇〇年の秋こ
ろに新しい体系、九三体系に移行すると、この準
備を進めているところでございまして。

○水野誠一君 いろいろ私も周りで聞いてまい
りますと、この国民経済計算自体がなかなか今の経
済実態に反応し切れていない、こういう批判もあ
るようございまして。それは一つに、今お話を
あつたような新しい国連基準というものの対応し
ていくのがどうもおくれがちである、後手後手にな
っている、そういうところにもよる批判かなと
いう気もするわけであります。こういった非常に
スピードの速い国際社会でございまして。九三年に
出た基準を二〇〇〇年に導入するというようなこ
と、これはいろいろ御事情はあると思いますが、
やっぱ早くその対応ができるような体制をぜひ
おつくりいただきたいと思っております。

今、いろいろお答えがございましたが、それでは
我が国には一体どれだけのストックがあるのかと
いう非常に単純な疑問を持つわけであります。過
去に行いました、国内に存在する経済的価値を一
時点ですべて洗い出さる国富調査というものがあ
りました。これについて調べてみますと、大変
歴史が古い。公的機関が行った調査を見ただけで
も明治三十八年の日本銀行調査までさかのぼる
と言われております。以来、調査目的の変遷に伴
って、国富に土地などの天然資源を含むかどうか
など、こういう議論もいろいろあつたようござい

ますが、変化を遂げながら調査は重ねられてま
いりまして、昭和三十年から四十五年までは経済企
画庁によって五年置きに調査がされていっているとい
ふに承知しております。

さて、現在の国民経済計算でございまして、既
存の統計データからそのエッセンスを独自の概念
に合せて加工するいわゆる加工統計、二次統計
と呼ばれるものでございまして。また、その柱であ
る五つの既存統計データのうち四つのフロー統
計、すなわち国民所得統計、産業連関表、国際収
支表、それから資金循環表については現在も重要
な統計として独立して作成利用されている。これ
ら自体が国民経済計算の一部を構成しているもの
ではないわけでありまして。

現在の国民経済計算の一つの柱であるストック
の部分、これは国民貸借対照表というふうに言わ
れているものでございまして、これにつきまして
は、その国民経済計算年報の中のストック編が我
々が国における貸借対照表そのものであつて、独自
の統計として作成されてきたものではない。つま
り、国富調査のように独立した調査というのは昭
和四十五年以降は行われていない。

年報の中のストック編は四十五年調査をもとに
フローを積み上げたものであるという指摘を私は
聞いたことがあるんですが、これは事実でござい
ます。

また、もし独立した調査を行うとすれば、もち
ろんその費用も相当かかると思いますが、これを
行うことの必要性についての御所見はいかがで
ございましょうか。

○説明員(貞広彰君) まず、先生御指摘の国民経
済計算の中のストック統計のつくり方でござい
ますけれども、先生御指摘のとおり、現在では、
一番最後に行われた昭和四十五年の国富調査をま
ずベンチマーク、スタート台といたしまして、そ
れ以降、毎年のフロー、流れを積み上げて毎年毎
年のストックを出しているというところでございま
す。

なお、諸外国の例を見ましても、例えばアメリ

カ、イギリス等の欧米先進国においても同様のこ
とをやっております。国富調査に類する一次統
計の調査は実施をされておられませんが、フローの
積み上げでストックは推計されている、こういう
状況でございまして。

なお、先ほど申しました、二〇〇〇年から新し
いSNA体系、九三SNA体系になりますけれども
も、ストック統計の充実という観点で項目も新し
い項目を入れたら分類もいろいろ変えたりとい
うことで、ストック時代に対応した方向に向けて作
業を進めてまいりたいと思っております。

なお、国富調査そのものにつきましては、先生
御指摘のとおり、昭和三十年、三十五年、四十
年、四十五年と、四十五年が最後になってござ
りまして、仮に現在、国富調査を今すぐやると
いうことになりましたと、予算面、人員面、スタッ
フ面、それから調査客体である企業や家計の負担
などいろいろとそういう難しい問題、いろいろな
制約条件があるということをお察し願いたいと思
います。ただ、ストック統計の充実という観点
で、中長期的に国民経済計算におけるストック統
計の整備を進めるに当たって、国富調査というス
トックの二次統計ではなくて一次統計、これのあ
り方も十分念頭に置いて今後検討してまいりたい
というふうに考えております。

○水野誠一君 戦後、住宅などが破壊されて極端
なストック不足に陥った日本の姿があつたわけ
であります。その蓄積を図るために、フロー重
視、それから高度成長重視の政策を日本は積極的
に展開してきた。企業も付加価値を極大化するこ
とを目指して、大量消費、使い捨て商品の開発、
類案モデルチェンジなど、重要な戦略の柱とし
てこういう政策をとってきたわけでありまして。そ
の結果、資源の浪費とかあるいは環境破壊とい
う問題は伴いましたけれども、とりあえず日本のス
トックというのが急速に整つてきた姿、これが今
の姿ではないかと思っております。

こういうストックの充実した社会においては、
長もちする製品を開発する、あるいは良質なアフ

ターケアなどのサービス需要が増す。例えば百年
もつ住宅をつくれれば、次世代はストックとしての
住宅を引き継いで、リフォームなどのサービスを
受けながら住宅ローンに消えるはずだった資金を
より質の高い生活を楽しむ消費に向けられる、
こういう社会、本当に豊かな社会がそこには出て
くるのではないかと期待をするわけであります。
そして、ストック重視の経済は、環境の負荷の
少ない循環型社会への移行を促す非常に重要な
キーファクターになっていくと期待もしております。

現在我が国にどれだけの社会資本ストックがあ
るかということと正確に把握する調査というもの
も、そういうストックを有効に活用していくため
にも今後さらに重要であると思っておりますので、引
続きこういった調査の充実ということ、これは特
に国際基準に合わせた、国際比較のできる調査で
あるということとはもう大前提でございまして、ひ
どつ経済企画庁の重要なお仕事としてお進めいた
だきたいと思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) 委員御指摘のとおり、
日本の社会的、経済的な知的インフラストラク
チャーを高めることは大変重要だと思つておりま
す。

科学技術の面につきましては、諸外国との比較
でどうだこうだ、どれぐらいの費用がかかってい
る、どれぐらいの人数を抱えているとよく言われ
るんですが、実を言いますと、社会科学の面では
非常に寒い現状でございまして。また、今御指摘
のありましたように、少子高齢社会を迎えるに当
たつて日本もフロー社会からストック社会に変
わつてきておりますし、その間の積み上げだけで
はいろいろの誤解も誤算も出ていっていると思いま
すので、できるだけ早い機会に、一つは、できる
だけ早く経済情報をとらえる。先ほど御指摘あり
ましたように、世界的にも日本は早い方ではござ
いませぬ。正確ではありませんが早い方ではござ
いませぬ。これを改める。これは既に委員会をつ
くつてやっております。

もう一つは、研究所を充実いたしまして世界に冠たる情報を送るようになりたい。これは次の新政策としてぜひ実現したいと考えているところでございます。

○水野誠一君 ありがとうございます。

次に、通産省にちよつとお尋ねをしたいのでありますが、最近ニュースをにぎわせております、日本の基幹産業であります日産自動車と、海外、これは、ついこの間まではタイムラークライスターという話があったわけですが、それが先週ぐらいからフランスの大手自動車メーカーのルノーとの交渉へ移ってきています。報道によりますと、両社は十六日にも最終合意、正式発表する見通しである、資本提携をする、その大筋合意ができた、こんなニュースがございます。

その一連のニュースの中で実は私がちよつと興味を持ちましたのは、通産省の事務次官がタイムラークライスターと日産自動車との交渉が不調に終わった、決裂したというようなことについて見解をコメントされていたことがございました。

私はこの一点でお尋ねするわけではないのですが、これからさらに国際的な資本提携あるいは吸収合併というようなことも含めて、国をまたいだグローバル企業同士の提携ないしあるいは合併というふうなものが行われていく機会というのはほとんどふえるのではないだろうか。そうしたときに、通産省がどんなスタンスでそういった合併交渉等に関与していくのか、あるいはどんなビジョンを持ってそれに取り組んでいかれるのか、その点について大臣の御見解を伺えればと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 貿易も自由になり、資本の移動も自由になり、人の移動も自由になり、また税制その他の制度も各国で大体一致する方向で物事が動いておるときには、日本の資本と外国の資本が提携するということがいわば理の必然であると思っております。かつて日本も好調の時代にアメリカに行つて大きな会社を買ったこともありますし、日本の大きな会社が外国の資本と提携するということは、こういう資本の移動

が自由であるという世界では半ば当然、起きて不思議はないと思つております。むしろ、そのように各国間の企業が連携をしますと、企業の体質が強化される場合が多くなるでしょうから、そういう資本提携とかあるいは外国資本が日本の企業をテークオーバーするとかということこそ驚いて見る必要はないのではないかと私は思つております。

ただ、通産省がやらなければならぬ仕事は、国内でも企業の合併とか再編とかテークオーバーとかいろいろなことが起きるでしょうから、そのとき国内で障害になっておられます、税制の問題は障害になつていくかどうかはわかりませんが、株の交換制度とか商法上の問題とかが仮にあるとすれば、やはり再編機運と申しますか実際の再編と申しますか、そういうものに対する障害を取り除いていく、企業が自由な組み合わせで自由に発展していくための環境整備をするというのが通産省の役割だろうと私は思つております。

日本の企業が外国資本と連携をするということ自体は不思議なことでもありませんし、外国との連携によつて企業の体質、体力が強化されるということとはむしろ望ましいことだと私は思つております。

○水野誠一君 今のお答えで大変よくわかりました。私も全く大臣と同じ考え方でございます。ただ、通産省というお立場で、これから特にこういった国際提携あるいは国際合併というふうなときに、非常にデリケートなお立場があるかと思つて、そういった点に十分御注意をいたしたい、いい行司役、いいコーディネーターの役割を果たしていただければよろしいかと思つております。

終わります。

○委員長(須藤良太郎君) 以上をもちまして、平成十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会及び経済企画庁、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫並びに中小企業

総合事業信用保証部門についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(須藤良太郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(須藤良太郎君) 中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 中小企業経営革新支援法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今の経済環境を見ますと、経済のグローバル化、消費構造の多様化、経済構造のサービス化、情報技術の進展等の大きな変化が見られております。その中で、中小企業においては、製品、サービスの高付加価値化、市場指向性の追求、企画提案型の経営戦略の追求等の今日的な経営課題に的確に対応することが極めて重要となっております。

こうした状況におきまして、昭和三十八年に施行された中小企業近代化促進法では、業種ぐるみの近代化のための施策が推進されてきており、また、中小企業新分野進出等円滑化法につきましても、その支援対象が生産額または取引額が相当程度減少している等の要件に該当するものに限定されていることから、経済的環境の変化の中で、中小企業の新たな経営課題への取り組みに對し的確な支援策を講ずるためには、大幅な見直しが必要となつてきております。

このため、経済的環境の変化に柔軟に対応し、中小企業が創意工夫を生かした新商品、新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図

ることを経営革新としてとらえ、こうした経営革新を行おうとする個別の中小企業、グループ等への支援を強化するため、中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法を発展的に統合し、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、通商産業大臣は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する指針を経営革新指針として定めることとしております。

第二に、経営革新指針に基づき、単独または共同で行おうとする経営革新に関する計画を作成し、行政庁の承認を受けた中小企業者及び組合等に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額または取引額が相当程度減少している業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等が、その中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関する計画を作成し、主務大臣の承認を受けた場合には、当該組合等及びその構成員に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業総合事業団法案につきましても、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法案は、平成九年六月及び同年九月の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団を設立するとともに、繊維産業構造改善事業協会を解散して必要な

業務を中小企業総合事業団に移管しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び繊維産業構造改善事業協会を解散し、中小企業総合事業団を設立することとしております。

第二に、中小企業総合事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸し付け、出資及び助成等の事業、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするための債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸し付け、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業並びに小規模企業共済法及び中小企業倒産防止共済法の規定による共済制度の運営等の事業を行うこととしております。また、繊維産業構造改善事業協会が行ってきた必要な業務を当分の間、実施することとしております。

第三に、中小企業総合事業団の役員につきましては、特殊法人の統合の趣旨に即して、役員数の縮減を行うこととしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、三機関の統合に伴う経過措置等を講ずることとしております。また、あわせて、税法その他関連法律について所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業経営革新支援法案
二、中小企業総合事業団法案

中小企業経営革新支援法案
中小企業経営革新支援法

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 経営革新の支援(第三条—第九条)

第三章 経営基盤強化の支援(第十条—第十三条)

第四章 雑則(第十四条—第十九条)

第五章 罰則(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の

会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社員が一人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

3 この法律において「経営革新」とは、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相対度の向上を図ることをいう。

第二章 経営革新の支援

(経営革新指針)

第三条 通商産業大臣は、中小企業の経営革新に関する指針(以下「経営革新指針」という。)を定めなければならない。

2 経営革新指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項

二 経営革新の内容に関する事項

三 経営革新の実施方法に関する事項

四 その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項

3 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営革新計画の承認)

第四条 中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」という。)は、単独又は共同で行おうとする経営革新に関する計画(中小企業者等が第二条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う経営革新に関するものを含む。)以下「経営革新計画」という。)を作成し、通商産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあつては、通商産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営革新の目標

二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

三 経営革新の内容及び実施時期

四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 組合等が経営革新に係る試験研究のための

費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 行政庁は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(経営革新計画の変更等)

第五条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。)に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。、同法第三條の二第二項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。の保険関係であつて、経営革新関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第

三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。を受けた中小企業者に係るもの

についての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保証額の合計額が	中小企業経営革新支援法第六條第一項に規定する経営革新関連保証(以下「経営革新関連保証」という。)に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第一項及び第三條の三第一項	保証額の合計額が	経営革新関連保証に係る保証額の合計額とその他の保証額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第二項及び第三條の三第二項	当該保証をした	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第三條の二第三項及び第三條の三第三項	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業経営革新支援法第五條第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、「二億円」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり及び同法第五條中「百分の七十(無担保保険、特

別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあっては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第七條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)第三條第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金(第十二條第二項において「近代化資金貸付金」という。)であつて、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な設備に係るものについては、同法第五條の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

2 組合等が、承認経営革新計画で定める賦課の基準(次項及び第四項において単に「賦課の基

第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一十号)第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(課税の特例)

第九條 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行うとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の承認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものが、当該承認経営革新計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認経営革新計画で定める賦課の基準(次項及び第四項において単に「賦課の基

準」という。に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合においては、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が大幅に減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の承認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものについて欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

第三章 経営基盤強化の支援

（経営基盤強化計画の承認）

第十條 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの（以下「特定業種」という。）に属する事業

を行う中小企業者を構成員とする組合等（以下「特定組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、新技術又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化事業の目標
二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期
三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
四 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者が当該特定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

五 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業を行うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行うものであること。

4 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

（経営基盤強化計画の変更等）

第十一條 前条第一項の承認を受けた特定組合等は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合等又はその構成員が当該承認に係る経営基盤強化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。）に従つて経営基盤強化事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業信用保険法の特例等の規定の準用）

第十二條 第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

2 第七條の規定は、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

（課税の特例）
第十三條 特定組合等の構成員たる中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

2 第九條第二項から第四項までの規定は、特定組合等又はその構成員たる中小企業者について準用する。この場合において、同条第二項中「承認経営革新計画」とあるのは、「承認経営基盤強化計画」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

（資金の確保）
第十四條 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（調査、指導及び助言）

第十五條 行政庁は、承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 国及び都道府県は、承認経営革新計画に係る経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 国は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十六條 行政庁は承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（所管行政庁等）

第十七条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める行政庁とする。

一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者（第三号において「個別中小企業者」という。）が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第六号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの（次号において「地区組合」という。）のうちその地区が一都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ その地区が一都道府県の区域を超えない地区組合
ロ その行う事業が一都道府県の区域内に限られる第二条第二項に規定する社団法人

四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 通商産業大臣及び当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業を所管する大臣

2 都道府県知事は、第四条第一項又は第五条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に通知するものとする。

（主務大臣）
第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。
（権限の委任）

第十九条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第五章 罰則

第二十条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業近代化促進法の廃止）
第一条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）
二 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）
（中小企業近代化促進法等の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「中小企業政策審議会」とする。

2 前条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第一項又は第七条第一項の承認を受けた者に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収、同法

第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて事業を行う者（同法第五條第一項に規定する特例中小企業者を除く。）又は同法第八條第一項に規定する承認事業開始計画に従つて事業を行う者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、新分野進出等関連保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収並びに同法第五條第一項に規定する特例中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第二項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第四條 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「及び中小企業近代化審議会」を削り、「以下」の下に「この条から」を加え、同項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 次のイ又はロに掲げる事項
イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し
ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮

すべき重要事項
第十九條第三項中「前二項を」との条に、「指定業種に属する事業を「指定事業」に改め、同項ただし書中「前項において準用する中小企業近代化促進法第七條第二項又は第十七條第二項」を「第七項又は第十二項に」、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二項の次に次の十一項を加える。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により近代化計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者又は当該沖繩の中小企業者を直接若しくは間接の構成員（以下この条から第二十一條までにおいて単に「構成員」という。）とする団体に対し、必要な指導を行うものとする。

4 関係行政機関の長は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、沖繩振興開発審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合について準用する。

6 関係行政機関の長は、近代化計画に定める沖繩の中小企業の近代化の目標を達成するため、当該近代化計画に定める生産若しくは経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する事項に関し、当該指定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者が相互に協力して事業活動を行うことが特に必要であると認めるときは、当該沖繩の中小企業者又は当該沖繩の中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

7 関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該沖繩の中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体

の事業活動にあると認めるときは、当該事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体に對し、必要な勧告をすることができ

る。

8 関係行政機関の長は、前二項の勧告をしうとするときは、沖縄振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

9 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業（以下この条及び次条において「指定事業」という。）を行う沖縄の中小企業者に対し、その者が指定事業を行う他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者とともに出資して指定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立することにより、当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進され、かつ、当該沖縄の中小企業者が当該指定業種に係る近代化計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができ

10 関係行政機関の長は、前項の規定による出資をする沖縄の中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該沖縄の中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の行う指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

11 関係行政機関の長は、近代化計画を定め又は近代化計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する沖縄の中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定事業を行う沖縄の中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

12 関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該沖縄の中小企業者の事業と競合し又は関連する事業を行う者の事業活動が当該沖縄の中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、政令で定めるところにより、当該事業を行う者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

13 関係行政機関の長は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について沖縄振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

第二十条第二項中「特定業種に属する事業を行う」を「特定業種に属する事業（以下この条において「特定事業」という。）を行う」に、「事業と特定業種に属する事業」を「事業と特定事業」に、「行う特定業種に属する事業」を「行う特定事業」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 構造改善事業の目標
- 二 構造改善事業の内容及び実施時期
- 三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

4 関係行政機関の長は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第二十条に次の七項を加える。

5 関係行政機関の長は、第二項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属

する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、構造改善計画の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

7 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の承認をすることができ

る。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者に対しては、同様とする。

8 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは若しくは指定事業を行う他の中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は

企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の承認をすることができ

る。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である沖縄の中小企業者であつて特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対しては、同様とする。

9 前条第十項の規定は、前二項の規定による出資をする中小企業者であつて法人であるものに対して前二項の承認をする場合について準用する。

10 関係行政機関の長は、第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

11 前条第十三項の規定は、前項の報告の徴収について準用する。

第二十一条第一項第一号中「第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第四項又は前条第四項において

準用する同法第八條第二項から第四項まで」を「第十九條第九項若しくは第十項（前條第九項において準用する場合を含む。）又は前條第七項若しくは第八項に改め、同項第二号中、第十九條第二項において準用する中小企業近代化促進法第八條第一項若しくは前條第四項において準用する同法第八條第二項若しくは第三項を、第十九條第九項又は前條第七項若しくは第八項に改める。

第五十七條第一項中「第十九條第二項及び第二十條第四項において準用する中小企業近代化促進法第十七條第一項から第三項まで」を「第十九條第十一項若しくは第十二項又は第二十條第十項に、三十万円を三十万円に改める。

（罰則に関する経過措置）
第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第三條の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小企業基本法の一部改正）

第六條 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

（中小企業指導法の一部改正）

第七條 中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

第六條第一項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第八條 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第九條 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律等の一部改正）

第十條 次に掲げる法律の規定中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三條第三項

二 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三條第三項

三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三條第三項

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第三條第四項

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四條第四項

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十一條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）及び」を削り、「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）」の下に、及び中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第 号）を加え、同項中第七号の五を削り、第七号の六を第七号の五とし、第七号の七を第七号の六とする。

中小企業総合事業団法案

中小企業総合事業団法案

目次

第一章 総則（第一条 第八條）

第二章 役員等（第九條 第二十條）

第三章 業務（第二十一條 第二十三條）

第四章 財務及び会計（第二十四條 第四十三條）

第五章 監督（第四十四條 第四十五條）

第六章 雑則（第四十六條 第四十九條）

第七章 罰則（第五十條 第五十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 中小企業総合事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並び

に資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法第二条第一項の小規模企業者をいう。

（法人格）

第三条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 事業団の資本金は、附則第五條第六項、第六條第五項及び第七條第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十六條第一項の中小企業信用保険準備基金又は同条第二項の融資基金に充てらるべきものである。

るときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、中小企業総合事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以上及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提

出することができ。

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十二条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ。

(評議員会)

第十八条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができ。

4 評議員会は、評議員三十人以上で組織する。

5 評議員は、中小企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができ。

(職員の任命)

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 都道府県(政令で指定する市を含む)が行う中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第三条第一項各号に掲げる事業(同法

第七條第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む)の実施に關し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化(以下単に「中小企業構造の高度化」とい

う)又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな業務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓(以下「新事業の

開拓」といふ)に關し必要な指導を行うこと。

二 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

ハ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

四 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

五 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

六 新事業の開拓を行う中小企業者に対し、当該新事業の開拓に必要な助成を行うこと。

七 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な助成を行うこと。

八 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

九 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及

びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

十 中小企業指導担当者(中小企業指導法第三條第一項第四号の中小企業指導担当者という。)並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして特別の法律又は民法第三十四條の規定により設立された法人であつて通商産業省令で定めるものの役員及び職員は、養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと。

十一 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十二 次のイからハまでに掲げる者に對し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者(小規模企業共済法第二條第三項の共済契約者をいう。以下同じ。)又は共済契約者であつた者のうち同法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金(同法第十二條第一項の解約手当金をいう。)の支給の請求をしていないもの、その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の福祉の増進に必要な資金

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約(小規模企業共済法第二條第二項の共済契約をいう。)を締結しているもの、その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体、その団体の事業に必要な資金

十三 共済契約者の救済のための施設の設置及び運営を行うこと。

十四 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化又は中小企業の新事業の開拓を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者となし、前項第一号、第二号、第六号及び第十号の規定を適用する。

一 第二條第一項第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小事業者」という。)が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む。)であつて、その合併又は設立をした日から三年を経過しないもの

二 中小事業者から出資を受けた会社(当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。)であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

3 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業、同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業並びに同項第三号及び第四号に掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4 事業団は、事業年度ごとに、第一項第八号の規定による保険にあっては保険価額の総額について、同項第九号の規定による貸付けにあっては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保険又は貸付けを行うことができない。

5 第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務は、同項第十一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第三十二條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全

で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

6 事業団は、第一項第十七号に掲げる業務を行うおととするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十二條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に對し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 前條第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号イ、ハ及びニに掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)

二 前條第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

三 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務

四 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

五 前條第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に對し、前條第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に對し、第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びに調査、広報その他の業務(同項に規定するものを除く。)の一部を委託することができる。

4 前三項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前三項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

くは第五号に掲げる業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十三條 事業団は、第二十一條第一項に規定する業務について、当該業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務に係る前項の業務方法書には、保険関係が成立する保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他同項第八号の規定による保険に関する業務の方法並びに貸付金の使途、利率、償還期限、貸付金額の限度及び償還の方法に関する事項その他同項第九号の規定による貸付けに関する業務の方法を記載しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十五條 事業団は、毎事業年度、第二十一條第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条から第三十一條まで、第三十七條第一項、第四十條第一項、第二項及び第七項、第四十一條並びに第四十三條において「特定保険等業務」という。)を除く。)に關し、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 事業団は、事業年度の半期ごとに、特定保険等業務に關し、事業計画及び資金計画を作成し、当該半期の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(特定保険等業務に関する予算等)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に關し、予算を作成し、主務大臣を経由して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 特定保険等業務に関する予算には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の特定保険等業務に関する事業計画及び資金計画に関する書類

二 前年度の特定保険等業務に関する損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の特定保険等業務に関する予算損益計算書及び予算貸借対照表

四 その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる書類

3 特定保険等業務に関する予算の作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定により特定保険等業務に関する予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

5 内閣は、特定保険等業務に関する予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その特定保険等業務に関する予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

6 前項の規定により国会に提出する特定保険等業務に関する予算には、第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

7 特定保険等業務に関する予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

8 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 保険価額の総額の限度額及び貸付金の総額

の限度額

二 前号に掲げるもののほか、特定保険等業務に関する予算の執行に關し必要な事項

9 第七項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金及び附属雑収入とし、支出は、支払保険金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

10 第七項の収入支出予算は、収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分する。

11 前四項に規定するものを除くほか、特定保険等業務に関する予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣と協議して定める。

12 事業団は、予見し難い特定保険等業務に関する予算の不足に充てるため、特定保険等業務に関する予算に予備費を計上することができる。

13 特定保険等業務に関する予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

14 内閣は、特定保険等業務に関する予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を事業団に通知する。

15 事業団は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、特定保険等業務に関する予算を執行することができない。

16 大蔵大臣は、第十四項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

17 事業団は、第十四項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けたところに従い、収入にあつては項を、支出にあつては項(予備費の項を除く)を目に区分し、その特定保険等業務に関する予算を主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その区分の承認を受けなければならない。

18 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

らない。

19 事業団は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特定保険等業務に関する予算に変更を加える必要がある場合には、特定保険等業務に関する補正予算を作成し、これに特定保険等業務に関する補正予算の作成により変更した第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の特定保険等業務に関する予算損益計算書及び予算貸借対照表を除く)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。ただし、特定保険等業務に関する予算の追加に係る特定保険等業務に関する補正予算は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

20 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する補正予算について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十九項」と、第六項中「第二項各号に掲げる」とあるのは「第十九項に規定する」と読み替へるものとする。

21 事業団は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る特定保険等業務に関する暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

22 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する暫定予算について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第二十一項」と、第六項中「第二項各号に掲げる」とあるのは「第二十一項に規定する」と読み替へるものとする。

23 特定保険等業務に関する暫定予算は、当該事業年度の特定保険等業務に関する予算が成立したときは失効するものとし、この特定保険等業務に関する暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の特定保険等業務に関する予算に基づいてしたものとみなす。

する予算に基づいてしたものとみなす。

第二十七条 事業団は、特定保険等業務に関する支出予算については、当該特定保険等業務に関する予算の各項に定める目的のほか使用してはならない。

第二十八条 事業団は、特定保険等業務に関する予算に定める各項の経費の金額については、各項の間において相互に移用することができない。ただし、特定保険等業務に関する予算の執行上の必要に基づきあらかじめ特定保険等業務に関する予算をもって国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を受けて移用することができる。

2 事業団は、特定保険等業務に関する予算の各目のうち大蔵大臣の指定する各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、目的の間において相互に移用することができない。

3 事業団は、前項の規定により大蔵大臣の指定する目以外の目の経費の金額については、同一項のうち当該目的の間において相互に移用することができる。

4 事業団は、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

5 大蔵大臣は、第一項ただし書又は第二項の規定による移用又は流用について承認をしたときは、その旨を事業団及び会計検査院に通知しなければならない。

6 第一項ただし書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、特定保険等業務に関する収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。

7 事業団は、特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとするときは、その理由、金

額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。ただし、特定保険等業務に関する予算の各目のうち大蔵大臣が毎事業年度指定する各目の経費に特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとする場合には、自らその使用を決定することができる。

8 事業団は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

9 第七項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定に係る予備費使用書に掲げる経費については、第二十六条第十四項の規定による特定保険等業務に関する予算の通知があつたものとみなす。

(特定保険等業務に関する決算の完結)

第二十九条 事業団は、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算を翌年度の五月三十一日まで

に完結しなければならない。

(財務諸表、決算報告書等の作成等)

第三十条 事業団は、毎事業年度、第二十一条第一項各号に掲げる業務(特定保険等業務を除く)に關し、損益計算書、貸借対照表及び財産目録(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに同項に規定する業務に關する当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに当該財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る損益計算書及び貸借対照表又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務

諸表及び附屬明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備へ置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(特定保険等業務に關する財務諸表、決算報告書等の作成等)

第三十一条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に關し、財務諸表を作成し、当該財務諸表に關する監事の意見を付して、特定保険等業務に關する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附屬明細書並びに特定保険等業務に關する業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備へ置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の附屬明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

4 事業団は、特定保険等業務に關する決算の完結後第二十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に關する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に關する決算報告書を作成し、当該決算報告書に關する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

5 大蔵大臣は、前項の規定により特定保険等業務に關する決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

6 事業団は、第四項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備へ置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供し

なければならない。

7 第四項の決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

8 内閣は、第五項の規定により特定保険等業務に關する決算報告書の送付を受けたときは、第四項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日まで、会計検査院に送付しなければならない。

9 内閣は、会計検査院の検査を経た特定保険等業務に關する決算報告書に第四項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

10 大蔵大臣は、事業団の特定保険等業務に關する予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業団に対し特定保険等業務に關する収支の実績若しくは見込みについて報告を求め、又は事業団の特定保険等業務に關する予算の執行状況について実地監査を行うことができる。

(区分経理)

第三十二条 事業団の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びに同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務

二 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務

三 第二十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる業務及びこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務

四 第二十一条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務

ける業務に係る勘定からの他の勘定への資金の融通について準用する。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第三十三条 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定においては、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(同項第一号に掲げる業務に係る勘定においては、その残余の額から次条第三項の規定に基づき同条第一項の出資資金に充てた額及び第三十五条第三項の規定に基づき同条第一項の新事業開拓促進資金に充てた額を控除した額)は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相當する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という)又は同条第二項の融資基金(以下この条において「融資基金」という)の減額がなされているときは、その利益を附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金及び融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで前条第一項第二号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融

資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

4 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。

5 第三項の規定による積立金は、前項の規定により前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

6 第三項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第四項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、事業団は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

7 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第三項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

8 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

9 第三項の利益の計算の方法並びに第七項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

第三十四条 事業団は、第二十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以下この条において「出資業務」という。に關して、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に出資資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の出資資金(以下この条において「出資資金」という)に係る経理については、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において前条第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を出資資金に充てることができる。

4 出資資金の運用によつて生じた利子その他出資資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、出資業務に必要な資金又は出資資金に充てらるほか、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第二十一条第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

(新事業開拓促進資金)
第三十五条 事業団は、第二十一条第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条において「新事業開拓促進業務」という)に關して、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に新事業開拓促進資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の新事業開拓促進資金(以下この条において「新事業開拓促進資金」という)に係る経理については、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項に規

定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を新事業開拓促進資金に充てることができる。

4 新事業開拓促進資金の運用によつて生じた利子その他新事業開拓促進資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、新事業開拓促進業務に必要な資金又は新事業開拓促進資金に充てらるほか、新事業開拓促進業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第二十一条第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項の規定による積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を新事業開拓促進業務に必要な資金又は新事業開拓促進資金に充てることができる。

(基金)
第三十六条 事業団は、第二十一条第一項第八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、中小企業信用保険準備基金を設け、附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金に充てらるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てらるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

2 事業団は、第二十一条第一項第九号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、融資基金を設け、附則第五条第六項の規定により融資基金に充てらるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が融資基金に充てらるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

もつてこれに充てらるものとする。
3 前二項に規定する基金の経理に關しては、政令の定めるところによる。

(借入金及び中小企業総合事業団債券)
第三十七条 事業団は、第二十一条第一項各号に掲げる業務(特定保険等業務を除く)に必要な費用に充てらるため、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業総合事業団債券(以下「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行

等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。について保証することができ。

(償還計画)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用等)

第四十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金(特定保険等業務に係る勘定に属するものを除く)を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する有価証券の取得
二 通商産業大臣が指定する金融機関への預金
若しくは金銭信託又は郵便貯金

2 事業団は、次の方法によるほか、特定保険等業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 資金運用部への預託

3 事業団は、第一項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして政令で定める方法により、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

4 第一項第一号の規定により取得した有価証券は、次のものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行う銀行への信託
二 証券会社(外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。)への預託

5 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

6 事業団は、四半期ごとに第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 事業団は、特定保険等業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(会計帳簿)

第四十一条 事業団は、主務大臣の定めるところにより、特定保険等業務に関し、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すための必要な帳簿を備えなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(政令及び通商産業省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、第二十六条から第二十九条まで及び第三十一条の規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は政令で、その他の事業団の財務及び会計(特定保険等業務に係るものを除く)に関し必要な事項は通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十四条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法又は中小企業倒産防止共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 主務大臣は、この法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法又は中小企業倒産防止共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二条第一項から第三項までの規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十六条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十一條第一項の規定による任命をしようとするとき。

二 第二十一條第二項、第十四條第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十五條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十九條又は第四十條第六項の認可(第二十二條第一項の認可にあつては、同項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。

三 第十四條第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき。

四 第十五條ただし書、第三十條第一項、第三十四條第三項、第三十五條第三項若しくは第四十條第五項又は第四十二條の承認をしようとするとき。

五 第二十一條第二項又は第四十三條の通商産業省令を定めようとするとき。

六 第四十條第一項の規定による指定をしようとするとき。

2 主務大臣(次条第一項第二号の規定により通商産業大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十三條第一項の認可をしようとするとき。

二 第二十三條第三項の主務省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、通商産業大臣(第二十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る財務及び会計に関する事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣)

二 第二十一條第一項第一号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、通商産業大臣

三 第二十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣

2 第二十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務については、通商産業大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、第一項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の準用)

第四十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用

する。

第七章 罰則

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者（地方公共団体を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第四十条第一項、第二項又は第三項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第四十条第七項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第四十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一條、第十二條及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監

事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第二項の規定による届出があったときは、平成十一年七月一日に成立する。

(中小企業信用保険公庫の解散等)

第五条 中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。

3 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

4 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号。以下「旧公庫法」という。）第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の適用については、同法第七十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、同法第二十条中「翌年度の」とあるのは「平成十二年」とする。

5 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第五項及び附則第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等

の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号。以下この条において「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。）第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、旧公庫法第二十三条第六項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。

6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、旧公庫法第二十二條第一項の中小企業信用保険準備基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、附則第二十八条の規定による改正前の機械類信用保険法（昭和三十三年法律第五十六号）第十三條第一項の機械類信用保険運営基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金、同条第二項の融資基金、附則第二十八条の規定による改正後の機械類信用保険法第十三條第一項の機械類信用保険運営基金及び附則第三十六条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融

融機関等関連特別保険等準備基金に充てらるべきものとして出資されたものとする。

7 第一項の規定による公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(繊維産業構造改善事業協会の解散等)

第六条 繊維産業構造改善事業協会（以下「協会」という。）は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 協会の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 協会の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

4 協会の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、附則第二十四条の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。）第四十二条第一項の信用基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、旧繊維法第四十二条第二項の振興基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧繊維法第四十二条の三第一項の人材育成基金に充てらるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、附則第十九條第一項の繊維信用基金、附則第二十条第一項の繊維振興基金及び附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金に充てらるべきものとして出資されたものとする。

6 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から協会に、同表の中欄に掲げる基金に充て
るべきものとして出えんされた金額に相当する
金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、同表

の上欄に掲げる当該者から事業団に、同表の下
欄に掲げる基金に充てらるべきものとして出えん
されたものとする。

組織事業者(旧組織法第二条 第二項に規定するものをい う。以下同じ。)又はその組織 する団体	旧組織法第四十二条第一項の 信用基金	附則第十九条第一項の組織信用 基金
	旧組織法第四十二条の第二 項の振興基金	附則第二十条第一項の組織振興 基金
政府以外の者	旧組織法第四十二条の三第一 項の人材育成基金	附則第二十一条第一項の組織人 材育成基金

7 第一項の規定により協会が解散した場合にお
ける解散の登記については、政令で定める。

法という。第二十八条の二第一項の出資資金
に充てらるべきものとして政府から出資されてい
る出資資金に相当する金額及び附則第三十七条の
規定による改正前の新事業創出促進法(平成十
年法律第五十二号。以下「旧新事業創出促進法
」という。)第六条第一項の創業促進資金に充
てらるべきものとして政府から出資されている出
資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設
立に際し、政府から事業団に、第三十四条第一
項の出資資金及び第三十五条第一項の新事業開
拓促進資金に充てらるべきものとして出資された
ものとする。

7 中小企業事業団は、事業団の成立の時に
おいて解散するものとし、その一切の権利及び
義務は、その時において事業団が承継する。

8 第一項の規定により中小企業事業団が解散し
た場合における解散の登記については、政令で
定める。

2 中小企業事業団の平成十年四月一日に始まる
事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照
表及び損益計算書については、なお従前の例に
よる。

8 前項の中小企業事業団債権は、第三十七条第
四項及び第五項の規定の適用については、同条
第一項の規定による債券とみなす。

3 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる
事業年度は、中小企業事業団の解散の日の前
日に終わるものとする。

9 附則第五項第一項、第六条第一項及び第七
条第一項の規定により事業団が権利を承継する
場合における当該承継に係る不動産又は自動
車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土
地の取得に対して課する特別土地保有税又は自
動車取得税を課することができない。

4 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる
事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対
照表及び損益計算書については、なお従前の例
による。

10 附則第五項第一項、第六条第一項及び第七
条第一項の規定により事業団が権利を承継し、か
つ、引き続き保有する土地のうち、地方税法
(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十

5 第一項の規定により事業団が中小企業事業団
の権利及び義務を承継したときは、その承継の
際における中小企業事業団に対する政府の出資
金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府
から事業団に出資されたものとする。この場合
において、その承継の際、附則第二十四条の規
定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十
五年法律第五十三号。以下「旧中小企業事業団

九条第一項の規定により申告納付すべき日の属
する年の一月一日において公庫、協会又は中小
企業事業団が当該土地を取得した日以後十年を
経過したものに対しては、土地に対して課する
特別土地保有税を課することができない。

6 第一項の規定により事業団が中小企業事業団
の権利及び義務を承継したときは、それぞれ、
前項の規定により第三十四条第一項の出資資金
に充てらるべきものとして政府から出資があつた
ものとされた金額及びその承継の際旧中小企業
事業団法第二十八条の二第一項の出資資金に充
てられていた金額(当該出資資金に充てらるべき
ものとして政府から出資されている出資金に相
当する金額を除く。)の合計額に相当する金額は
第三十四条第一項の出資資金に、前項の規定に
より第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に
充てらるべきものとして政府から出資があつたも
のとされた金額及びその承継の際旧新事業創出

11 附則第五項第一項、第六条第一項及び第七
条第一項の規定により事業団が権利を承継し、か
つ、引き続き保有する土地のうち、地方税法
(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十

る厚生年金基金(以下「事業団基金」という。)に申し出て、公庫基金の設立事業所(以下この条において「脱退事業所」という。)に使用される公庫基金の加入員に係る公庫基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる公庫基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができ

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、公庫基金は、事業団基金に申し出て、脱退事業所に使用される公庫基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したものの(同項に規定する脱退事業所に使用される公庫基金の加入員を除く。)のうち次項の同意をしたものに係る公庫基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる公庫基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 公庫基金が前項の規定により当該公庫基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 公庫基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される公庫基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに公庫基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び公庫基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 事業団基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

6 事業団基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 事業団基金が第五項の規定により権利義務を承継したときは、事業団基金に年金たる給付の支給に関する権利義務が承継された者の公庫基金の加入員であつた期間は、事業団基金の加入員であつた期間とみなす。

第十二条 厚生年金保険法第六十条第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した公庫基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた公庫基金の当該権利義務を承継する厚生年金基金の加入員となつたときは、同法第六十一条第一項中「再びも」との基金」とあるのは、「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第

号)附則第十一項第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する公庫基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替へて、厚生年金保険法第六十一条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第六十二条第四項ただし書及び第六十三

条第七項ただし書の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、公庫基金が厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」という。)附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五條第二項中「第六十二」条の二までとあるのは、「第六十六」条の二まで並びに中小企業総合事業団法(平成十一年法律第

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中小企業総合事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十四条 事業団の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

2 事業団の最初の事業年度の第一の半期は、その成立の日が始まり、平成十一年九月三十日に終わるものとする。

第十五条 事業団の最初の事業年度の第二十一条第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)に関する予算、事業計画及び資金計画については、第二十五条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

2 事業団の最初の事業年度の第一の半期の第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事業計画及び資金計画については、第二十五条第二項中「当該半期の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(役員に関する特例)
第十六条 事業団に、役員として、第九条に定めるところのほか、当分の間、理事一人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、第十二条第一項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(出資資金の運用又は使用の特例)
第十七条 事業団は、当分の間、第二十一条第一項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)の遂行上必要があるときは、同項第四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の遂行に支障の生じない範囲内において、

第三十四条第一項の出資資金の一部を貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同項の出資資金に充てることができる。

(業務の特例)

第十八条 事業団は、第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の施行前に協会が締結した債務保証契約に係る旧織維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 事業団は、当分の間、第二十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、旧織維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

(織維信用基金)

第十九条 事業団は、前条第一項に規定する業務に関する織維信用基金を設け、附則第六條第五項の規定により織維信用基金に充てらるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により織維信用基金に充てらるべきものとして織維事業者又はその組織する団体から出資があつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てらるものとする。

2 前項の織維信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(織維振興基金)

第二十条 事業団は、附則第十八條第二項に規定する旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する織維振興基金を設け、附則第六條第五項の規定により織維振興基金に充てらるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により織維振興基金に充てらる

べきものとして組織事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の組織振興基金に準用する。

(組織人材育成基金)

第二十一条 事業団は、附則第十八条第二項に規定する旧組織法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する組織人材育成基金を設け、附則第六条第五項の規定により組織人材育成基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により組織人材育成基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 附則第十九条第二項の規定は、前項の組織人材育成基金に準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第二十二條 附則第十八条の規定により事業団の業務が行われる場合には、第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び附則第十八条に規定する業務(以下「組織関係業務」という。))と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(組織関係業務に係るものについては、通商産業大臣)」と、第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除く。」とあるのは「を(除く。))及び組織関係業務」と、第三十二条第一項第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに組織関係業務」と、第四十条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(組織関係業務に係る事項については、通商産業大臣)」と、第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び附則第十八条」とする。

第二十三条 事業団は、附則第六条第六項の規定により附則第十九条第一項の組織信用基金に充

てるべきものとして組織事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額(以下「出えん金」という。))について、附則第十八条第一項に規定する業務の実施の状況、附則第十九条第一項の組織信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができ

る。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、組織信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

(中小企業信用保険公庫法、組織産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法の廃止)

第二十四条 次の法律は、廃止する。

一 中小企業信用保険公庫法

二 組織産業構造改善臨時措置法

三 中小企業事業団法

(中小企業信用保険公庫法、組織産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法の廃止に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定の施行前に旧公庫法第十條を除く。、旧組織法第三十條及び第三十一条を除く。又は旧中小企業事業団法(第十一條及び第十八條を除く。))によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二十六条 中小企業信用保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。))を、中小企業総合事業団(以下「事業団」という。))に、「公庫」とを「事業団」とに改める。

第三条の二第一項及び第三項、第三条の三第一項から第三項まで、第三条の四第一項及び第二項、第三条の五第一項及び第二項、第三条の六第一項及び第二項、第三条の七第一項及び第

二項、第五条並びに第八条から第十一条までの規定中「公庫」を「事業団」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第二十七条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)」を「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)」に、「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に、「同号イからハまで」を「同号イからニまで」に改める。

(機械信用保険法の一部改正)

第二十八条 機械信用保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。))を、中小企業総合事業団(以下「事業団」という。))に改め、同条第二項及び第三項中「公庫」を「事業団」に改める。

第三条の二第一項及び第二項、第五条から第七条まで、第九条第一項並びに第十条第一項中「公庫」を「事業団」に改める。

第十一条の見出しを「公庫」を「事業団」に改め、同条中「公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八条第一項を、事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)第二十一条第一項」に改める。

第十二条の見出しを「(業務方法書)」に改め、同条第一項中「公庫」を「事業団」に、「業務の方法を定め、業務方法書を作成し」に改め、同条第二項中「前項の業務の方法を、前項の業務方法書に、「定めおかなければならぬ」を「記載しなければならぬ」に改める。

第十三条第一項中「公庫」を「事業団」に、「機械信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十号)附則第三條第二項の規定により、中小企業総合事業団法附則第五條第六項の規定により運営基金に充てるべきものとして」に改め、同条第二項及び第三項中「公庫」

を「事業団」に改める。

第十四条第一項から第三項までの規定中「公庫」を「事業団」に改める。

第十五条を次のように改める。

(中小企業総合事業団法の特例)

第十五条 第十一条の規定により事業団の業務が行われる場合には、中小企業総合事業団法第二十五条第二項中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)第十一条に規定する業務(以下「機械信用保険業務」という。))と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械信用保険業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣)」と、同法第二十六条第一項から第八項まで、第十一項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十三項まで、第二十七條、第二十八條第一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九條、第三十一条(第三項、第六項及び第七項を除く。)、第四十條第七項、第四十一条並びに第四十三條中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械信用保険業務」と、同法第二十六條第一項、第二十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第二十八條第四項、第七項及び第八項、第三十一条第一項及び第四項並びに第四十一条中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械信用保険業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣)」と、同法第二十六條第八項第一号中「貸付金の総額の限度額」とあるのは「貸付金の総額の限度額(機械信用保険業務に関する予算については、保険価額の総額の限度額)」と、同法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令(機械信用保険業務に係るものについては、通商産業省令・大蔵省令)」と、同法第四十條第一項及び第二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び機械信用保険法第十四條第一項に規定する特別の勘定」と

と、同法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び機械類信用保険法」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械類信用保険業務に係る事項については、通商産業大臣）」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「又は中小企業倒産防止共済法又は機械類信用保険法」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機械類信用保険法」と、同条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び機械類信用保険法第二十一条」とする。

（中小企業指導法の一部改正）

第二十九条 中小企業指導法の一部を次のように改正する。

第一条並びに第三条第一項及び第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三十条 小規模企業共済法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

第十六条の二中「中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）第二十一条第一項第六号」を「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）第二十一条第一項第十二号」に改める。

第十六条の三第一項中「中小企業事業団法第二十一条第一項第六号」を「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十二号」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置）第三十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の小規模企業共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の小規模企業共済法の規定によつてしたものとする。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第三十二条 中小企業倒産防止共済法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定によつてしたものとする。

（特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第三十四条 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「中小企業信用保険公庫」を「中小企業総合事業団」に改める。

（中小企業者の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三十五条 中小企業者の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）」を「中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）」に改める。

第八条の三第一項中「公庫」を「事業団」に改める。

第十四条の十一第一項中「公庫は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八条第一項を「事業団は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）第二十一条第一項に、「公庫」とを「事業団」とに改め、同条第五項中「中小企業信用保険公庫法」を「中小企業総合事業団法」に、「第十八条第一項第一号」を「第二十一条第一項第八号」に、「第二十六

条第二項及び第二十八条第一項を「第四十四条第二項及び第四十五条第一項に改める。

（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正）

第三十六条 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）」を「中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）」に、「公庫」とを「事業団」とに改める。

第四条第一項及び第二項並びに第六条中「公庫」を「事業団」に改める。

第七条の見出し中「公庫」を「事業団」に改め、同条中「公庫は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八条第一項を「事業団は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）第二十一条第一項に改める。

第八条の見出しを「業務方法書」に改め、同条第一項中「公庫」を「事業団」に、「業務の方法を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同条第二項中「前項の業務の方法」を「前項の業務方法書」に、「定めておかなければならない」を「記載しなければならぬ」に改める。

第九条第一項中「公庫」を「事業団」に改め、「設け」の下に「中小企業総合事業団法附則第五条第六項の規定により準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び」を加え、同条第二項及び第三項中「公庫」を「事業団」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定中「公庫」を「事業団」に改め、同条第五項中「公庫の資本金は、前条第三項、中小企業信用保険公庫法第四条第一項及び第三項、機械類信用保険法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十号）附則第三条第二項後段並びに機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）第十三条第三項の規定にかかわらず」を「事業団は」に改め、

「により」の下に「資本金を」を加え、同条第六項中「公庫」を「事業団」に改め、同条第九項を削る。

（中小企業総合事業団法の特例）

第十一条 第七条の規定により事業団の業務が行われる場合には、中小企業総合事業団法第二十五条第二項中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）第七條に規定する業務（以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。）」と、

「主務大臣」とあるのは「主務大臣（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六条第一項から第八項まで、第十九項から第二十三項まで、第二十七條、第二十八條第一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九條、第三十一条（第三項、第六項及び第七項を除く）、第四十条第七項、第四十一条並びに第四十三条中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務」と、同法第二十六条第一項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第三十一条第一項及び第七項並びに第四十一条中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六条第八項第一号中「貸付金の総額の限度額」とあるのは「貸付金の総額の限度額（破綻金融機関等関連特別保険等業務に関する予算については、保険価額の総額の限度額）」と、同法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業省令・大蔵省令）」と、同法第四十条第一項及び第二項中

「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第十條第一項に規定する特別の勘定」と、同法第四十三條中「この法律」とあるのは「この法律及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第四十四條及び第四十五條第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣」と、同法第四十四條第二項及び第四十五條第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第五十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第二十一條第一項及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七條」とする。

（新事業創出促進法の一部改正）
第三十七條 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、同条中「中小企業事業団（以下「事業団」という。）を「中小企業総合事業団」に、「中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）を「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）」に改め、「又は中小企業者である同項第二号若しくは第四号に掲げる創業者を削る。」第五條及び第六條を次のように改める。
第五條及び第六條 削除
第七條を次のように改める。
（中小企業総合事業団法の特例）

第十部 経済・産業委員会会議録第三号 平成十一年三月十五日 【参議院】

第七條 第四條の規定により中小企業総合事業

団の業務が行われる場合には、中小企業総合事業団法第二十三條第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第四條に規定する業務（以下「創業促進業務」という。）」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣（創業促進業務に係るものについては、通商産業大臣）」と、同法第二十五條第一項、第三十條第一項及び第三十七條第一項中「を削る。」とあるのは「を削る。」及び「創業促進業務」と、同法第三十二條第一項第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに創業促進業務」と、同法第三十五條第一項中「新事業開拓促進業務」という。）並びに「創業促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び創業促進業務」と、同法第四十四條及び第四十五條第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（創業促進業務に係る事項については、通商産業大臣）」と、同法第四十四條第二項及び第四十五條第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は新事業創出促進法」と、同法第五十一條第三号中「第二十一條第一項」とあるのは「第二十一條第一項及び新事業創出促進法第四條」とする。
（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）
第三十八條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中、「中小企業信用保険公庫」を削り、「沖縄振興開発金融公庫の下に、中小企業総合事業団を、債権の下に（中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）第三十二條第一項第二号に掲げる業務、機械類信用保険法（昭和

三十六年法律第五十六号）第十一條に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）第七條に規定する業務（以下「特定業務」と総称する。）に係る債権に限る。」を、「債権の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る債権に限る。）」を加える。
第二條第一項中「公庫等の債権の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係るものに限る。）を、「公庫等の債権の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係るものに限る。）」を加える。
（公職選挙法の一部改正）
第三十九條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第百三十六條の二第一項第二号中、「中小企業信用保険公庫」を削る。
（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）
第四十條 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項中、「中小企業信用保険公庫」を削り、「沖縄振興開発金融公庫の下に、中小企業総合事業団を、行方者」の下に（中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第号）第三十二條第一項第二号に掲げる業務、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）第十一條に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）第七條に規定する業務（以下「特定業務」と総称する。）に関する予算執行の職務を行う者に限る。）を、「規程（の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る部分に限る。）」を加える。
第十條第一項中「命ぜられた職員（の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る

現金の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員に限る。」を加える。
第十一條第一項中「行方者」の下に（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る勘定に属する物品の管理の職務を行う者に限る。）を加える。
（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十一條 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。）第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する公庫の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の前条の規定の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、なおその効力を有する。
（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）
第四十二條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第一條中、「中小企業信用保険公庫」を削る。
第五條第三項中「収入保険料（住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫）を収入保険料（住宅金融公庫）に改め、回収金（中小企業信用保険公庫の場合に限る。）を削り、を、中小企業信用保険公庫の場合を除くを、を含むに、支払保険金（住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫）を、支払保険金（住宅金融公庫）に改める。
（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第四十三條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、「中小企業信用保険公庫」を削る。
（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）
第四十四條 経済基盤強化のための資金及び特別

(法人税法の一部改正)

第五十二条 法人税法の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中中小企業信用保険公庫の項を削る。
別表第二第一号の表中繊維産業構造改善事業協会の項を削り、中小企業事業団の項を次のように改める。

中小企業総合事業団 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第五十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中繊維産業構造改善事業協会の項を削り、中小企業事業団の項を次のように改める。

中小企業総合事業団 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)

別表第二中中小企業信用保険公庫の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第五十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中小企業信用保険公庫の項を削る。
別表第三の十九の項を次のように改める。

十九 中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 中小企業総合事業団法第二十一条第一項第一号から第四号まで、第十号及び第十三号(業務の範囲)に掲げる業務並びにこれらの業務に関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する同項第十六号に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録
--------------	------------------------	---

(消費税法の一部改正)

第五十五条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表中繊維産業構造改善事業協会の項を削り、中小企業事業団の項を次のように改める。

中小企業総合事業団 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)

別表第三第一号の表中中小企業信用保険公庫の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十部 経済・産業委員会会議録第三号 平成十一年三月十五日 【参議院】

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業信用保険公庫を削る。」

第七十二条の五第一項第六号中「繊維産業構造改善事業協会を削り、同項第七号中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第十七号中「中小企業事業団が中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十一条第一項第四号」を「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)第二十一条第一項第十号」に改める。

第七十三条の十四第七項及び第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業事業団から中小企業事業団法」を「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法」に改める。

第三百四十八条第二項第二号中「中小企業事業団が中小企業事業団法第二十一条第一項第四号」を「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十号」に改める。

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業事業団法」を「中小企業総合事業団法」に、「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第七百一条の三十四第三項第二十号及び附則第十一條第十八項中「中小企業事業団法」を「中小企業総合事業団法」に、「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

附則第十五条第四十四項中「中小企業事業団法」を「中小企業総合事業団法」に、「平成十年四月一日」を「平成十一年七月一日」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第七十三條の十四第七項、第七十三條の二十七の五第一項及び附則第十一條第十八項に規定する資金の貸付けを受けて不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については

は、なお従前の例による。

2 旧地方税法第五百八十六条第二項第十二号に規定する事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置され、又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業に対して課する事業に係る事業所税(旧地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。)については、なお従前の例による。

4 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置される施設に係る事業所用家屋(旧地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築若しくは増築又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業所用家屋の取得で、その譲渡しによる取得につき旧地方税法第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築若しくは増築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税(旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。)については、なお従前の例による。

5 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧地方税法附則第十五条第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第五十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

定める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十九号中「中小企業信用保険公庫」を「中小企業総合事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第六十一条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、同項第五号中「中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」を「及び中小企業金融公庫」に改める。